

## 令和3年3月定例会会議録（第1号）

令和3年3月3日 水曜日 午前10時00分開会  
 議長 下山准一 副議長 新田道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員事務局 主幹	金谷佳代

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	小関孝
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	津藤隆浩

### 事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主任	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小田桐まなみ

### 議事日程（第1号）

令和3年3月3日 水曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第2号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

（一括上程、提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第 4 議案第15号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約（令和元年議案第60号）の一部変更について
- 日程第 5 議案第16号明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約（令和元年議案第61号）の一部変更について
- 日程第 6 議案第17号明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約（令和元年議案第62号）の一部変更について
- 日程第 7 令和3年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明）

- 日程第 8 議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算
- 日程第 9 議案第9号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第10号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第11 議案第11号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第13号令和3年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算
- 日程第15 予算特別委員会の設置

(一括上程、提案説明、総括質疑)

- 日程第16 議案第18号鮭川村村営バスの設置及び管理に関する協定の変更に係る協議について
- 日程第17 議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第20号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第21号新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例について
- 日程第20 議案第22号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第23号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第24号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第23 議案及び請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第24 議案第2号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第13号)
- 日程第25 議案第3号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第26 議案第4号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第27 議案第5号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第28 議案第6号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第29 議案第7号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算(第3号)

**本日の会議に付した事件**

議事日程(第1号)に同じ

## 開 会

**下山准一議長** それでは、改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより令和3年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員指名

**下山准一議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、佐藤文一君、山科正仁君の両名を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

**下山准一議長** 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

（石川正志議会運営委員長登壇）

**石川正志議会運営委員長** おはようございます。

それでは、私から、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る2月24日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席

を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和3年3月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付してあります令和3年3月定例会日程表のとおり、本日から3月17日までの15日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告1件、令和2年度補正予算6件、令和3年度予算7件、議案10件、請願1件の計25件であります。

案件の取扱いにつきましては、本日、報告1件の後、議案第15号、議案第16号及び議案第17号の議案3件につきましては、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

議案第8号から議案第14号までの令和3年度予算7件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後に全議員で構成する予算特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査していただきます。

議案第18号から議案第24号までの議案7件につきましては、本日の本会議において一括上程、議案説明の後に総括質疑を行い、各常任委員会に付託して審査していただきます。

議案第2号から議案第7号までの令和2年度補正予算6件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は9名であります。よって、1日目5名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答

弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月

17日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は3月3日から3月17日までの15日間と決しました。

### 令和3年3月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	3月3日	水	本会議	議場	午前10時	開会。報告(1件)の説明。議案(3件)の一括上程、提案説明、採決。人事案件(3件)の上程、提案説明、採決。令和3年度施政方針の説明。予算(7件)の一括上程、提案説明。予算特別委員会の設置。議案(7件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案及び請願の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(6件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予算特別委員会	議場	本会議終了後	正副委員長の互選
第2日	3月4日	木	本会議	議場	午前10時	一般質問 奥山省三、小嶋富弥、小野周一、山科正仁、高橋富美子の各議員
第3日	3月5日	金	本会議	議場	午前10時	一般質問 山科春美、叶内恵子、押切明弘、佐藤悦子の各議員
第4日	3月6日	土	休 会			
第5日	3月7日	日				
第6日	3月8日	月	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 7 日	3 月 9 日	火	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第 8 日	3 月 10 日	水	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和3年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第 9 日	3 月 11 日	木	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和3年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第10日	3 月 12 日	金	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和3年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第11日	3 月 13 日	土	休 会			
第12日	3 月 14 日	日				
第13日	3 月 15 日	月	休 会			本会議準備のため
第14日	3 月 16 日	火	休 会			本会議準備のため
第15日	3 月 17 日	水	本 会 議	議 場	午前10時	予算特別委員長報告、採決。各常任 委員長報告、質疑、討論、採決。

### 日程第3報告第2号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

**下山准一議長** 日程第3報告第2号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

3月定例会、誠に御苦労さまでございます。

今日は令和3年3月3日、ひな祭りということで、語呂合わせのいい日だなと思っています。

それでは、報告第2号新庄市土地開発公社の経営状況について御報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づくものであります。お手元の令和3年度予算書につきましては、去る2月4日に開催されました令和3年第1回土地開発公社理事会において承認されたものであります。

令和3年度の事業計画といたしましては、今年度実施した宅地開発候補地調査に基づき、小桧室地区の宅地開発について事業化に向けた準備を進めていくこととしております。

なお、予算書の1ページから5ページまでに新庄市土地開発公社予算の内容を記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で、令和3年度新庄市土地開発公社の経営状況の報告といたします。

**下山准一議長** 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

## 議案 3 件一括上程

**下山准一議長** 日程第 4 議案第 15 号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約（令和元年議案第 60 号）の一部変更についてから日程第 6 議案第 17 号明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約（令和元年議案第 62 号）の一部変更についてまでの議案 3 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号から議案第 17 号までの議案 3 件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、議案第 15 号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約の一部変更について、議案第 16 号明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約の一部変更について及び議案第 17 号明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約の一部変更について、一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも明倫学園校舎棟建設工事に係る請負契約について、契約内容を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により御提案申し上げます。

変更する内容につきましては、建築工事、機械設備工事、電気設備工事のいずれも完成工期を令和 3 年 3 月 15 日としていたものを令和 3 年 5 月 15 日まで延長するものであります。

校舎棟建設工事については、令和元年 10 月の

着工以来、プレキャスト、プレストレストコンクリート部材の工場製造が始まった 2 月頃までは比較的順調に推移してまいりましたが、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大により、緊急の工事現場内完全休業の実施や現場作業員の 3 密対策などの感染予防対策を講じながらの工事実施を余儀なくされ、また昨季の暖冬に伴う季節外れの降雨による地盤補強の実施や、クレーンへの落雷被害の発生なども重なったことにより工事の進捗に遅れが目立ち始め、これまで遅れを最小限に抑えるべく努力してまいりましたが、工事の完成までにはさらに時間を要することとなったため、工期の変更を行うものであります。

なお、校舎棟の完成は来年度にずれ込むこととなりますが、義務教育学校としての明倫学園は予定どおり令和 3 年 4 月に開校させ、新校舎が完成するまでの間は明倫中学校と沼田小学校の 2 つの校舎を暫定的に使用いたします。

新校舎の完成後は、速やかに引っ越し作業を行い、新校舎での学校生活に移行してまいりますので、御理解と御協力をくださるようお願いいたします。

以上、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第 15 号から議案第 17 号までの議案 3 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

初めに、議案第 15 号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約（令和元年議案第 60 号）の一部変更について質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 今の説明を聞きまして、この工事遅延が起こった原因というのが2通りの見方ができるかなと思っております。

まずは1点が、コロナウイルスの影響というのは全国一律であったわけです。その状況の中で、県内においても公共工事ということは多数行われておりまして、その中で工期については全てが延期を余儀なくされているという状況ではないと聞いております。工期を守らなければいけない、急ぎ完成をとという工事現場もたくさんあると聞いております。

この中にありまして、新型コロナウイルスの感染拡大によってという説明があったんですが、コロナの影響で具体的に工事が遅れた、工事現場に影響を及ぼした理由、遅れた根拠を具体的にまず示していただきたいということと、今回変更についての議決ということなんですが、工期が延びる分について、2か月延びるということは業者にとって実質的な負担が強いられるわけです。費用負担というのはどうであるのか。人夫にしても仮設についても2か月分の費用がかかるということなんですが、もしそれがないとすれば、最初の契約をしたときの額というところにその分も含まれていたのか、余裕があったのかどうかということになるのではないかなと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** まず、コロナ対策で遅れた根拠というお話でございますが、徹底した新型コロナウイルス感染症の予防対策を3月12日の時点で私どもから工事担当業者に

要請をしております。その中で一番大きな遅れる要因となったのは、やはり3密対策であると考えております。これは、必要最小限での作業員の調整、そして作業員それぞれの間隔の距離を十分に確保すること、事務員のテレワークなども含めてお願いしたわけでございますが、特にこのような大きい工事になりますと県外業者というものが入ってくるという状況になりますので、この辺をしっかりと作業員を調整していただくという要請をさせていただいたことが大きな要因かなと考えてございます。

2点目の経費の関係でございますが、人件費も含めまして様々全てのところで全部その調整を見まして、結果的に出たり入ったりというところを調整させていただいて、今回何とか同じ額でできるという判断を業者と調整いたしまして、額の変更はなしという方向に進めさせていただきまして、最初からそれが入っていたということはございませんので、御理解いただきたいと思います。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 3密対策ということですが、その要請をした、発注者から予防を十分にしてくれというお願いをしたということであるんですが、その状況というのは全国一律だったと思います。その中で、国交省においても工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底ということで、日本全国様々な全ての建設業界において既に通知があったことと思います。なので、3密対策の仕方であったりそういったことについては、大変だけれども、安全が第一という建設現場においては粛々とその対策をされたのではないかと思います。

そういう状況の中で、市内において、昨年、コロナウイルス禍にあつて市が発注した公共工事の現場の中で、何件、遅延というものがあつ

たんでしょうか、どうだったんでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 県内でよろしいでしょうか。県内で申し上げます。（「市内で」の声あり）市内では明倫学園ほどの大きな工事が実施されておりませんので、そのような把握はしてございません。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** そうしますと、3密対策ということは、コロナ対策ということは現場の中で徹底をされてきた、そういったことが全て今回の延期につながるものではないと私はいろいろ聞き及んだんですが、その中で今回遅延において、行政として契約が遅延する、変更するということは、ある意味というか、マニュアルを作るぐらい大変慎重にというか、ならなければいけないことでもありますし、市としての、発注者としての不名誉というか、そういったものを回避しなければならない、なので厳格にマニュアルを作っているのかと思います。それに従って、また国が示した内容に従って、それであってもどうにもならない、本当にどうにもならないという状況を「今コロナだから」「こうだから」じゃなくて、もっときちっと、どこの段階でどうだったのかというのを指し示す必要があるかと思えます。それが指し示されない。現場の中でも、ほかの現場では、県内含めてほかの現場では、工期、間に合わせられるように一生懸命頑張っているんだという現場の業者の方たちの声がある中で、今回の案件というのは、例えば新庄市で競争入札の参加資格指名停止要綱というのがありますが、その中には該当しないのか。

あと一回しかないなので、もう一つ質問したい

んですが、もう一点、コロナに起因した遅延という理由と、もう一つ、クレーンですね、プレキャストをやるためのクレーンの設置に土壤改良が必要になって遅れたとありますが、これについては、そもそもプレキャストとはどういう工法なのか考えると大型の350トンのクレーンがもともとないとできないんですよ。その工法を考えるならば設計の段階でプレキャストをするためにクレーンを置かなければいけないくて、設計する前に土壤の地質調査をしているわけですよ。そうすると、それが幾らポイントで調査をしたといっても全体がどんな土壤なのかというのは把握できるんですよ。その把握の下に350トンのクレーンを置いたときにどういう状況になっていくか。気象状況、雨、それは関係ないんですよ、例えば大災害になって、大雨が降って川の水があふれて流されるという状況じゃない限り。軟弱地盤であれば軟弱地盤としての対策を設計段階でしなければいけないということなんではないでしょうか。

そうしますと、設計の段階で設計者からその説明をちゃんと受けているのか、また発注者としてそのチェックをしていたのか、そこが大きい問題になるんだと思います。重機が入れるのか入れないのか、ちゃんと検討があったのかということですね。そもそもその問題を遅延の理由にするということがまた問題なのではないかと思えます。発注者としてその点について責任ないんでしょうか、どのように考えているでしょうか、お願いします。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** まず1点目につきましては、基本的に該当しないと考えております。

次に、御指摘の地質調査関係で、クレーンが

入れるか入れないかしっかり見るべきだったのではないかといった御質問につきましては、基本的に地質調査は行って、どんな土壌かというところは確認してございます、設計の段階で。地質調査に基づきまして、あの大きな躯体をきちんと施工することができるかどうかというところは、できるという判断をさせていただいております。

ただ、地質調査の結果、粘土層があったんですが、これが通常の降雪であれば十分大丈夫と判断しておったんですが、季節外れの降雨が続きまして、その粘土層が水を含んだということで、結果的にクレーンを入れるには弱くなってしまったという状況でございましたので、御理解いただければと思います。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 指名停止の件についてでございますが、要綱上の基準としまして、業者が通常の工事を進めているという中において重大な過失ですとか意図的な悪質なものであれば指名停止の要件に該当するかと思いますが、外的な要件、自然的な要件によりまして今回工期の延長となっておりますので、該当するものではないと考えてございます。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** このたびこの3件とも2か月も遅れたということで、いろいろ理由は確かにお聞きしましたがけれども、今年はそれなりの雪の量ありますけれども、去年はほとんど雪の影響がないということで、私個人的には、冬場、雪の影響がなくて、1か月は工期的に短縮できるのかなと単純に考えていたところでした。コロナ、大雨、その他理由はあるでしょうけれども、もともと工期の設定に無理があったというか、短かったんじゃないかなと私個人的

に思って、その辺どうでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 基本的に昨年は雪が少なかったという状況において、逆に先ほど申し上げましたように雨が降ったことによって地盤補強せざるを得なくなったというところもございしますが、基本的には当初設定した工期には誤りはなかったという判断をさせていただきます。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第15号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約（令和元年議案第60号）の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第15号については原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**下山准一議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成13票、反対3票、賛成多

数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約（令和元年議案第61号）の一部変更について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第16号明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約（令和元年議案第61号）の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約（令和元年議案第62号）の一部変更について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第17号明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約（令和元年議案第62号）の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 令和3年度施政方針の説明

**下山准一議長** 日程第7 令和3年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、令和3年度の市政運営に関し、私の所信を申し上げ、議員各位をはじめ広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

### 1. 初めに

昨年この時期から世界中で感染拡大を見せた新型コロナウイルスにより、世界保健機関でのパンデミック宣言を受け、多くの国でロックダウンや経済活動規制が繰り返し行われました。しかし、1年以上過ぎた今も依然として収束を見通すことができない状況にあり、世界の累計感染者は1億人を突破し、死者も200万人を超えております。そのため、世界経済も混乱を極め、国家間の対立や社会の分断、格差が生じるなど、現在も各国で深刻な状況が続いております。

そうした中、昨年12月にアメリカ大手製薬会社などで新型コロナウイルス感染症のワクチン

が開発され、世界各国で接種が開始されました。日本政府も国民がワクチン接種を受けられるよう準備を進め、本年2月中旬から医療従事者を先行して開始しております。

世界の動向を見ますと、大接戦となったアメリカ大統領選挙は、米国第一主義を掲げるトランプ氏を抑え、国際協調路線への転換を強調してきたバイデン氏が当選しました。これまでの米国第一主義の中で悪化した米中関係は貿易摩擦やハイテク技術にまで及び、バイデン大統領は就任式で米国社会の融和と結束を宣誓しており、その対応が注目されております。日本経済にもどのような影響を及ぼすか注視していく必要があります。

国内においては、昨年1月に新型コロナウイルスの初感染が確認されてから感染者は40万人を超えております。昨年4月、政府により緊急事態宣言が発せられ、国民の生活は一変し、ソーシャルディスタンスの確保や手洗い、マスクの着用といった個人でできる基本的感染対策や3密の回避、新しい働き方のスタイルとしてテレワークの推奨など、新しい生活様式が実践されてきました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響はスポーツ界にも及び、昨年開催予定だった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も史上初めて延期となりました。そのほか、国内における各種大会でも中止や延期が相次ぎ、多くの選手が集大成の舞台を失い、涙を飲んでまいりました。

また、医療現場では多くの人命を救うために日々懸命な治療に当たっており、医療従事者の皆様には深く感謝申し上げる次第です。

国内経済においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛や休業、時短営業などで大きく冷え込みました。政府による持続化給付金や特別定額給付金に加えて各自治体で独自支援を行うなど、この難局を乗り切るた

めに多くの支援を行ってきておりますが、いまだに不安が増しております。

特に、飲食店や観光業会では甚大な影響を受けました。政府によるGo To Eat キャンペーン事業やGo To トラベル事業での消費喚起を促す施策で一時盛り返しを見せましたが、年末年始からの第3波と再度発出された緊急事態宣言によりさらに深刻な状態に陥っています。

そのため、政府は、家計や企業の不安に対処するべく73兆円を超える追加経済対策を閣議決定しております。また、雇用情勢においても、求人倍率が弱い動きとなっており、先行きが不透明な状況にあります。

県内の動きを見ますと、昨年3月31日に新型コロナウイルスの初感染を確認してから徐々に拡大し、県下一斉の感染症拡大防止対策により一時落ち着きを見せたものの、再び増加傾向にあり、感染者は累計で500人を超えています。現在も県内は特別警戒レベル4の状態にありますが、県内の景気を回復するため、1月下旬から部分的に「県民泊まって元気キャンペーン」とやまがたGo To Eat キャンペーンが再開されております。

コロナ禍においても災害は容赦なく発生します。近年は毎年のように災害が発生し、昨年7月も県内で記録的な豪雨に見舞われ、最上川をはじめ各地で河川が氾濫し、浸水被害や土砂崩れが相次ぎ、多くの方が避難を余儀なくされました。道路や河川、農業施設などの被害総額も、これまで県内で発生した風水害による被害としては過去最大のものとなりました。

こうした中においても、現在、県では、東北、日本を牽引する農林業経営者を育成するため、新庄市に（仮称）東北農林専門職大学の開学を目指し準備を進めています。昨年7月には8市町村と農業関係団体で構成する農林業専門職大学最上地域連携プロジェクトチームが設置され、臨地実務実習先の候補の取りまとめや専門職大

学と連携した地域振興策などについて検討が進められています。

本市におきましては、4月1日に市内初の新型コロナウイルスの感染者が確認され、現在まで累計9名の感染者が確認されておりますが、市民の皆様の感染症拡大防止対策の協力により拡大を抑えることができいております。市民の皆様一人一人が感染症拡大防止に努めることが大切な人を守ることにつながりますので、収束に至るまで引き続き御協力をお願いいたします。

本市では、初感染が確認されてから速やかに新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまで様々な対策を講じてまいりました。マスク不足の際は市内縫製会社の協力を得ていち早く市民にお届けしました。また、感染症拡大防止及び緊急経済対策として、昨年4月の第1弾から現在の第9弾まで、この未曾有の事態を乗り越えるために切れ目なく支援を行ってまいりました。現在、本市では本年1月14日に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、市民が安心してワクチン接種ができるよう対策を進めております。今後も引き続き市民の皆様の安全安心な暮らしを守っていくため、必要な対策を講じてまいります。

また、昨年7月の豪雨は、本市においても今までに経験したことがないほど最上川が増水し、危険が押し迫ったことから、畑地区、本合海地区に避難勧告を発令いたしました。避難所ではしっかりとした新型コロナウイルス感染症の対策を講じ、避難された方の不安を取り除くことに最大限の配慮をしながら人命第一に対応してまいりました。人的な被害はなかったものの、畑地区と本合海地区の一部で浸水被害や崩落があり、今後ますます風水害の脅威にさらされることが予想されることから、有事の際も迅速な行動が取れるよう体制の強化に努めていかなければならないと実感いたしました。

市民の誇りでもある新庄まつりも新型コロナ

ウイルス感染症の影響で戦後初めて中止を余儀なくされました。そのような中でも、新庄まつり実行委員会の計らいで8月24日の夜に告知なしの囃子演奏会が実施され、市民に祭り気分を届けてくれました。本年はぜひ新庄まつりが開催され、市民の気持ちを盛り上げることができればと願っております。

暗い話題が多い中で、新庄市名誉市民である人間国宝奥山峰石氏の金工鍛金の技が、伝統工芸の匠の技と先進技術の融合を図るドイツ製高級車の内装に採用され、1月に国内で2台限定販売されるというニュースが飛び込み、新庄市民として誇らしく感じました。

さらに、世界で初めて小惑星の岩石採取に成功した日本の小惑星探査機「はやぶさ2」のニュースは記憶に新しいところですが、そのはやぶさ2のイオンエンジンの部品を供給している企業が昨年5月より新庄中核工業団地で操業を開始しました。このことは子供たちに夢を与えるだけでなく、地元で働きたいと思う機運がますます高まってくるものと期待しております。

また、本市において2校目となる義務教育学校明倫学園が本年4月に開校いたします。新しい学びやの中で、本市が推進する小中一貫教育の実践研究を行いながら地域に根差した学校づくりを着実に進めてまいります。

## 2. 市政運営の基本的な考え方

以上、本市を取り巻く社会情勢を踏まえながら、令和3年度の市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

私は、これまで「人行きかうまち・人ふれあうまち・人学びあえるまち」をまちづくりの基本理念として掲げ、その実現に向けて、経済力、地域力、教育力を強化する施策を展開してまいりました。これら3つの基本理念を結び合わせた地域基盤力の向上により地域の魅力を最大限に引き出し、元気で人に優しく、希望が持てる、誰もが安心して暮らせる共生社会のまちづくり

に向けて引き続き全力で取り組むとともに、障害者に優しいまちづくりを推進してまいります。また、本年からは歴史を活用したまちづくりを加速させてまいりたいと考えております。

私は、昭和は成長の時代、平成は成熟の時代であり、令和は文化創造の時代へと向かっていると思っています。2025年、令和7年には、新庄藩初代藩主戸沢政盛公が新庄城に入城してから400年を迎えます。藩政時代から城下町として栄えた本市は、新庄藩が国替えされなかったことから、新庄まつりを代表とする文化が今日のまちづくりに脈々と受け継がれており、その意義は非常に大きなものがあります。

本市には、お堀に囲まれた新庄城跡、国重要無形民俗文化財、さらにはユネスコ無形文化遺産に登録された新庄まつりだけでなく、国指定史跡新庄藩主戸沢家墓所、国指定重要文化財鳥越八幡神社と旧矢作家住宅、また時を経て旧農林省積雪地方農村経済調査所や旧農林省蚕糸試験場新庄支場庁舎をはじめとした国登録有形文化財に登録された昭和初期の建造物も現存しております。

これらをはじめとする歴史的な資源は、本市の大きな財産であります。本市の歴史的価値を再構築し、市内外へ発信することは市民の本市への誇りと愛着の醸成につながるだけでなく、市外の方が本市を訪れたい、働きたい、暮らしたいといった機運を高めることにつながります。そのため、新庄の歴史や文化を後世に伝えていくとともに、城下町新庄ならではの歴史的風致を生かしたまちづくりに取り組み、新たな文化創造を目指してまいります。

### 3. 市政運営の指針

次に、市政運営の指針についてであります。市民憲章にうたわれている先人の築き上げた伝統を重んじ、新庄市民であることに誇りを持ち、愛する郷土を発展させることを目指し、新庄市総合計画と行財政改革大綱を基本に据え、財政

規律を重んじながら市政運営に取り組んでまいります。

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした市政運営の根幹である第5次新庄市総合計画を策定いたしました。市民の声を聞きながら作り上げたこの計画では、成熟社会を迎えた今、これまで以上に自分らしく豊かに暮らすことが大切な時代になると捉えております。新庄市の目指すべき将来像を「住みよさを形に新庄市」とし、市民一人一人が心の豊かさを実感できるまちを目指して着実に計画を推進してまいります。

この将来像を実現するために取り組むべきことをまちづくりの分野ごとに、子育て、教育、健康・福祉、産業、生活環境、都市基盤の6つに分けて柱立てし、これらの施策を効果的、効率的に実施するために、シティプロモーションと行政経営を横断的に展開してまいります。

また、まちづくりにおける重点課題と経営課題の解決に向けた全庁的に取り組むべきプロジェクトとして、若者や子どもであふれるまちプロジェクト、市民が健康で元気なまちプロジェクト、持続可能で選ばれるまちプロジェクトの3つの重点プロジェクトを推進してまいります。

あわせて、第1期新庄市総合戦略の取組を継続し、人口減少を抑制した定住人口の維持を目指していく第2期新庄市総合戦略により総合的な取組を推進してまいります。

次に、行財政改革であります。これからの行政運営は、限られた行財政資源を活用しながら、多様化、複雑化する行政課題へ柔軟に対応し、市民ニーズに即した良好な行政サービスを提供することで、市民満足度の高いまちづくりを進めることが求められております。

また、新たな第2次新庄市行財政改革大綱では、3つの基本方針、効果的、効率的な行政システムの推進、活力ある組織と人材の育成、財政基盤の確立を基本として、市民サービスの向

上と行財政資源の確保に向けて取り組んでまいります。

財政運営につきましては、これまで厳しい財政状況に対応するために、地方債残高や利息負担の軽減に努めるとともに、内部管理経費の削減、投資的経費の抑制などに取り組んでまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により今後税収が減少していくことが見込まれることから、一般財源の大幅な増加が見込まれない中において市政運営を停滞させることなく適切に対応しなければなりません。限られた財源を有効に活用しながら、財政構造の弾力性と財政運営の安定性、継続性を確保し、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

#### 4. 重要課題に対応した令和3年度主要事業

次に、第5次新庄市総合計画に掲げる8つのまちづくりの柱、市全体で取り組む3つの重点プロジェクトに沿って、令和3年度の主要事業の概要を申し上げます。

初めに、1つ目のまちづくりの柱「子育てー子どもの笑顔があふれるまち」ですが、若い世代が結婚に対して希望を持ち、安心して妊娠出産ができるよう、結婚、妊娠、出産支援の充実を図ってまいります。そのため、令和3年度から新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートにかかる費用などを支援する結婚新生活支援事業を行ってまいります。

子供たちが安全で充実した保育環境の中で過ごせるよう公立保育所の整備に向けた検討を進めるとともに、子育て家庭の多様な保育の希望に沿えるよう多子世帯の保育料を軽減する事業や病児保育の利用料半額助成事業など、子ども・子育て支援関連事業に引き続き取り組むことで、子供の教育、保育環境の充実を図ってまいります。また、全ての子育て家庭の相談に対応できる専門性を持った体制を整備し、関係機関との連携や情報提供を行いながら必要な支援を行うことで、子供が健やかに成長できるよう

新たに子ども・家庭総合支援拠点事業に取り組んでまいります。

2つ目のまちづくりの柱「教育ーいのち輝き学びあうまち」では、児童生徒が意欲的に学び合い、生きる力を身につけていけるように、心の教育の充実や生きる力を育む学力の育成として、学校における命の教育を推進してまいります。また、主体的、対話的で深い学びにつながる授業改善に取り組むとともに、児童生徒の健康と体力の向上を図り、社会的に生き抜く力を育む学校教育の推進に力を入れていきます。さらに、GIGAスクール構想で整備された1人1台のタブレット端末を活用して学校教育の充実に力を入れてまいります。また、個別学習支援事業に継続して取り組み、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援体制を充実してまいります。

地域に根差した学校づくりを推進するために、本市の特色ある小中一貫教育や地域とともにある学校づくりを実践し、児童生徒が地域に関心を持ち、そのよさを理解し、ふるさと新庄への愛着が育まれることを目指してまいります。

児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができるよう教育環境の整備を行ってまいります。これまで冬期間の通学に路線バスを利用していた児童生徒に対し一部補助を行っておりましたが、令和3年度からは通年利用も含めて全額補助を行い、登下校の安全安心の確保に努めてまいります。

生涯に渡る学習機会の提供や青少年教育、家庭教育の推進、地域と学校との連携を推進することで、生涯を通じて学び合う学習環境の充実を図り、学びを生かした社会的課題を自ら解決しようとする市民が増えることを目指してまいります。

優れた芸術や伝統文化に触れることで、市民の誇りや郷土愛が醸成され、多くの市民が心豊かに文化芸術活動に親しめるように、文化芸術

の振興を図ってまいります。

2025年、令和7年度には戸沢氏が新庄に入城してから400年を迎えます。城下町新庄の発展や歴史、新庄まつりの起源などを市民に再認識してもらい、今後のさらなる地域活性化につなげるため、令和3年度に実行委員会を設立し、記念事業を検討してまいります。

また、旧雪調の保存活用計画策定に着手し、今後の施設の利活用に向けた検討を行ってまいります。

さらに、歴史的風致を生かしたまちづくりを推進していくため、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律に定める歴史的風致維持向上計画を策定し、令和4年度中の認定を目指してまいります。

また、本市の陸上競技場は、本年10月に4種公認期間満了となるため、4種公認の更新を行うために必要な施設改修を行い、活力あるスポーツ活動の推進と競技スポーツの振興を図ってまいります。

3つ目のまちづくりの柱「健康・福祉一健やかであわせなまち」では、新型コロナウイルスワクチンの接種について、希望者全員が迅速かつ安全に接種を受けることができるよう、国や県、医師会など関係機関と連携し、接種体制を構築してまいります。また、生活習慣病の早期発見と重症化を予防するため、特定健診や各種検診の受診率向上と保健指導を充実させるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることで、市民自ら健康づくりを実践していくことを目指してまいります。必要な医療サービスをいつでも安心して受けることができるよう医療体制の充実を図ってまいります。令和5年秋の県立新庄病院の移転に向け、夜間休日診療所の機能移転に係る検討、協議を進めてまいります。

地域社会で孤立せずに地域コミュニティの一員としての役割や生きがいを持って暮らせる

地域福祉コミュニティを推進し、多様化、複雑化する市民の困り事に対して包括的な相談体制の構築を図り、地域全体で支え合う共生社会の実現を目指してまいります。

高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができるように、高齢者の社会参画や安心して生活するための支援を充実してまいります。また、必要とする介護支援が安心して受けられるよう介護予防と介護サービスの充実を図ってまいります。

障害者が社会参画しやすい環境を整備するために、障害福祉に係る相談支援事業や移動手段確保事業の拡充を進めてまいります。また、障害者差別解消法に基づき、障害への正しい理解と合理的配慮に対する普及啓蒙を行うことで、障害を理由とする差別の解消の推進を図ってまいります。さらに、手話言語条例については令和3年度の制定を目指してまいります。

生活に困窮している市民が必要な支援を適切に受けることで、安定的で自立した生活ができるよう相談支援体制と自立支援の充実を図ってまいります。

4つ目のまちづくりの柱「産業一活力あるまち」では、農業経営の持続的な発展を目指すため、農業生産力の強化として、旧最上中部牧場敷地を利用し、畜産振興の拠点と位置づけ、意欲ある農業者の牛舎建設など畜産団地整備事業を実施してまいります。また、付加価値が高い農産物の生産を振興し、収益性の高い農業が実践されるよう大豆生産拡大に向けた意向調査を行うなど、農業所得の向上に努めてまいります。

地域農業を支える担い手を育成、確保するため、新規就農から農業経営の改善、発展までの一貫した支援を充実してまいります。令和3年度からは、認定新規就農者の認定期間中において、就農に必要な農地の確保と農業用機械などの導入を支援する新規就農支援事業に取り組んでまいります。また、人・農地プランの実質化

を進めるとともに、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が新たに農地を借り受け、経営規模を拡大する際に必要となる農業用機械や施設の導入を支援する人・農地プラン推進中心経営体モデル事業を展開してまいります。農林環境の保全として、ため池整備管理事業や林道等施設整備事業により、整備と適正な維持管理に取り組んでまいります。

企業の生産性向上と売上額の増加を図るため、市内中小企業が行う試作品の開発や新サービスの創出を支援する試作品開発・新サービス創出支援事業に取り組んでまいります。また、高校生が参画する中心市街地活性化のための中心市街地活性化推進事業費補助金を交付し、若者の目線で行うまちづくりへの支援、商工業の育成を強化してまいります。さらに、地域経済活性化商品券を発行し、市民の消費を喚起することで、新型コロナウイルス感染症拡大で疲弊した地域経済の活性化を目指してまいります。

また、コロナ禍においても安定的な雇用を促進していくために、人材育成推進・確保対策協議会と連携し、市内企業が就労先として選ばれるよう、特に若年層の人材確保に向けた取組を強化してまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大で大きく影響があった一つが観光です。感染症拡大で減少した市内への宿泊滞在型の誘客を図るため、二次交通を利用し市内の名所旧跡の回遊と飲食店等を利用できるように、市内名所旧跡巡り事業を期間限定で展開してまいります。あわせて、市内の旅館、ホテルに宿泊する宿泊者に対し、宿泊費用と市内の飲食店で消費する経費を助成する市内宿泊消費喚起事業を行ってまいります。

昨年、戦後初めて中止となった新庄まつりですが、新庄まつり実行委員会では本年の開催に向け、いろいろな対策を講じながら実現できるよう検討と準備を進めております。沈み込んだ市民の気持ちを盛り上げるためにも開催に向け

て協力してまいります。

また、道の駅基本構想に基づき、道の駅整備事業を前進させるため、エコロジーガーデンの活用、整備に併せて、新庄市独自の道の駅として登録を目指してまいります。また、高規格道路の延伸に伴う県北への誘客に向けた受入体制の整備については、県並びに8市町村で協議を重ねてまいります。

5つ目のまちづくりの柱「生活環境—安全安心で美しいまち」ですが、近年、局地的な集中豪雨や地震などによる被害が全国的に発生しており、防災減災への関心が高まっております。現在策定を進めております新庄市国土強靱化地域計画に基づき、大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、事前防災及び減災等に向けた施策に総合的、計画的に取り組んでまいります。また、行政として公助の充実を図りながら、市民の自助、共助を主体とする自主防災組織の育成と活動支援を行うため、自主防災組織育成補助事業を強化してまいります。さらに、非常備消防運営事業として、消防団員が災害現場で安全に活動するための装備品を配備します。消防施設整備事業として、消防団が活動に活用する資機材を計画的に更新することで、防災、消防体制の充実を図ってまいります。

交通事故や犯罪が起きにくい環境が整備され、市民が安全安心に暮らすことができるよう、交通安全・防犯活動の推進に力を入れてまいります。その中で、高齢者の事故防止対策として、高齢者運転免許証自主返納支援事業を引き続き実施してまいります。

生活環境の保全を推進するために、第4次新庄市環境基本計画に基づき、自然環境保全活動の推進や地球温暖化防止対策を講じることで、自然環境の保全に対する市民の意識醸成と良質な生活環境が維持されるよう努めてまいります。環境型社会の実現に向け、ごみ減量化に向けた

意識啓発と食品トレーリサイクルシステム事業新庄もがみ方式や、使用済み小型家電回収しんじょうハートシール事業を継続することで、廃棄物の再利用や再資源化を促進させ、廃棄物の減量化を図ってまいります。

6つ目のまちづくりの柱「都市基盤－快適な暮らしを支えるまち」では、道路網の充実を図るため、日常的なパトロールや地域からの要望による市道の改修を行い、市道機能の維持保全に努めるほか、道路橋梁の劣化状況を把握し、計画的に維持、更新を行うことで、施設の長寿命化を図ってまいります。また、本年は新たに市道一本柳檜葉沢線道路整備事業を行い、快適かつ安全に移動できる道路環境の整備に努めてまいります。

昨年の少雪と変わって本シーズンは年末年始にかけての大寒波の襲来などで大雪の日が続き、除雪作業に追われる日々が続きました。本市において克雪は長年の課題であり、その対策として、冬期間の安全な交通確保と住民生活の維持を図るため、市道及び生活道路の除排雪の強化に努めてまいります。また、新庄市総合雪対策基本計画に基づき、流雪溝の整備として桧町地区流雪溝整備事業を行ってまいります。

安全安心な住宅環境の促進として、居住環境の向上と移住定住促進を図るため、住宅リフォーム補助事業を行ってまいります。また、空き家活用促進事業として、住宅セーフティネット制度を活用した住宅改修補助事業などの構築を進めるとともに、本市における住宅政策全般を対象としたマスタープランとして住生活基本計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

コロナ禍において外出自粛が続く中、市営バスやまちなか循環線の運行には感染症拡大防止策を講じた上で安全な運行に努めております。昨年からの利便性を向上させるため、70歳以上の高齢者と高校生の利用料金を100円に減額したと併せて、運行経路などの見直しを行った

結果、市営バス芦沢線においては大幅に利用者が増加しました。まちなか循環線においても高校生の通学に利用されるようになり、増加傾向となっております。今後も乗り方教室など利用促進に向けた啓発を強化し、公共交通空白地域の解消に向け、地域の実情に合ったデマンド交通などの導入の検討を行いながら地域公共交通の充実を図ってまいります。また、令和5年の県立新庄病院の移転に併せ、定住自立圏共生ビジョンにおいて路線の変更に向けて関係機関と調整を図りながら進めてまいります。

人口減少社会において安全安心な水道水を安定供給するため、本年10月をめどに水道料金をこれまでの用途別料金体系から利用者の口径に応じた基本料金を設定する口径別料金体系へと見直しを行ってまいります。また、畑地区における度重なる豪雨災害に対応するため、本合海大橋に配水管を設置し、県水を受水するための本合海大橋橋梁添架詳細設計業務委託を行うほか、エコロジーガーデンにおける下水道の計画区域編入や県立新庄病院の移転に伴う配水管及び汚水管の移設等工事を行ってまいります。

生活排水処理につきましては、新庄市における普及率が令和元年度で75.6%となり、県平均を下回っていることから、下水道事業をはじめ合併処理浄化槽設置整備事業により引き続き普及率の向上を図り、生活排水の適正処理を目指してまいります。

7つ目のまちづくりの柱「シティプロモーション－選ばれるまち」では、市内外へ本市の情報や魅力を広く伝えることで、市政への関心や参加意欲が高まり、本市への愛着や誇りが醸成されるよう、伝わる情報発信の充実に努めてまいります。また、本年は市公式ホームページを一新し、自治体間の情報競争の中で選ばれるまちになるため、本市の知名度や認知度の向上、地域ブランド価値の向上に向けた戦略的な情報発信を行ってまいります。

昨年から新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出された影響により、ふるさと納税の寄附件数、寄附額とも大幅に増加しております。令和2年度の実績を踏まえ、これまでの返礼品に磨きをかけながら新たな商品開発を行い、パンフレットの送付やメディアなどを活用し、市外に市の魅力が伝わる情報発信を行ってまいります。

令和3年度から移住定住に向けた支援の充実を図るため、関係機関と連携し、若年者の就業支援や定住促進に向けた住宅の提供、移住促進のための情報発信の強化にも取り組んでまいります。

8つ目のまちづくりの柱「行政経営ー将来にわたって持続可能なまち」では、地域を地域で支える仕組みづくりとして、地域課題を解決するための仕組みを各地区に作り、将来的にはそれらを組織化することで、今後も安心して暮らせる地域社会の形成を目指してまいります。

また、新しい時代を担う職員の育成として、第3期新庄市人材育成推進プランに基づき、人材育成推進体制の整備や、多様な人材を生かした戦略的な組織運営などに取り組み、時代の変化を捉え、広い視野を持ち、市民の視点に立ったまちづくりが行える職員を育成してまいります。

効果的、効率的な行財政運営を目指すため、第7次新庄市行財政改革大綱や新庄市中期財政計画などの個別計画に基づき、業務の効率化や健全な財政運営に向け、取り組んでまいります。本年はデジタル化の推進に関する計画の策定と並行し、行政のデジタル化の推進を図ってまいります。

これら8つのまちづくりの柱の事業と併せ、まちづくりにおける重点課題と経営課題の解決に向け、3つの重点プロジェクトに全庁的に取り組んでまいります。

1つ目の重点プロジェクト「若者や子どもで

あふれるプロジェクト」では、若者の地元回帰の促進と子供を産み育てたいと思える環境づくり、郷土愛の醸成に向けた教育の推進に取り組むことで、若者や子供であふれるまちを目指してまいります。

2つ目の重点プロジェクト「市民が健康で元気なプロジェクト」では、健康増進に向けた支援と生きがい創出、多様な活躍に向けた環境整備、介護予防の推進に取り組むことで、市民が健康で元気なまちを目指してまいります。

3つ目の重点プロジェクト「持続可能で選ばれるまちプロジェクト」では、戦略的広報の推進と行財政改革の推進、市民参画の推進に取り組むことで、持続可能で選ばれるまちを目指してまいります。

#### 5. 終わりに

新年度を迎えるに当たり、市政運営に関する基本的な考え方と主要な事業についての概要を申し上げました。

私は、就任以来一貫して「元気とやさしさがあふれるまちづくり」に取り組んでまいりました。近年は「障がい者にやさしいまちづくり」を政策のキーワードに掲げ、そのために市役所に何ができるのか、職員自身が自分の職務において何ができるのかを常に考え行動するよう促してまいりました。

このコロナ禍の状況の中で迎える新年度は、新たに策定した第5次新庄市総合計画の運用スタートの年でもあります。市政運営の指針でも申し上げましたとおり、人口減少、少子高齢化に伴い、暮らし方や働き方が変化し、求められるまちの姿も変わっていきます。平成の成熟社会からこれまで以上に自分らしく豊かに暮らすことが大切な文化創造の時代になり、新庄市ならではの住みよさを形にして、市民一人一人が心の豊かさを実感できるまちを目指していかねばなりません。そのために、職員一人一人が高い意識を持ち、掲げた目標に向けて全力で

取り組むことで、本市の課題を解決し、全ての市民にとって「やさしいまち」「安心して暮らせる共生社会」の実現につなげてまいりたいと考えております。

最後に、市民の皆様役に立つところが市役所であります。「まちは誰のもの」と常に自らに問いかけ、市民第一主義を引き続き強く意識しながら、市民の皆様にとって本当に住みやすく、住んでよかったと思えるまちを目指し、コロナ禍という中でも大きく羽ばたけるよう、職員一丸となり市政運営に取り組んでいく決意を表明し、令和3年度の施政方針といたします。

御清聴、誠にありがとうございました。

**下山准一議長** 御苦労さまでした。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時24分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 議案7件一括上程

**下山准一議長** 日程第8議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算から日程第14議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算までの議案7件を会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算から議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算までの議案7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第8号から議案第14号までの一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の令和3年度当初予算について御説明申し上げます。

国は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減少となる中で、一般財源の総額について実質前年度を0.2兆円上回る62兆円を確保したとしています。また、地方交付税の総額についても、前年度を0.9兆円上回る見込みとなっております。

本市においては、公共施設の改修費用や社会保障費の増大が見込まれるほか、明倫学園については体育館棟の建設や旧校舎の解体事業など引き続き多額の経費を要する見込みとなっております。また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、いまだに収束の兆しが見えない中、低迷する経済対策や感染予防対策としてのワクチン接種事業をしっかりと進めていく一方で、市税などの一般財源については大きな伸びが見込めない厳しい状況にあります。

このような中ではありますが、市民の暮らしに直結する課題、要望などに的確に対応し、第5次新庄市総合計画に基づく事業を着実に推進することを予算編成方針の根幹に据えて令和3年度の当初予算を編成いたしました。

その結果、一般会計の予算総額は190億1,700万円となり、前年度との比較では4億4,800万円、率にして2.3%の減ではありますが、昨年度に引き続き大型の予算となっております。

このたびの大型の予算規模となった要因としては、今年度に引き続き明倫学園体育館棟の建設を進めるとともに、グラウンドなどの外構整備に向けた旧校舎の解体に要する事業費を計上したためであります。また、ふるさと納税寄附金について、今年度の寄附実績を勘案しまして前年度比8億円増の10億円を計上した

ことから、これも大型の予算規模となった要因となっております。

主な事業内容であります。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が長期にわたり低迷していることから、地域の経済を活性化させるため、全市民に対しまして1人当たり5,000円の商品券を発行し、景気の下支えを行ってまいります。

今年度、コロナ禍により残念ながら中止となった新庄まつりではありますが、令和3年度は感染症対策に配慮しながら安全安心に開催するため、令和3年度限りの措置として実行委員会への負担金を1,000万円増額して対応してまいります。

第1期工事が完了したエコロジーガーデンにつきましては、今後の利活用として、道の駅登録に向けた関係機関との協議調整を行うための準備費を計上しております。

令和3年度はいよいよ明倫学園が開校いたしますが、開校に向けた準備経費を計上するとともに、沼田小、北辰小及び明倫中学校に係る経費を義務教育学校費へ振り替えるなど、開校後の学校運営に支障を来すことがないように予算を編成しております。

また、今年度は豪雪となりましたが、雪に強いまちづくりをさらに推し進めるために、沖の町・中山町線ほか流雪溝整備、金沢地区流雪溝用水導入事業に加え、令和3年度は桜町地区の流雪溝整備に着手するなど、全体として安全安心に暮らせる住みよい地域社会を作っていくことを基本とした予算となっております。

以上、当初予算編成の概要について御説明申し上げましたが、一般会計の詳細及び4特別会計については財政課長に、水道事業会計及び下水道事業会計については上下水道課長に説明させていただきますので、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

(平向真也財政課長登壇)

**平向真也財政課長** それでは、議案第8号から議案第12号まで御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

議案第8号令和3年度一般会計予算でございます。

一般会計の予算総額は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ190億1,700万円となり、前年度比4億4,800万円、2.3%の減となっております。

第2条と第3条につきましては、後ほど御説明いたします。

第4条一時借入金と第5条歳出予算の流用につきましては、前年度と同じ内容でございます。

2ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど御確認いただきたいと思っております。

7ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございますが、明倫中学校施設解体事業を新たに債務負担行為として設定するものでございます。期間につきましては令和4年度、限度額を1億2,553万2,000円としてございます。

第3表地方債でございますが、県営土地改良事業をはじめとする12件でございます。令和3年度の起債総額としましては18億2,970万円となり、前年度比で11億2,970万円の減となっております。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。11ページをお開きください。

初めに、1款市税でございますが、個人市民税が5,718万8,000円の減、法人市民税が7,051万1,000円の減、12ページになりますが、固定資産税が家屋の減などにより6,231万7,000円の減となっております。一方で、14ページになりますが、市たばこ税につきましては、増税の影響により4,865万円の増となっております。

1款の合計額は43億92万6,000円、前年度比で1億4,802万5,000円の減となっております。

次に、14ページ下段の2款地方譲与税から16ページの10款地方特例交付金までにつきましては、令和2年度の決算見込み、それから令和3年度の国の地方財政計画上での伸び率を勘案して計上してございます。

16ページを御覧ください。

11款地方交付税でございますが、地方財政計画の伸び率や事業費補正などを考慮し、前年度比で1億9,200万円増の45億3,500万円としてございます。

17ページからの13款分担金及び負担金は、前年度比1,453万4,000円の減、14款使用料及び手数料は756万5,000円の減としてございます。

次に、20ページをお開きください。

15款国庫支出金でございますが、款全体では26億817万9,000円となり、前年度比で1億9,150万1,000円の減となっております。

21ページになりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金補助金が9,688万9,000円の増、道路流雪溝整備に係る社会資本整備総合交付金などの5目土木費国庫補助金が1億7,806万円の増となった一方で、最も大きな減少要因といたしまして、明倫学園建設に係る負担金補助金が4億4,536万2,000円の減となっております。

続きまして、23ページを御覧ください。

16款県支出金につきましては、15億2,315万8,000円、前年度比で430万3,000円の減となり、おおむね前年度と同額となっております。森林・林業再生基盤づくり交付金が2,013万4,000円の減、住宅リフォーム総合支援事業費補助金が2,059万円の減、山形県知事選挙委託金が2,042万7,000円の減などとなった一方で、25ページになりますが、畜産経営競争力強化支援事業費補助金が3,799万6,000円の増、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金が4,478万円の増などとなったことから、結果としまして前年度と同程度の額となったものでございます。

次に、27ページをお開きください。

18款寄附金につきましては、今年度のふるさ納税の寄附実績を勘案しまして、8億円増の10億円とするものでございます。

次に、28ページを御覧ください。

19款繰入金につきましては、6億1,705万8,000円、前年度比で1,344万5,000円の減となっておりますが、明倫学園その他の大規模建設事業の財源といたしまして財政調整基金及び市有施設整備基金よりそれぞれ1億5,000万円、またコロナ禍における地域経済対策事業などの財源としましてまちづくり応援基金より2億8,000万円の繰入を計上してございます。

30ページを御覧ください。

22款市債でございますが、総額では18億2,970万円となり、前年度比で11億2,970万円の減となっております。要因といたしましては、明倫学園建設事業に充てます義務教育学校建設事業債が大幅に減少したことが大きな要因となっております。

以上、歳入について御説明申し上げましたが、市税、地方交付税などの一般財源の総額は112億1,444万1,000円となり、2億4,624万4,000円の増額となっております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。32ページをお開きください。

1款議会費でございますが、1億8,455万円となり、前年度比で661万8,000円、率にして1.0%の増となっております。

33ページからの2款総務費でございますが、24億5,904万4,000円となり、前年度比で6億8,263万円、率にして38.4%の大幅増となっております。

1項1目一般管理費でございますが、令和2年度退職者と令和3年度新規採用者との差額分や会計間の移動に伴う職員給与費をここで措置しておりますが、1目全体で5,933万円の減となります。なお、一般会計における人件費につ

きましては、前年度比で2,516万8,000円の減となっております。また、特別職と一般職の給与費につきましては116ページ以降に記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、37ページをお開きください。

7目企画費の企画調整事業費のうち報償費の140万円でございますが、こちらにつきましては市出身学生生活応援事業としまして、市外に進学する学生に対して特産品を送る経費でございまして、市外における特産品のアピールとコロナ禍における生活応援を行うため、新たに計上した費用となっております。また、めくっていただきまして38ページの上段になりますが、結婚新生活支援事業補助金につきましては、新婚世帯に対し結婚に伴う新生活に係る費用の支援を行うもので、新たに450万円を計上してございます。さらに、7目企画費におきましては、ふるさと納税事業費のほか、歴史的風致を生かしたまちづくりを推進していくための事業費を新たに盛り込んでおります。

ページが飛びまして、46ページをお開きください。

4項選挙費につきましては、令和3年度執行予定の衆議院議員選挙に係る経費を計上しております。

次に、49ページを御覧ください。

3款民生費でございますが、款全体で58億6,013万6,000円となり、前年度比で6,696万7,000円、率にして1.1%の減となっております。

52ページを御覧ください。

4目障害者自立支援費は、介護給付費、訓練等給付費が前年度より2,412万6,000円増の8億5,634万9,000円となっております。

また、53ページの5目老人福祉費には前年度に引き続き地域福祉基金積立金2,000万3,000円を計上し、54ページの6目介護保険費には介護

保険事業特別会計への繰出金5億4,009万5,000円を計上しております。

1項社会福祉費全体では3,846万4,000円の増となっております。

同じく54ページからの2項児童福祉費につきましては、明倫学園併設及び新庄小学校併設の放課後児童クラブの工事請負費が減額となったことから、前年度比で9,907万7,000円の減となっております。

主な事業といたしまして、55ページ上段にございます第3子以降児童保育料免除及び国基準の第2子に該当しない児童の保育料を半額免除いたします第2子児童保育料半額免除事業費補助金につきましては、対象児の減により合わせて323万7,000円の減となっております。また、56ページになりますが、子ども・子育て支援新制度事業費につきましては、民間立保育所保育実施業務委託料として前年度比で259万6,000円減の4億7,061万2,000円を計上し、57ページ上段の施設型給付費には1,261万2,000円増の5億383万2,000円を計上しております。

同じく57ページの2目児童母子措置費が前年度比で2,512万6,000円の減となっておりますが、こちらは児童手当給付費の減が主な要因となっております。

なお、児童母子措置事業費のうち修繕料265万5,000円につきましては、児童福祉法に基づき設置いたします児童及び妊産婦の福祉に関して必要な支援を行うための拠点を庁舎内に設置するための改修経費でございます。

児童福祉費全体にわたり子育て支援の様々な施策展開に資する予算を計上してございます。

次に、61ページからになりますが、4款衛生費は款全体で12億3,549万3,000円となり、前年度比で9,182万6,000円、率にして8.0%の増となっております。

62ページを御覧ください。

1目保健衛生総務費では、新型コロナウイルス

スワクチン接種事業費につきまして、今年度に引き続き速やかにワクチン接種に取り組むための費用9,688万9,000円を計上してございます。

また、64ページからになりますが、6目環境衛生費では、町なかの公衆衛生と利用者の利便性向上を目的として、老朽化した横町の公衆トイレの改修工事費961万1,000円を計上してございます。

続きまして、66ページを御覧ください。

2項清掃費のうち2目塵芥処理費でございしますが、433万6,000円の増となっております。これにつきましては、最上広域分担金の増などによるものでございます。

次に、67ページ下段の5款労働費でございしますが、2,013万8,000円で前年度と同額となっております。勤労者生活安定資金預託金2,000万円が主な内容となっております。

続いて、68ページからの6款農林水産業費でございします。款全体で9億3,071万7,000円となり、前年度比で4,685万6,000円、率にして5.3%の増となっております。

70ページの上段になりますが、1項3目農業振興費のうち、今年度コロナ禍により延期となりました全国ねぎサミット実行委員会への負担金720万円を改めて計上してございます。

71ページを御覧いただきますと4目畜産業費が5,004万3,000円の増となっておりますが、畜産経営競争力強化支援事業費補助金の増が主な要因となっております。

また、5目農地費の土地改良事業費におきましては、畑地区の土地改良事業費が新たに770万円ほど増となっております。

75ページをお開きください。

2項1目林業振興費が1,859万2,000円の減となっておりますが、これにつきましては森林・林業再生基盤づくり交付金の減が主な要因となっております。

続きまして、76ページからの7款商工費でござ

います。款全体で14億4,395万8,000円となり、前年度比で1億3,068万2,000円、率にして10.0%の増となっております。

1項2目商工振興費でございしますが、77ページの金融対策事業費におきまして、コロナ禍における中小企業への支援策として利子補給金5,310万8,000円を新たに計上しております。

78ページをお開きください。

3目観光費におきましては、1億2,369万6,000円の減となっておりますが、こちらはエコロジーガーデンの耐震補強改修工事の減が主な要因となっております。観光費のうち79ページの上段にあります新庄まつり実行委員会負担金でございしますが、今年度中止となった新庄まつりにつきまして、令和3年度はコロナウイルスの感染症対策をしっかりと講じながら安全安心に祭りを楽しんでいただけるよう負担金を例年より1,000万円増額した3,800万円の予算を計上しております。この1,000万円の増額分の財源といたしましては、まつり振興基金からの繰入金を活用するものでございます。

82ページをお開きください。

5目の新型コロナウイルス対策費につきましては、コロナ禍において今年度様々な経済対策を実施している科目でございしますが、令和3年度は1億9,012万円を計上してございます。内容といたしましては、今年度に引き続き実施いたしますやまがたGo To Eat キャンペーン登録事業者応援給付金900万円と新たに実施いたします地域経済活性化商品券発行事業費1億8,104万9,000円でございします。これにつきましては、コロナ禍により停滞している地域経済を活性化させるため、全市民を対象に1人当たり5,000円の商品券を発行するものでございます。

次に、83ページの8款土木費でございしますが、款全体で19億1,332万4,000円となり、前年度比で5,045万1,000円、率にして2.7%の増でございします。

84ページを御覧ください。

2項2目道路維持費につきましては、1億6,856万5,000円の増となっております。要因といたしましては、85ページになりますが、道路長寿命化事業費の工事請負費が9,140万円の増、さらに橋梁長寿命化事業費が法定点検業務委託などを含めまして4,694万5,000円の増となったことなどによるものでございます。

また、3目道路新設改良費は1,757万2,000円の減となっておりますが、単独事業の減少分が要因となっております。

86ページを御覧ください。

4項1目都市計画総務費は1,198万3,000円の減となっておりますが、87ページの住宅リフォーム総合支援事業費補助金につきまして県の補助金が大幅減となったことから、事業規模を縮小して実施するため減額となるものでございます。また、道の駅登録候補協議書作成業務委託料として100万円を計上しておりますが、これにつきましてはエコロジーガーデンの活用整備に併せ、道の駅登録に向けた協議を進めるための資料を作成する経費となっております。

次に、88ページを御覧ください。

5項1目住宅管理費につきましては、公営住宅改善事業として、小桧室団地の屋根改修工事費や89ページの定住促進住宅改善事業として定住促進住宅3号棟の外壁改修等の工事費合わせて1億2,486万円を計上しております。

6項1目除排雪費につきましては、90ページ中段になりますが、道路に係る除排雪業務委託料と除排雪車の借上料合わせて2,900万円を計上しております。

また、2目雪総合対策費におきましては、流雪溝整備事業などに係る経費として、総額1億9,836万9,000円を計上し、雪に強い安全で快適なまちづくりをさらに推進してまいります。

次に、91ページからの9款消防費でございます。款全体で6億8,081万2,000円となり、前年

度比で3,367万1,000円、率にして5.2%の増となっております。

1項2目非常備消防費が1,691万2,000円の増となっておりますが、こちらは92ページ中段の備品購入費2,704万4,000円のうち全消防団員の活動服の整備費2,388万円が増加の要因となっております。

そのほかの内容といたしましては、93ページの3目消防施設費におきまして、今年度に引き続き老朽化している小型動力ポンプ積載車と小型動力ポンプの更新費用を計上しております。

続きまして、94ページからの10款教育費でございます。款全体で27億8,061万4,000円となり、前年度比で14億3,764万2,000円、率にして34.1%の減となっております。

95ページの1項2目事務局費が2,104万2,000円の減となっておりますが、これにつきましては今年度のスクールバス購入に係る予算が減少したことが要因となっております。

また、教育費全体を通しまして、2項小学校費及び3項中学校費並びに4項義務教育学校費におきましては、沼田小学校、北辰小学校及び明倫中学校で用意していた経費を減じて義務教育学校費に持ってくるなど、明倫学園の開校に伴う予算の組替えを行っております。

次に、ページが飛びますが、104ページをお開きください。

4項4目学校建設費には、明倫学園の建設に係る経費及び開校に要する経費として13億6,032万8,000円を計上しております。今年度に引き続き行う体育館棟の建設工事に加え、旧校舎の解体に係る費用を計上しております。

次に、105ページからの5項社会教育費でございます。

106ページになりますが、2目市民プラザ費におきましては、老朽化したエレベーターの改修工事費を計上しております。

108ページを御覧ください。

6目文化財保護費には、新たに旧雪調現況調査及び耐震診断業務委託料285万6,000円を計上しておりますが、こちらは今年度策定いたしました保存活用方針に基づきまして、より具体的な内容について調査検討していくものでございます。また、引き続き実施いたします新庄藩主戸沢家墓所の保存修理工事費として工事及び管理委託合わせまして804万円増の2,445万円を計上しております。

109ページの7目旧矢作家住宅管理費には、矢作家住宅の耐震診断及び補強案の作成業務に係る委託料800万円を計上し、今後の保存改修事業の準備を行うものでございます。

同じく109ページの8目ふるさと歴史センター費でございますが、今年度債務負担行為を設定して実施しております空調設備改修に係る工事請負費4,000万円を計上しております。

111ページを御覧ください。

11目社会体育費には、延期となっております東京オリンピックの聖火リレー実施に係る負担金を改めて計上しております。

112ページを御覧ください。

12目体育施設費につきましては1,883万9,000円の増となっておりますが、修繕料2,479万9,000円のうち市陸上競技場の公認期間満了に伴う4種公認の更新を行うため、ルール変更や劣化に伴う施設の修繕費として1,026万3,000円の費用を見込んでおります。また、体育館に向かう進入路、坂道の部分になりますが、融雪システム故障のための更新工事費935万円を計上しております。

次に、113ページの11款災害復旧費につきましては408万円となり、320万2,000円の増となっております。令和2年7月豪雨災害における小規模農地等の災害復旧事業におきまして、まだ申請されていない農家の方を支援するため計上するものでございます。

続きまして、114ページの12款公債費でござ

いますが、14億8,413万3,000円となり、1,067万3,000円、率にして0.7%の増となっております。

以上で一般会計の説明を終わりにして、特別会計に入らせていただきます。

133ページをお開きください。

議案第9号国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入歳出予算の総額は30億9,630万2,000円となり、前年度比で6,148万3,000円、率にして1.9%の減となっております。

第2条一時借入金と第3条歳出予算の流用については、前年度と同様の内容でございます。

139ページをお開きください。

歳入でございますが、1款国民健康保険税は6億5,697万4,000円を計上し、前年度比で1,786万8,000円の減となっております。

140ページを御覧ください。

3款県支出金の保険給付費等交付金につきましては、21億9,561万3,000円、前年度比で17万9,000円の微減となり、ほぼ同程度の額となっております。

5款繰入金につきましては、一般会計繰入金が2億2,765万4,000円、前年度比で290万4,000円の増となっております。

次に、歳出でございますが、143ページからの2款保険給付費につきましては、款全体で21億6,941万6,000円となり、前年度比で106万9,000円の微減となっております。

また、146ページからになりますが、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県への納付金として計8億4,982万7,000円を計上しておりますが、前年度比で5,974万円の減となっております。

続きまして、153ページをお開きください。

議案第10号交通災害共済事業特別会計でございます。

歳入歳出予算額は567万2,000円となり、前年

度比で1万9,000円、率にして0.3%の減でございます。

歳入歳出の明細につきましては、156ページから記載しておりますが、内容といたしましてはほぼ今年度と同様となっております。

次に、161ページをお開きください。

議案第11号介護保険事業特別会計でございます。

歳入歳出予算額は37億8,684万3,000円となり、前年度比で1億3,285万4,000円、率にして3.4%の減でございます。

第2条の歳出予算の流用につきましては、国保会計と同様に保険給付費内に限定するものがございます。

169ページをお開きください。

歳入でございますが、1款保険料は7億8,187万8,000円、前年度比で1,218万5,000円の増としております。

4款国庫支出金につきましては、1項、2項合わせまして9億1,399万8,000円、前年度比で3,490万6,000円の減となり、さらに170ページになります。5款支払基金交付金、6款県支出金及び171ページの8款繰入金のいずれも前年度比減となっております。

こちらは歳出の175ページからになりますが、2款保険給付費におきまして各サービス等給付費の合計が35億3,964万円となり、前年度比で1億3,425万3,000円減少したことによるものがございます。

最後になりますが、189ページをお開きください。

議案第12号後期高齢者医療事業特別会計でございます。

歳入歳出予算額は4億5,017万7,000円となり、前年度比で2,041万9,000円、率にして4.3%の減となっております。

194ページをお開きください。

歳入でございますが、1款保険料及び3款繰

入金ともに減少しておりますが、197ページになります。歳出の3款後期高齢者医療広域連合納付金を2,113万6,000円の減と見込んだため、これに応じた歳入も減となるものがございます。

以上で、令和3年度の一般会計及び特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

上下水道課長荒澤精也君。

(荒澤精也上下水道課長登壇)

**荒澤精也上下水道課長** それでは、議案第13号令和3年度新庄市水道事業会計予算及び議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算につきまして、別冊の令和3年度新庄市上下水道事業予算書により御説明申し上げます。

初めに、1ページをお開きください。

議案第13号令和3年度新庄市水道事業会計予算でございます。

第1条令和3年度新庄市水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条業務の予定量は、次のとおりといたします。第1号給水件数は1万4,290件、第2号年間総給水量は377万5,195立方メートル、第3号1日平均給水量は1万343立方メートル、第4号の主要な事業として建設改良事業費が1億4,207万8,000円でございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款水道事業収益は10億9,451万8,000円を見込んでおります。

次に、支出の第1款水道事業費用は10億

7,279万5,000円を見込んでおります。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予算額でございます。2ページをお開きください。

収入の第1款資本的収入は4,632万4,000円を見込んでおります。

次に、支出の第1款資本的支出は3億8,909万8,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,277万4,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

続きまして、第5条予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、営業費用と営業外費用との間とします。

第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費としては、第1号の職員給与費5,984万8,000円、第2号公債費1万円とします。

第7条他会計からの補助金として、統合水道利子償還等のため、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額は519万5,000円とします。

第8条棚卸資産の購入限度額は874万3,000円とします。

次に、予算実施計画について御説明申し上げます。3ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款第1項営業収益は9億3,187万2,000円で、内容としましては給水収益その他の営業収益などでございます。第2項営業外収益は1億6,264万4,000円で、内容としましては他会計補助金、他会計負担金などでございます。

続きまして、4ページから7ページまでの収益的支出でございます。

初めに、4ページをお開きください。

第1款第1項営業費用は10億970万8,000円で、内容としましては原水及び浄水費、給水及び配水費、業務及び総掛費、減価償却費などがございます。

続きまして、6ページをお開きください。

第2項営業外費用は5,981万8,000円で、内容

としましては企業債支払利息、消費税及び地方消費税などがございます。

続きまして、8ページをお開きください。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款第2項負担金は1,102万円で、内容としましては工事負担金及び他会計負担金でございます。

第3項補助金は550万円で、内容としましては管路耐震化のための緊急時給水拠点確保等事業費国庫補助金でございます。

第4項の出資金は2,980万2,000円で、内容としましては統合水道元金償還のため一般会計から出資金を受けるものでございます。

次に、支出ですが、第1款第1項建設改良費は1億4,207万8,000円で、内容としましては管路布設替えのための工事費などがございます。

9ページを御覧ください。

第2項の企業債償還金につきましては2億4,701万9,000円でございます。

10ページをお開きください。

令和3年度の現金の流れを示した予定キャッシュフロー計算書でございます。

11ページから13ページには給与費明細書、14ページ及び15ページには令和3年度の予定貸借対照表、16ページ及び17ページには令和2年度の予定貸借対照表、また18ページには令和2年度の予定損益計算書、19ページには会計方針、会計書類における注記を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上、令和3年度の新庄市水道事業会計予算についての御説明でございました。

次に、議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算でございます。

予算書の20ページをお開きください。

第1条令和3年度新庄市下水道事業会計予算は次に定めるところによります。

第2条業務の予定量は、次のとおりといたし

ます。公共下水道事業については、第1号接続戸数は7,935件、第2号年間総排水量は236万540立方メートル、第3号1日平均排水量は6,467立方メートル、第4号の主要な事業として建設改良事業費が2億663万8,000円でございます。農業集落排水事業について、第1号接続戸数は484件、第2号年間総排水量は31万6,801立方メートル、第3号1日平均排水量は868立方メートルでございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

公共下水道事業の収入の第1款下水道事業収益は9億3,703万1,000円を見込んでおります。次に農業集落排水事業の収入の第1款下水道事業収益は9,184万2,000円を見込んでおります。

続きまして、21ページをお開きください。

公共下水道事業の支出の第1款下水道事業費用は9億2,414万5,000円を見込んでおります。次に農業集落排水事業の支出の第1款下水道事業費用は9,184万2,000円を見込んでおります。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予算額でございます。

公共下水道事業の収入の第1款資本的収入は5億112万4,000円を見込んでおります。次に農業集落排水事業の収入の第1款資本的収入は1,694万円を見込んでおります。

続きまして、22ページを御覧ください。

公共下水道事業の支出の第1款資本的支出は7億8,074万9,000円を見込んでおります。次に農業集落排水事業の支出の第1款資本的支出は3,529万1,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,797万6,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

続きまして、第5条水洗便所改造等資金利子補給については、令和4年度から令和8年度までの期間で融資総額300万円の融資残高に対し年1.20%以内の割合で計算した額を限度額とし

ます。

第6条公共下水道事業の企業債について記載してございます。

第7条一時借入金の限度額は5億円とします。

第8条予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、営業費用と営業外費用との間とします。

続きまして、23ページをお開きください。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費としては、第1号の職員給与費6,450万5,000円とします。

第10条他会計からの補助金として、総務省基準に基づく繰入金など、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける金額は3億1,543万6,000円とします。

次に、予算実施計画について御説明申し上げます。24ページをお開きください。

初めに、公共下水道事業について御説明いたします。

収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款第1項営業収益は3億6,504万2,000円で、内容としましては下水道使用料とその他の営業収益でございます。

第2項営業外収益は5億7,198万9,000円で、内容といたしまして他会計補助金のほか長期前受金戻入などがございます。

続きまして、25ページから28ページまでの収益的支出でございます。初めに25ページをお開きください。

第1款第1項営業費用は8億3,350万円で、内容といたしましては管渠費、雨水管渠費、処理場費、普及費、業務及び総掛費、減価償却費などがございます。

27ページをお開きください。

第2項営業外費用は8,899万9,000円で、内容といたしましては企業債支払利息、消費税及び地方消費税などがございます。

続きまして、29ページをお開きください。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款第1項企業債は2億3,730万円で、内容といたしましては建設改良事業に伴う企業債でございます。

第2項補助金は9,300万円で、内容といたしましては建設改良事業に伴う社会資本整備総合交付金等でございます。

第3項出資金は1億6,300万円で、これは下水道事業元金償還金等のため、一般会計から出資金を受けるものでございます。

第4項負担金は782万4,000円で、内容といたしまして建設改良事業に伴う受益者負担金等でございます。

30ページを御覧ください。

次に、支出ですが、第1款第1項建設改良費は2億663万8,000円で、内容といたしましては管渠工事費等でございます。

第2項企業債償還金につきましては5億7,411万円でございます。

続きまして、31ページをお開きください。

農業集落排水事業について御説明いたします。

収益的収入及び支出でございますが、第1款第1項営業収益は1,958万3,000円で、内容といたしましては農集排使用料とその他の営業収益でございます。

第2項営業外収益は7,225万9,000円で、内容といたしまして他会計補助金と長期前受金戻入でございます。

続きまして、収益的支出でございます。

第1款第1項営業費用は8,587万3,000円で、内容といたしまして管渠費、処理場費、業務及び総掛費、減価償却費などがございます。

32ページを御覧ください。

第2項営業外費用は590万8,000円で、内容といたしまして企業債支払利息、消費税及び地方消費税などがございます。

続きまして、33ページをお開きください。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款第2項出資金は1,693万8,000円で、これは農業集落排水事業元金償還金等のため、一般会計から出資金を受けるものでございます。

次に、支出ですが、第1款第2項企業債償還金は3,529万円でございます。

34ページ及び35ページには令和3年度の現金の流れを示した予定キャッシュフロー計算書を記載してございます。36ページから38ページまでは給与費明細書、39ページには債務負担行為に関する調書、また41ページから48ページには令和3年度の予定貸借対照表及び令和2年度の予定貸借対照表、49ページ、50ページには令和2年度の予定損益計算書、51ページ、52ページには会計方針、会計書類における注記を記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、令和3年度新庄市上下水道事業予算について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

## 日程第15 予算特別委員会の設置

**下山准一議長** 日程第15予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算から議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算までの令和3年度の各予算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、

予算特別委員会を設置することに決しました。

### 予算特別委員会委員の選任

**下山准一議長** これより、ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集方よろしくお願ひいたします。

### 議案7件一括上程

**下山准一議長** 日程第16議案第18号鮭川村村営バスの設置及び管理に関する協定の変更に係る協議についてから日程第22議案第24号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案7件を会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号鮭川村村営バスの設置及び管理に関する協定の変更に係る協議についてから議案第

24号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案7件を一括議題とすることに決しました。提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第18号鮭川村村営バスの設置及び管理に関する協定の変更に係る協議について御説明申し上げます。

このたび新庄・最上定住自立圏形成に伴う次期共生ビジョンを検討している中で、鮭川村とのコミュニティバス運行事業における村営バス経費の負担について、現在の乗車割合から距離割合への変更の要請があり、これまで検討を進めてまいりました。

負担金につきましては、これまで乗車割合で積算しておりましたが、不特定多数の方が乗降するため、利用者の特定が非常に困難であることなどから、このたび負担金を積算する場合、交通業界で一般的に使われている距離割合に変更するものであります。

平成27年及び平成31年に鮭川村の条例が改正され、利用料金の引下げ及び運行距離の延長が行われております。この2点につきましても今回併せて変更を行うものであります。

次に、議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、第8期介護保険事業計画の策定に伴い第1号被保険者の介護保険料を改定する必要性が生じたため、新庄市介護保険条例を改正するものであります。

介護保険料の改定内容につきましては、高齢化の進展や介護サービス需要の高まり、地域包括ケアシステムの充実などにより第7期の介護保険料基準年額の7万4,400円を令和3年度から令和5年度までの第8期では7万5,900円とするものであり、2%の増額となります。

介護保険事業計画は3年ごとに策定しており

ますが、団塊の世代が全て後期高齢者となる第9期、その後の第10期まで見据え、保険料を算定いたしました。

あわせて、寝たきり老人へのおむつ支給事業について、令和3年度より市町村特別給付として実施するための改正及び保険料の減免について、大規模災害の発生時において期限までに申請できない場合を想定し、期限を過ぎた場合にも申請を可能とするための改正を行うものであります。

施行日は、いずれも令和3年4月1日とするものであります。

次に、議案第20号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準などの一部を改正する省令の施行に伴い、本市の指定地域密着型サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業、指定介護予防支援等の事業及び指定居宅介護支援等の事業に関する基準について、国の定める基準と同様の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、感染症や災害への対応を強化することや、介護現場の職場環境改善のため適切なハラスメント対策を行うなどを事業者が義務づけるものであります。

また、指定居宅介護支援事業所においては、保険者である市町村がケアプランを検証する新たな仕組みを導入するとともに、本年3月31日までとしていた管理者の資格要件に係る経過措置を令和9年3月31日まで延長する改正を行うものであります。

施行日については令和3年4月1日とし、ケアプランの検証に係る改正については令和3年10月1日とするものであります。

次に、議案第21号新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例について御説

明申し上げます。

平成18年に国連で障害者の権利に関する条約が採択されて以降、障害を理由とした差別をなくし、障害がある人もない人もひとしく基本人権を共有する社会を目指すことが国際的に求められてきました。

国内においても平成23年に障害者基本法が改正され、その第4条で差別の禁止が規定され、さらに平成25年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が成立し、平成28年4月から施行されております。

また、山形県においても平成28年に山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例が施行され、障害を理由とした差別を解消するための法整備が徐々に進んできております。

しかしながら、依然として障害や障害のある人に対する理解不足による偏見や差別が存在し、これらに起因した障害への配慮が十分でない制度や慣習など様々な社会的障壁により、障害のある人の日常生活や社会生活が制限されている状況にあります。

本案は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、障害を理由とする差別の解消に向けた施策を推進することにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らしていくことができる共生社会の実現に寄与することを目的として提案するものであります。

施行日は公布の日とするものであります。

次に、議案第22号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の内容といたしましては、現在、新庄小学校の小ホールを改修し整備を行っている放課後児童クラブについて、名称を新庄放課後児童クラブとし、新庄市城西町6番24号に設置する

ものであります。

あわせて、北辰小学校の閉校に伴い、北辰学童保育所を廃止するため、必要な改正を行うものであります。

これらの規定の施行日は令和3年4月1日といたします。

また、明倫学園の校舎棟と一体的に整備を行っている放課後児童クラブについて、名称を明倫放課後児童クラブとし、新庄市十日町2675番地の3に設置するとともに、中央学童保育所を廃止するため、必要な改正を行うものであります。

これらの規定については、規則で定める日から施行するものであります。

次に、議案第23号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

山形県国民健康保険運営方針では、県内全ての市町村について令和5年度までに国民健康保険税の算定方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を除いた3方式に移行することとされております。

本市においては、令和3年度からの移行に向け、算定方式の変更や制度運営に関することについて昨年12月に国民健康保険運営協議会に諮問し、去る2月16日に答申をいただきました。

本案は、この答申を踏まえ、国民健康保険税のうち資産割を廃止するとともに、所得割、均等割及び平等割について税率を引き下げするため、必要な改正を行うものであります。

あわせて、国民健康保険税の減免について、大規模災害の発生時において期限までに申請できない場合を想定し、期限を過ぎた場合にも申請を可能とするための改正を行うものであります。

施行日は、いずれも令和3年4月1日とするものであります。

次に、議案第24号新庄市エコロジーガーデン

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新庄市エコロジーガーデンにつきましては、旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画やエコロジーガーデン第4期利用計画に基づき、平成29年度より第1期の耐震改修工事を進めてまいりました。その最後となる旧第1蚕室の耐震補強改修工事が完了することから、新たに供用を開始する施設の名称、使用料等を定めるため、必要な改正を行うとともに所要の規定の整備を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、旧第1蚕室の名称を文化交流施設とし、一般に貸し出す施設として多目的ホール及び文化交流スペースを新設するとともに、施設及び使用時間の区分に応じ使用料を設定するものであります。

施行日は公布の日とし、文化交流施設の供用開始の日は別に告示することといたします。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいま説明のありました議案7件について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案第19号の介護保険条例についてです。

まず1つ目は、紙おむつの支給の内容を市特別給付に変えるという中身ですが、市特別給付とするのとどのように変わり、どのような内容を考えておられるのかお願いします。

2つ目は、介護保険料の値上げの問題です。今回値上げということですが、1期目と比較して2.47倍になります。この間、年金収入は上がったのでしょうか。給付内容は下がっているのではないのでしょうか。また、介護保険料を25段階にしたり、高額所得者にした場合、最大基準額の何倍までできるのでしょうか。基準額を抑

え、高所得者の保険料率を上げて、収入を補うべきではないでしょうか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議案第19号、おむつ支給のところの御質問ですけれども、市町村特別給付というところで今度おむつ支給事業をするわけですけれども、一番の違いというのが財源の問題でございます。今までは任意事業ということで、国・県、それから市の一般会計も入りますけれども、公費が入っていたところですが、市町村特別給付で実施いたしますと100%第1号保険料という財源になります。こちらにつきましては、平成27年から国から任意事業での継続については一定の条件を付して限定的に実施できるものとされていたんですけれども、第8期、来年度からはその条件がなお厳しくなりました、現状のサービスをそのまま実施できなくなるということで、特別給付に移行して行うものでございます。**

第2点目の御質問です。第1期から比べると2.47倍と急激に負担が増えているわけですが、それに伴いましてサービスの内容につきましても充実したものとなっていると思っております。

3点目の多段階化につきましては、高額所得の方に対して何倍までというところについては特に制限があるものではございません。市町村で設定できるものとなっております。

**1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。**

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** ただいまの紙おむつ支給の在り方を第1号被保険者保険料で100%賄うことになるというお話に驚きました。そうしますと、紙おむつの支給事業は拡大できるようになるのでしょうか。

例えば、ある方は要支援2であります、紙おむつを月1万円余り使っているそうです。これを使わずに生活することは困難です。これを使っているために食費を大幅に減らさなければならぬ、またこれを使えないとなると外出など一切できない、そういう状態になり、日常生活では困難になっていきます。

そういう意味で、紙おむつを使う方の立場に立てば、これを使わずに生きることはできない、これを使わないようになるということもほとんど考えられないような高齢者でありますので、必要不可欠なものだと思います。そういう意味では、本当はこういう高齢者にとって必要なものは、必要だという話があれば、どうぞと言って支給できるようにすべきなんじゃないでしょうか。

この間、女性の生理用品について、無料とするニュージーランドの例とかフランスとか国によって、これは必ず必要なもの、お金がないために買えないというようなことがあってはならない、そういう立場から女性の生理用品の無料化を進める国も出ております。

紙おむつについても、収入が少ない中で使わざるを得ない、そういう方に対しては本当は無料で支給すべきだと思うんですが、その点について改善できるのか、もう一度お願いします。

次に、介護保険料について、給付内容が充実しているということもあって介護保険料を値上げせざるを得ないというふうに感じましたけれども、実際は特養ホームで見れば介護度3以上でないと入所できない、しかも待機者は100人とされておりまして、待機者は減ってはいない。また、給付内容も、ヘルパーの利用時間を少なくさせられ、あれ使って駄目、これ使って駄目という立場で利用制限が行われ、非常に使いづらくなっているという利用者の声です。もちろんこれはヘルパーたちも働きづらくなっているわけです。そういう中で、そういう点などを見

ると給付内容は充実とは言えない。

そういう中でこんなに上がっている理由は何なのか。どんな手だてが考えられるのか、お願いしたいと思います。

また、県内他市の状況などがこの間示されましたが、6市が据置きをしているという話でした。なぜ据置きができるのか。これは全国的なことでもありますし、なぜ据置きできて、増額せざるを得ない新庄市なのか、その違いは何なのでしょう。

それから、介護保険料の段階制については、制限がないというお答えでした。であれば、私は、最大上げられるだけ、高額所得者に対して基準額の割合をこんなに低い状況ではなくて、上げられるだけ上げて、所得に応じて介護保険料を頂けるようにすべきではないのか。そうすれば、基準額を抑えても、高所得者に保険料率を上げて取るようにすれば収入が増えて補うことができるのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 初めに、おむつ支給でございますけれども、財源として100%、1号保険料とお答えしましたけれども、ここで保険者機能強化推進交付金がございます、そちらは新しく創設されて3年目になりますけれども、その交付金が大体400万円ぐらいあるということで、おむつの扶助費を賄うのに十分な金額であることから、その交付金を財源として充てたいと考えております。

それから、サービスが充実してないようなお声を議員はお聞きになっているということでしたけれども、ケアマネジャーを中心に、利用者の方の立場に立った適切なケアプランということでそちらは対応していただいていると思って

いるところでございます。

それから、高額所得者の倍率を多くして、低所得者に回したらいいのではないかと御提案でございますけれども、同じような御提案を全協でもお伺いしたところでございます。人数としては圧倒的に低所得者のほうが多いということで、効果としては数十円という単位になるのではないかと思います。それよりも、高額所得者の方の納得感といいますか、不満といいますか、そちらが大きくなるようなことが懸念されますので、次の計画のときに試算等でその辺は活用させていただいて検討させていただきたいと思います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 県内他市の保険料の状況ですが、6市が据置きとなっております。その理由はどのような理由なのかということ把握しておられたらお願いします。

また、市独自の補助で介護保険料引下げが可能ではないかと思いますが、その点についてどうでしょうか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 他市の据置きの事情につきましては把握しておりません。

独自の引下げということでございますけれども、基金の取崩しをもってしたとしても、将来的な急激な保険料の増大をなだらかにするという理由で、今回は引下げまで、その分まで基金を投じることはできないということで、計画的な基金の投入ということで今回の保険料になったところでございます。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

**日程第23議案及び請願の予算特別委員会、各常任委員会付託**

下山准一議長 日程第23議案及び請願の予算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案及び請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

**令和3年3月定例会付託案件表**

付託委員会名	件名
予算特別委員会 議案(7件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算</li> <li>○議案第9号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算</li> <li>○議案第10号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算</li> <li>○議案第11号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計予算</li> <li>○議案第12号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算</li> <li>○議案第13号令和3年度新庄市水道事業会計予算</li> <li>○議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算</li> </ul>
総務文教常任委員会 議案(1件) 請願(1件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第18号鮭川村村営バスの設置及び管理に関する協定の変更に係る協議について</li> <li>○請願第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについての請願</li> </ul>
産業厚生常任委員会 議案(6件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第20号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第21号新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例について</li> <li>○議案第22号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第23号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第24号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> </ul>

**議案6件一括上程**

下山准一議長 日程第24議案第2号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第13号)から日程第29

議案第7号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算6件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第13号）から議案第7号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算6件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、議案第2号から議案第7号までの令和2年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道及び下水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第2号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ8,239万1,000円を追加し、補正後の予算総額を270億9,132万8,000円とするものであります。

このたびの補正につきましては、全体を通しまして職員給与費等の人件費の整理に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により休廃止または縮小した事業を中心に、各種事業の決算見込みに相応した事業費の精査と財源の補正を行うものであります。

加えて、歳出予算経費のうち年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができるよう御提案するものであります。

6ページ、第2表繰越明許費についてであります。2款総務費のシステム改修事業や8款土木費道路長寿命化事業、10款教育費明倫学園建設事業など計8事業について、繰越しとするものであります。うち3事業が国の3次補正予算の追加配分によるものとなっております。

7ページの第3表におきましては、早期に事業着手を行うための債務負担行為の追加を、また8ページ、第4表におきましては、新たに減収補填債を追加するとともに、事業費の確定などによる各種市債の額の変更を行うものであります。

12ページからの歳入についてであります。1款の市税については各税目ごとに決算を見込んだ補正を行うとともに、3款の利子割交付金をはじめとした各種交付金につきましても交付見込額に応じた補正を行うものであります。さらに、15款及び16款の国・県支出金並びに22款市債等につきましても、事業費の精算に伴う補正を行うものであります。

20ページからの歳出につきましては、各事業費の確定に伴う費用の補正に加え、コロナ禍における各種経済対策費について決算見込みに相応した補正を行っております。また、2款総務費では、全体的に財源を見込む中において財政調整基金及び市有施設整備基金へ合わせて7億3,000万円の積立金を補正計上しております。8款においては国の3次補正予算に係る事業費を増額補正しております。

新年度の事業展開の円滑な移行のためにも適切な対応を要する補正内容を組ませていただいておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、43ページからの特別会計であります。議案第3号から議案第5号までの3つの特別会計補正予算及び議案第6号水道事業会計補正予算並びに議案第7号下水道事業会計補正予算につきましても、今年度のおおのの事業の総括などを図るために必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長に説明させますので、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

(平向真也財政課長登壇)

**平向真也財政課長** それでは、議案第2号から議案第5号までについて御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

議案第2号一般会計補正予算(第13号)でございますが、歳入歳出それぞれ8,239万1,000円を追加し、補正後の総額は270億9,132万8,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと申します。

次に、6ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございますが、繰越し予定事業につきましては全部で8事業でございます。

初めに、2款総務費のマイナンバー制度に係るシステム改修事業につきましては、開発元からの年度内のシステム提供が間に合わないことから、財源とともに繰越しするものでございます。

3款民生費の放課後児童クラブ整備事業及び下段の10款教育費の明倫学園建設事業につきましては、先ほど請負契約の一部変更について御決定いただきましたが、工期の延長に伴いまして繰越しとなるものでございます。

8款土木費の道路長寿命化事業でございますが、内容といたしましては市道の舗装工事のほか、国の3次補正予算により追加配分があったものとして道路の長寿命化計画の見直し業務委託及び福田山線舗装補修工事となりますが、これについては32ページの歳出予算に計上しておりまして、これを全額繰越しとするものでございます。同様に、角沢松本線、一本柳檜葉沢線の繰越しにつきましても、国の3次補正予算によるものでございまして、このたびの歳出予算に計上するとともに、令和3年度に全額繰り越して事業を行うものでございます。

続きまして、橋梁長寿命化事業につきましては、橋梁補修工事の発注時期と豪雨災害が重なった影響で入札不調が相次ぎ、年度内の完成が困難となったことから繰越しするものでございます。

雪対策費の金沢地区ほか流雪溝用水導入事業につきましても、県が事業主体となり、その約2分の1を負担金で支出するものでございますが、関係機関との調整に期間を要したことや追加工事が必要となったことなどから工期に遅れが生じたため、繰り越して実施するものでございます。

7ページの第3表債務負担行為補正でございますが、地域経済活性化商品券発行事業につきましても、先ほど令和3年度当初予算においても上程させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している地域経済を活性化させるため、全市民に商品券を配付して消費喚起を促す事業となっております。本事業につきましても、年度初めに速やかに各世帯に商品券が行き渡るよう早期に事業着手するため、債務負担行為を設定するものでございます。

また、沼田小学校施設解体事業の内容につきましても、解体に係る測量設計業務委託であります。これにつきましても今後のスケジュールに遅れが生じないよう早めに手続を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

中小企業緊急災害等対策利子補給の債務負担行為の変更につきましても、融資総額が確定したことに伴い、限度額の変更を行うものでございます。

続きまして、8ページからの第4表地方債補正について御説明申し上げます。

初めに、新たに追加いたします減収補填債につきましても、交付税の算定基礎であります基準財政収入額に満たない分を補うために発行するものでございますが、今年度は新型コロナウ

イルスの感染拡大による財政難に対応するため、対象税目を追加して発行されるものでありまして、借入額のおおむね75%が交付税措置されることから、発行可能額の範囲で活用を図るものでございます。

また、地方債の変更につきましては事業費の確定による変更が主なものでございまして、9ページ下段の地方債の廃止につきましては交付税措置のない市債を廃止するものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

市長からもございましたが、全体を通しまして職員給与費等人件費の整理と、新型コロナウイルス感染症の影響により休廃止または縮小を余儀なくされた事業を中止に、各種事業について決算見込みに対応した財源の補正を行ってございます。

1款市税の各目におきましては、決算見込みを推計してそれぞれ必要な補正を行っております。

12ページから13ページにかけまして、3款利子割交付金をはじめとした各種交付金につきましても、今年度の交付見込額に応じて必要な補正を行うものでございます。

11款地方交付税につきましては、普通交付税の今年度の交付決定額に合わせまして減額補正するものでございます。

14ページ、14款の各種使用料でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により各種使用料が減収していることから減額補正を行うものでございますが、特に夜間休日診療所使用料の減収額が非常に大きく、コロナウイルスによる受診控えが顕著に現れたものと推察しております。

15款国庫支出金及び15ページからの16款県支出金につきましては、事業費の確定や精査に伴う負担金補助金などの増減を補正してございません。このうち15ページの上段になりますが、新

型新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金6億2,002万1,000円を予算化してございます。

18ページをお開きください。

18款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の1月までの実績を考慮し、今後の見込額に合わせて減額補正するものでございます。

19款繰入金につきましては、今年度の当初予算編成時の財源として市有施設整備基金2億2,000万円を充てることとしておりましたが、全体的な財源を見込む中でこれを充当しないこととして減額するものでございます。

19ページの22款市債につきましては、第4表地方債補正のところでも御説明申し上げましたが、減収補填債を新たに追加するとともに、事業費の確定による補正を行うものでございます。

続きまして、20ページからの歳出について御説明いたします。

初めに、2款総務費でございますが、1項4目財政管理費におきまして、このたびの補正予算において全体的な財源を見込む中で、財政調整基金に2億3,000万円、市有施設整備基金に5億円の積立てを行うものでございます。7目企画費では、歳入でも御説明いたしました、ふるさと納税寄附金に係る経費につきまして減額補正してございます。

次に、24ページをお開きください。

3款民生費のうち1項5目老人福祉費の公有財産購入費205万2,000円につきましては、土地開発基金からの買戻し分の費用となりますが、このほか次のページの児童行政事業費に480万円、40ページの山屋セミナーハウスに25万1,000円、合わせまして土地開発基金からの買戻し分210万3,000円を計上してございます。

25ページ下段から26ページにかけまして、2項4目児童館費には、このたびの豪雪に伴う児童センター等の除排雪経費として指定管理委託料を増額補正してございます。これにつきまし

ては、26ページ下段の斎場指定管理委託料も同様の内容でございます。

28ページから29ページにかけては、6款農林水産業費1項5目農地費の県営土地改良事業費には、国の3次補正予算に伴う土地改良事業の追加負担等を含め1,600万円を計上してございます。

次に、30ページをお開きください。

2項1目林業振興費の森林・林業再生基盤づくり交付金につきましては、県の補助を受けて実施いたします林業機械等の整備に対する補助金ですが、県が直接実施することとなったことから、財源とともに減額補正するものでございます。

下段の7款1項2目商工振興費のうち31ページの金融対策事業費の中小企業緊急災害等対策利子補給基金積立金でございますが、コロナ禍における中小企業対策として実施しております利子補給につきましては、地方創生臨時交付金を財源に基金に積み立てることで来年度以降も繰り越して活用することができることから、向こう5年間の利子補給の財源として1億500万円を積み立てるものでございます。

下段の5目新型コロナウイルス対策費につきましては、商工費における各種経済対策について事業費の精査に伴う過不足を補正するものでございます。

32ページを御覧ください。

8款土木費2項2目道路維持費の道路長寿命化事業でございますが、繰越明許費補正で御説明いたしましたとおり、長寿命化計画の見直し業務委託及び福田山線舗装補修工事につきましては国の3次補正予算によるものとなっております。33ページの道路新設改良費のうち、角沢松本線及び一本柳檜葉沢線も同様に国の3次補正によるものとなっております。

38ページに飛びまして、10款教育費の明倫学園開校準備事業費でございますが、工期の延長

に伴いまして今年度不用となる費用を減額補正するものでございます。

続きまして、39ページ、5項2目市民プラザ費の指定管理委託料でございますが、除排雪経費の増分に加え、コロナ禍における使用料の減収や光熱水費等の不用額等を全体的に勘案して補正計上してございます。社会教育費のその他の生涯学習施設についても同様の積算をして補正計上してございます。

以上で一般会計を終わり、特別会計の説明に入らせていただきます。

43ページをお開きください。

議案第3号国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)でございますが、歳入歳出それぞれ3,798万9,000円を追加し、補正後の予算総額を33億4,062万5,000円とするものでございます。

内容といたしましては、給付費をはじめ事業費の精査に伴う過不足を補正するものでございます。

次に、53ページをお開きください。

議案第4号介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、歳入歳出それぞれ1億5,674万6,000円を減額し、補正後の総額を38億6,056万9,000円とするものでございます。

こちらも給付費をはじめ事業費の精査に伴う過不足を補正するものでございます。

最後に、67ページをお開きください。

議案第5号後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、歳入歳出それぞれ675万4,000円を追加し、補正後の総額を4億5,684万8,000円とするものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金の増額補正と一般会計繰入金増額補正の内容となっております。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いたします。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時16分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

上下水道課長荒澤精也君。

(荒澤精也上下水道課長登壇)

**荒澤精也上下水道課長** それでは、議案第6号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)及び議案第7号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、別冊の令和2年度新庄市上下水道事業会計補正予算書(3月)により御説明申し上げます。

初めに、1ページをお開きください。

令和2年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

第2条業務の予定量の補正につきましては、このたび建設改良事業費について補正するため記載してございます。

第3条収益的収入及び支出の補正ですが、水道事業収益につきまして、既決予定額11億876万4,000円に補正予定額604万4,000円を増額し、計11億1,480万8,000円とします。これは、他会計補助金である高料金対策一般会計繰入金等の額の確定に伴い計上するものでございます。

続いて、水道事業費用につきまして、既決予定額10億8,895万8,000円に補正予定額931万9,000円を増額し、計10億9,827万7,000円とします。これは、管路の布設替え工事などに伴う施設の固定資産の除却費が増額したことなどによるものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出の補正ですが、資本的収入につきまして、既決予定額5,453万3,000円に補正予定額197万1,000円を増額し、計5,650万4,000円とします。

また、資本的支出につきまして、既決予定額3億7,830万7,000円から補正予定額543万3,000円を減額し、計3億7,287万4,000円とします。これらは、工事等の完了に伴い、工事負担金、工事請負費等の事業費が確定したことによるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額3億1,637万円は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正ですが、職員給与費の既決予定額5,693万5,000円から補正予定額17万4,000円を減額し5,676万1,000円とします。

第6条他会計からの補助金の補正ですが、一般会計からの補助金について補正するものでございます。第3条収益的収入の補正で御説明した高料金対策一般会計繰入金等の増額によるものでございます。

なお、3ページ、4ページには補正予算の実施計画を記載してございます。

令和2年度水道事業会計補正予算(第3号)については以上となります。

続きまして、5ページをお開き願います。

令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

第2条業務の予定量の補正につきましては、後ほど資本的支出の補正の中で御説明いたしますが、建設改良事業費について補正するため記載したものでございます。

第3条収益的収入及び支出の補正ですが、公共下水道事業の下水道事業収益につきまして、既決予定額9億7,895万円に補正予定額264万3,000円を増額し、計9億8,159万3,000円とします。これは消費税申告における還付金の増額であります。

公共下水道事業の下水道事業費用につきましては、既決予定額9億6,150万3,000円から補正予定額1,720万9,000円を減額し、計9億4,429

万4,000円とします。これは主に管渠及び処理場関連の修繕費や委託料の減額でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

農業集落排水事業の下水道事業費用につきましては、既決予定額9,383万円から補正予定額106万1,000円を減額し、計9,276万9,000円とします。これは主に処理場の動力費の減額でございます。

第4条資本的収入及び支出の補正ですが、公共下水道事業の資本的収入につきましては、既決予定額3億9,703万2,000円に補正予定額430万2,000円を増額し、計4億133万4,000円とします。これは、当初予算の見込みより受益者負担金及び分担金が増額したことによるものでございます。

次に、公共下水道事業の資本的支出につきましては、既決予定額6億9,560万1,000円から補正予定額386万円を減額し、計6億9,174万1,000円とします。これは主に建設改良費の工事請負費の減額でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額3億1,122万円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額等で補填いたします。

最後に、第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正ですが、職員給与費の既決予定額7,119万9,000円から補正予定額8万6,000円を減額し7,111万3,000円とします。

なお、7ページから10ページには補正予算の実施計画を記載してございます。

以上、令和2年度新庄市上下水道事業会計補正予算について御説明申し上げました。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第7号までの補正予算6件については、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました令和2年度補正予算6件の審議に入ります。

## 日程第24議案第2号令和2年度 新庄市一般会計補正予算(第13号)

**下山准一議長** 初めに、議案第2号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第13号)について質疑ありませんか。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番(石川正志議員)** それでは、私から2点お伺いいたします。

補正予算書7ページ、債務負担行為として地域活性化商品券発行事業1億8,000万円強、それからページをめくっていただきまして、補正予算書32ページ、商工費のうち5目地域経済活性化事業費、委託料として1,044万6,000円と今回上程されております。

事業の中身に踏み込むということは委託料しか今回できませんけれども、先ほど来、市長の施政方針あるいは当初予算の説明にもありましたように、この商品券発行事業、1億8,000万円ぐらいの事業規模ですけれども、来年度、令和3年度の当初予算の主要事業にも位置づけられております。

このたび令和2年度の年度末ぎりぎりのタイミングで、一般会計補正、債務負担行為、それから業務委託料、今回上程されておりますけれ

ども、これ、3月定例会、3日間の集中審議を予算特別委員会で行う、我々議論するわけです。その前にこのような形で、事業の財源となるべき債務負担行為、それから業務委託料、既に予算委員会で、議会で可決ありきのような手続、提案の仕方ですね、ちょっと腑に落ちないところがあります。市長の先ほどの中でもあったように、できるだけ急がなければならないという考えは我々もあるにしろ、その辺ちょっと提案の仕方が乱暴ではないかなと考えておりますので、答弁お願いいたします。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** このたびの補正予算の組み方についての御質問かと思えます。

このたび3月補正において債務負担行為を設定させていただいて、当初予算に事業費を計上するという予算の組み方になってございます。これにつきましては、これまでも明倫学園の建設事業ですとか小中学校の空調設備整備事業、それから昨年12月補正でも上程させていただいたふるさと歴史センターの空調設備でも翌年度予算に盛りつつも早く着手するために債務負担行為を設定するという手法を取ってございます。

債務負担行為については、翌年度以降の予算を拘束する予算ということで、予算の一つでございませぬけれども、当初予算に計上することを前提に、翌年度予算も一体的に審議していただく必要があるのかなと考えてございます。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番(石川正志議員)** 分かるんです、我々もコロナ関係で多くの市民が非常に生活している影響を受けているということで。ですから下山議長もいち早く議会のコロナ対策会議、議長、副議長、それからそれぞれの会派の代表者、あと常任委員長も一部入れながら、これまで第8期でしたっけか、そこまで、執行部側の事業の

説明を受けて、それで特に2月の部分に関しては市長の専決まで我々許可しているんです。

本家本元の事業の中身ですね、これは今、補正予算書の中にはうたわれてないので、議論は予算委員会でしてしかるべきかと思いますが、おおむねの説明もなしに、議決されたかのような行為にしか私取れないんですよ。

ちょっと過去の話になって私も何年当時だか記憶ございませんが、当然、今の議会構成の中で1期目2期目の方が過半数いらっしやって、前の経緯を御存じない方もいらっしやると思いますが、前に、コロナ禍ではないんですが、地方経済の活性化ということを狙って、商品券、たしか商品券だったと思うんですが、それを発行するとき、議決されてないのに例えば事業者への説明に入ったりした経緯があって、我々同僚議員の中からお叱りに近い質問を受けて、あのおとき市長、たしか「これからこういうことのないように十分な説明をした上で市の事業を進めていく」という明確な答弁をもらった覚えがあるんですが、やっていることがそれと同じじゃないですか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 石川議員おっしゃっていただきました地域経済活性化商品券の事業につきましては、確かに御指摘のとおり説明不足だったのかもしれませんが。その点についてはおわび申し上げたいと思えます。

しかしながら、先ほど来説明しているとおり、早期に事業着手を図る必要があるという判断の下、また年度末で物入り、また年度初めの物入りという時期にも重なりまして、何とかこの事業を構築して地域の経済活動の呼び水としたいということもございませぬので、前段の説明が足りなかったと、事前説明がなかったという点につきましてはこちらの配慮不足ということでおわび申し上げたいと思えますが、事業の中身に

つきましてはどうかよろしくお願ひしたいと思います。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番（石川正志議員）** おわびされても、正式な手続を踏んでいかないと、地方自治を持っていく二元代表制とって、我々議会は予算の編成権、当然執行権もない。その代わりしっかり市民の目線で、しっかりした執行が行われるかどうかチェックするのが最大の責務となっているんです。議決もまだしないのに、総額1億9,000万円ですよ、それをいきなりやられるというのはちょっと納得できないなと思います。

それから、質問の順番でちょっと間違えた、確認したいんですが、例えば7の1の5の先ほど申し上げた地域経済活性化商品券発行事業委託料で、それぞれの事業の財源別というのはないんですが、5目だけを拝見しますと、このたびの補正の財源の内訳として国・県支出金と一般財源になっておりますけれども、この1,044万6,000円の財源となる部分には例えば国からの支援とか交付金等入っているんでしょうか。例えば、これですね、国からの交付金等の支援を受けながら今年度中にあくまで遂行しなければならない事業であるとするならば、また私の論点も変わってくるんですが、そこをもう一回お答えいただければと思います。

あと、課長、本当に、私は釈明を求めるために今回質問したわけではなくて、我々も市民から直接選ばれて、そこで予算決定の是非を我々決める責任を負っているわけです。それを過程を経ずに可決ありきで臨む姿勢に関してはやはり賛成しかねる、財政課長、答弁お願いします。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 最初の財源についてでございます。こちらは一般財源を財源としておりまして、国の交付金、補助金等を活用するものでは

ございません。

それから、可決ありきでの進め方ではないかという御質問ですが、最初に申し上げましたように、こういった手法は通常行っているものでございまして、ただ先ほど申し上げましたように、説明不足、理解不足と、御理解いただけるような形で進めていく必要はあるかと思いますが、4月上旬に物入りの時期に一刻も早く配れるよう準備を進めるための委託金、事務費部分になりますけれども、計上ということでございまして、翌年度以降の事業を円滑に進めるための債務負担行為であるということをお理解いただければと考えてございます。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**1番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1番（佐藤悦子議員）** 2ページの中小企業緊急災害等対策利子補給、融資総額についてですが、5億円だったのが54億円に増額していますが、その内容はどうでしょうか。

また、それに関連しまして、31ページの7の2、中小企業緊急災害等対策利子補給基金積立金に1億500万円がありますが、その内容はどうでしょうか。

それから、24ページの3の1の5で公有財産購入費205万2,000円、これはどこ、そして何に使われるのか。

また、25ページの3の2の1に公有財産購入費480万円というのがありますが、どこを買う、どこに何、どのように使われるのか、お願いします。

最後に、20ページの2の1の4に財政調整基金積立金2億3,000万円が載っておりますが、前回7億円の財政調整基金とお聞きしましたが、今回で9億3,000万円になるのか、お願いします。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 私へは2点御質問いただいたかと思えます。

初めに、7ページ、債務負担行為の中小企業緊急災害等対策利子補給につきましてですが、当初融資総額を5億円と見込んでおりましたけれども、3月16日から8月31日までの期間、融資申請を受け付けておりますが、無利子の件数が270件ということで、融資総額54億1,230万円まで膨れ上がってしまったということがございます。当初の額よりも10倍以上になってしまったということで、債務負担をするものというようなことがございます。

それから、31ページ、上段の同じく歳出ですが、中小企業緊急災害等対策利子補給基金積立金につきましては、国の臨時交付金を活用しまして、5年間分、積立てが可能だということでございますので、市負担分の積立額を利子補給基金として積み立てるというものでございます。残りの半分につきましては県から納入されるということで、市分の積立金を行うというようなことがございますので、御理解くださるようよろしくお願いいたします。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 最初に、土地開発基金の部分でございますが、24ページの205万円の土地開発基金からの買戻しの部分の箇所でございます。こちらにつきましては福田のデイサービスセンターの一部の用地ということでございます。

それから、25ページの480万円につきましては、升形児童館の進入路の拡幅部分の土地、それから升形小学校と升形児童館が共用で使っております駐車場用地の部分でございます。こちらはいずれも土地開発基金で取得してございましたが、既に使っている、供用しているものでございますので、予算の調整がつく中で順次買戻していくという方針の中での買戻しでございます。

それから、もう一点、財政調整基金についての御質問です。前回、年度末見込みとしましてその際での見込みが7億7,000万円と申し上げましたが、これに令和2年の出納整理期間の積立額と合わせまして年度末で合計8億円ほどになる見込みでございます。そして、このたびの補正予算で積立てを行いまして、2億3,000万円を加えた今年度末残高としましては今現在で10億3,000万円ほど見込んでございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 中小企業緊急災害等対策利子補給、融資総額が10倍になったという、10倍以上になっているということで、この地域の市内の中小業者の厳しさといいますか、大変なことになっていると感じるわけですが、8月末で受付を終わったようですが、本当は9月以降もコロナの第3波も来て、さらに必要な融資ではないかと思われまます。そういう点で、もっと融資してもらいたいという地元業者がおられれば、利子補給をしながら借りられるようにしてやる必要があると思うんですが、その点どのように捉えておられるのかお願いしたいと思います。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** ただいま佐藤議員から、中小企業の利子補給の申請が8月末で終わったということで、今後はどうかということがございますが、こちらにつきましては新庄市だけの利子補給ということではございませんで、県と市町村が一体となった利子補給事業を行っているわけでございます。新庄市だけが延長するというわけにはいきませんので、他の融資制度もございますので、現在もそうした事業者の融資申込み、件数的にはかなり来ております。事業者の減収のパーセントも多岐にわたっておりますし、中小企業の利子補給の制度につきましては

8月末をもって終了しておりますが、他の融資制度も活用していただくという状況もございますので、御理解いただければと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） これは県と市町村とで一体となってやっている利子補給だということで、他の制度もあるからぜひ相談していただきたいという温かいお言葉をいただいているわけですが、実際に業者の方、銀行に行きますと、減収になっている、収入が上がってないということ、銀行が判断すると貸すということがないという、貸さないという非常に厳しい、今コロナ禍で特に業績厳しくなっておりまして、皆さんも御存じのように市内で頑張っておられた老舗の業者の方が廃業に至ったりしております。

そういう意味では、廃業する前に、市で相談を受け付け、そして廃業しなくて何とか続けていただけるように、こういった利子補給も含めて借換えもできるように相談窓口を開き、ぜひ相談していただきたいとあって続けていただく支援が必要だったのではないかと、これからさらに必要なんではないかと思うんですが、どう考えますか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 これまでも様々な融資制度を活用しながら実施してきたわけですが、今回のコロナ禍にありまして、いろいろな業績が悪くなったりということの相談業務につきましては、県、市町村、商工会議所等が連携した形でよろず相談窓口を設置したりとかそういったこともやっております。困り事があればそういった相談窓口を活用していただきまして、ぜひ御相談いただければと思います。全てがその相談窓口で解決するというのではないかもしれませんが、そういった事業者の声を聞きながら対応するということが一番では

ないのかなと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

下山准一議長 ほかにありませんか。

1 5 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

1 5 番（小嶋富弥議員） 1 点お尋ねします。

33ページの8 款土木費であります。住宅リフォーム総合支援事業費補助金500万円減額、この理由をお聞きします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 住宅リフォーム総合支援事業の補助金減額、この内容について御説明いたします。

皆さんから大変活用していただいておりますリフォーム総合支援事業、リフォーム補助金でございますが、制度的に一般リフォームと耐震補強のリフォームの2つを制度として持っているところでございます。今回減額させていただいた分につきましては、耐震補強のリフォームに関しまして応募者がなかったということで減額をさせていただくという内容になっておりますので、御了解いただければと思います。

1 5 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

1 5 番（小嶋富弥議員） これは対象がなかったということで、なぜ減額になったか原因はお考えなんでしょうか。この前の地震、夜中に起きてびっくりして、また10年前を思い出すような気分だけでも、これはその頃でしょうけれども、PR不足とかそういったものは、せっかく予算計上したわけですので、使ってもらって効果があるみたいな気がするんだよね。その辺。

あと、これは耐震だと聞きましたけれども、一般のリフォームはかなりあるんでしょう。だから、そういったものに逆にこれを生かして使うという方法は考えられなかったか、制度上でできないのか、その辺いかがなんでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 一般のリフォームと今回の減額対象としました耐震リフォーム補助金、こちらは制度上、財源が別でございまして、耐震補強リフォーム補助金に関しましては国庫補助金を活用したのとなっておりまして、一般リフォーム補助金につきましては県の補助金を利用しているものでございますので、制度的に金額の流用というのはちょっとかなわない部分でございまして。

残念ながら耐震補強のリフォームに関して応募がなかったということで、制度的には建物全体の補強をしなければならないということで、建物の耐震診断を含めて補強が必要な部分の全体の補強ということになりますので、金額的にも少し高額になってしまうということで、なかなか活用される方も限られてくる部分はあるということでございまして、なお補助金の活用に向けて、今後、先日の地震などもありましたので、PRに努めていきたいと考えております。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** PR不足はなかったかなと私は思うんです。使い勝手よいから使ってくださいというようなことがあればなと思うんです。これは、国から来るというこの金額は国庫に返上するわけですか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 今回の減額に併せまして国庫についても返納ということで考えているところです。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3番(叶内恵子議員)** 19ページの臨時財政対策債でございます。今回、3月末になりまして、

地方交付税の確定されている額、決定されている額に合わせて臨時財政対策債についても決定額をこのように計上したということだと思っておりますが、今回交付税に算定される臨時財政対策債の振替相当額というものと実際の発行額、発行しようとしている額、確定する額というのは同額でよろしいのかということと、確定した場合、令和2年度末において地方債現在高に対して臨時財政対策債の割合というのはどのようになるのか、その2点についてまず伺います。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 地方財政計画における……、基準財政需要額への振替額でよろしかったでしょうか。臨時財政対策債につきましては、交付税の代替措置として発行する額でございますので、市で発行する額としてこのたび予算計上させていただいているものでございます。

基準財政需要額への振替額と同額になるのかというのは、それはあくまで決算統計上、表されるものでございまして、今年度についての決算というのは今年7月頃に積算が出てまいりますので、その時期でないと比較ができないということでございます。

それから、もう一点、地方債現在高の割合につきましては、現在集計しているところでございまして、これまではかなり地方債現在高に占める割合が5割ぐらいと高かったわけですが、臨時財政対策債の発行額がここ2年ほど抑えられてきておりますので、40%台に落ちてきていると。正確な数値はここではまだ申し上げられませんが、恐らく40%台前半になるのではないかと見込んでいるところでございます。

**3番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3番(叶内恵子議員)** 地方交付税算定台帳の中で示している臨時財政対策債振替相当額の計算上の数字と今回補正予算で表されている4億

1,320万9,000円というのが新庄市に対して発行可能額となっていると思うんですが、この金額が同じだという理解でよろしいんじゃないかなと思うんです。

その中で、昨年の令和元年度、これまでの臨時財政対策債に対して元利償還額というのが昨年度においては5億2,930万9,000円になっています。国、政府の臨時財政対策債に対する決まりというか、これまでも後年度の地方交付税に元利償還金に対して措置をします、交付税措置をしますと言っているわけですね。その中で、令和2年度交付税というのは決定されているので、台帳の計算上の数字というのは決定されているものであると思います。そうしますと令和2年度の基準財政需要額の算定、地方交付税算定額というのが5億2,794万3,000円なんですね。そうすると前年度の元利償還金が後年度の地方交付税に完全に措置されているということではないということが言えると思います。差額144万6,000円、それが前年度、これを平成13年からずっと累積をしていくと後年度措置されていない金額というものが実際的に累積していて、その分を新庄市の市債の中で公債費として返しているという実態になると思うんですね。

先ほど施政方針の中で「弾力的な財政構造」と何度か出てまいりました。その中で、例えば新庄市と同じ類型団体が126団体ありますけれども、その中で弾力性のある財政構造ということを目指して臨時財政を借りない政策をしている、財政運営を目指している、片や借りている、そのまま借りている財政運営を目指している、こういった自治体の性質、体質というか、そういったものを財政課では検証して把握していらっしゃるのでしょうか、どうでしょうか。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 臨時財政対策債が後年度で交付税措置されているのを検証しているかという

御質問でございますが、計算上はそのような仕組みになっておりますが、全体の交付税の算定は様々な要素がございまして、それ以外の要素もたくさんございますので、法定単位費用の問題ですとか。確かに臨時財政を借りることによって借金の部分になりますので、なるべく、財政の経常収支にも反映されてくるのかなということとはございますが、実際経常収支を見ていく段階におきましては臨時財政対策債の発行額が実際の分母に加算されるということもございまして、逆にこれを発行しないことによって経常収支が上がってしまうという計算もあるわけがございます。その辺は我々としても実際の実態がどのような硬直化の段階になっているのかということは逐次検証しながら進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 臨時財政を含まないでも含んでも経常収支比率が同等な形で財政運営を行っている類似団体もございます。財政の構造を弾力的にしていくといった場合に、ストックにならない臨時財政を発行額満額借り続けていくということに、その体質というものは一旦見直していくべきだと思っています。

コロナの影響があっても減収補填債を今後当初予算、令和3年度の予算でも借りていかなければ成り立っていかない、そういった状況になって、それが何年続くのだろうか、市内の経済が回らなければ、市民一人一人の生活がより一層苦しくなっていくならば、税収が上がらない、そうしたら減収補填債を借りていかなければいけない、これは市税だけじゃなくて、水道料金やそういったものに対しても同じような状況になっていくのではないかと思います。そういった中で、見直せるものはしっかり見直していく、そして体質を変えていくということが非常に重要だと思います。いかがでしょうか。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 このたび、今年度に関しましては減収補填債がコロナの影響によりまして特別発行できるという状況でございますけれども、臨時財政対策債につきましては交付税制度の中で位置づけられているものでございますので、これを発行しない、そういった団体があるということも承知しておりますが、財源が豊富な中におきましてはそのような措置もできるかと思っておりますが、一般財源を確保していくという観点からは、臨時財政対策債が今年度交付税措置されるという制度でございますので、交付税と同様にこちらは必要な限度において発行していくという私たちの基本的な考え方でございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

ここで、議案第2号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第13号)について、修正動議が提出されておりますので、ただいまから事務局より写しを配付させます。

暫時休憩します。

午後3時11分 休憩

午後3時12分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

本修正動議は2人以上の発議者がおりますので、動議は成立します。よって、修正動議を直

ちに議題といたします。

修正動議の説明を求めます。

八鍬長一君。

(4番八鍬長一議員登壇)

4番(八鍬長一議員) 議席番号4番八鍬長一です。

議案第2号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第13号)に対する修正動議であります。よろしく願いいたします。

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

提案理由、歳出7款商工費1項商工費5目新型コロナウイルス対策費、地域経済活性化事業費、地域経済活性化商品券発行事業委託料1,044万6,000円を減額し、その財源として歳入20款繰越金1項繰越金1目繰越金を1,044万6,000円減額するとともに、これに関連する第3表債務負担行為補正の地域経済活性化商品券発行事業(令和2年度)に係る部分を削るものであります。

この修正部分については、地域経済活性化商品券発行事業に係る債務負担行為1億8,104万9,000円並びに歳出7款商工費1項商工費、地域経済活性化商品券発行事業委託料1,044万6,000円、総額1億9,000万円を超える事業であり、また同事業については令和3年度の主要事業として位置づけられております。来る3月10日から開催される予算特別委員会で審査される案件でもあります。新型コロナウイルス対策として令和3年度の予算の中でも重要な案件であり、予算特別委員会の予算審査の中で、事業の内容、効果等を十分に協議をする必要があり、それを踏まえた議会の議決が必要と考えるからであります。

よって、別紙のとおり修正案を提出するものであります。

令和3年3月3日、新庄市議会議長下山准一

殿。提出者八鍬長一、今田浩徳、石川正志であります。

1 ページめくってもらいまして、以上の考えに基づき、修正する案であります。

令和2年度新庄市一般会計補正予算（第13号）の一部を次のように修正する。

第1条第1項中「8,239万1,000円」を「7,194万5,000円」に、それから決算の予定総額になりますけれども、「270億9,132万8,000円」を「270億8,088万2,000円」に改めるということであります。以下、表中の数字になりますので、よろしく願いいたします。

また、一番下に書いてありますように、第3表債務負担行為補正（追加）の表の「地域経済活性化商品券発行事業（令和2年度）」の項を削るということであります。

以上提案しますので、よろしく賛同くださるようお願いいたします。

**下山准一議長** それでは、ただいまの修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 令和3年度の予算に、予算審議に入る内容にもあるわけですが、その中身について、事業内容、効果、十分に協議する必要があると書いてありますが、これは要らないんじゃないかなと考えているということでしょうか。そうでない、要るというのであれば、一日も早くというのは市民としては切実な要望のような気もするんですが、その点についてはどうなのか、お願いします。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 1つは議会の審議の問題であります。先ほど財政課長は前例があると言っていましたけれども、一旦提案されたものは、3月補正予算として提案されているわけですから、私どもは予算特別委員会で審議する

ものまで意味入ることは自重しなければならないんです。それはなぜかといいますと、いろいろな案件の事前審査ということになってしまいます。そういうことで、あえて1億8,000万円の中身についてそういう質問は皆さん方なかったんだと思います。それが1点。

それからもう一点は、経済活性化をするというのはいろいろな方法があると思うんです。それを今回は商品券という形での提案でありますけれども、そこに至る前に、例えば全体像が見えるように、常任委員会や全協もあるわけですから、そういう中で、協議会というのはいいですよ、事前審査ということに該当しないようにして我々は議会運営をしていかなければならないのではないかと思います。

それから、いろいろな方法があると言いましたけれども、一番大事なのは地方自治法だと思うんです、地方自治法第2条第14項「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げようとしなければならない」と。そのためにはいろいろな手法があるので、私は審査が今の段階では尽くされてないのではないかと、議員の一人としてはそう思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 補正予算の中で私はもっと審議してもよかったのではないかと思います。八鍬議員がおっしゃった地方自治法第2条2項で最小の経費で最大の効果、そして住民の福祉、こういう点でどうだったと、精査が尽くされてないとおっしゃっていましたが、私は補正予算の審議の中で提案者の皆さんがもっと審議してもよかったのではないかと、して悪いということはないのではないかと思います。

また、確かに商品券全てやり方全部いいかというのは、前の商品券発行のことはどうか詳しくよく分かりませんが、今、市民はかなり消費

を抑えられ、生活が苦しくなっている方がかなり多くなっておられます。そういう方に少しでも温かな施策として、本当は国がやるべきとは思いますが、国が本当は貧困になっている方々に国としてやるべきとは思いますが、市で少しでも市民の中に早く、生活を少しでもほっとできるようにという施策として悪いわけではないのではないかなと私は思いますが、補正予算の中で審議できないという理由がどういうことだったのか、お願いします。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） それは私の一議員としての解釈でありますし、私は地方自治法関係についても分かっているつもりでありますので、私の節度だと思っています。

それをやっていいのであれば、特別委員会を設置してこれから議論するんだということにそこまで踏み込んでしまうということになると思います。そういう点では、先ほど議場の中でも、提案の仕方がちょっと乱暴じゃないかという言い方もあったんですが、この補正予算に入っているのは1億8,000万円の債務負担行為と1,044万6,000円の委託料です。どういう形で委託をしようとしているのか、債務負担行為についてはどういう考えでなっているのかという質問はできますけれども、それで全容が分かるものではないと思っています。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 私としては、どういう形で委託するのか、債務負担行為についてどうなのかという内容については、補正予算の中で抑えなくても大いに質問してよかったのではないか、そのほうがほかの私も含めた議員の納得が得られるものももっとはっきりできたのではないだろうか、委託が何か悪いという予想されるものがあるのか、ここでお聞きしたいと思

います。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） それについては佐藤議員の感想でありまして、私が答える立場にはありません。

下山准一議長 ほかにありませんか。

16番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16番（佐藤卓也議員） 今回の修正動議なんですけれども、今回提出者が3名おりますが、もしこれのときに予算委員会の中で事業内容、効果を検証するとありますが、議案が上がる前、補正に上がる前でしたら、議運のメンバーで、議会運営委員会の方々が3名おりますので、その中で逆に差し戻してもよかったのではないのでしょうか。3名がいるんですたらそういうことも議会運営上はやるべきだと思うんですけれども、そういう議論がまずなされなかったのかお聞きしたいと思います。

また、ここに書かれているように、予算委員会でも十分審査できますが、私たち議員は補正予算でも十分議論できると思います。予算委員会から集中できるんでなくて、予算委員会でも集中し、しっかりとして私たちは議決をしていると思いますが、その2点についてどのように考えるかお伺いしたいと思います。

下山准一議長 暫時休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後3時35分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 商品券の効果についての質問だったでしょうか。

下山准一議長 暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 6 分 休憩

午後 3 時 3 8 分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 私も議運の一員でありますけれども、なかなかその場では、おかしいとは思いますが、その正式な場ではそこまでは思い至りませんでした。

それから、補正予算でも十分審議できるのではないかとおっしゃるんですが、それを通してしまおうと、どうでしょうかね、例えばその効果とか総額とか、どういうやり方でいくのかとか、これ一回で終わるのかとか、そんな質問までずっといってしまうと予算特別委員会の審議の中まで踏み込んでしまうのは私は適当ではないと考えておりました。

16 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16 番（佐藤卓也議員） ぜひとも、私たちの代表ですから、議会運営委員会に出たものですから、そういう審議を十分になさって議会にかけていただきたいと思います。疑心暗鬼なものを私たち議会にかけるのは不相当でございますので、ぜひとも議運でしっかり審議したものを議会にかけていただきたいと思います。その審議がなされなかったという点についてはいささか私は疑問に思いました。

また、提案理由ですが、ここでは「コロナウイルス対策は重要な案件であり、予算委員会でもしかり、予算委員会の中でしっかりと内容、効果を十分に議論する必要があると思います」と。この補正予算でも私たちは十分な内容や効果を協議しておりますので、その差はないと思います。もし分らなければ、しっかりと補正予算で聞くべきでしょうし、わざわざ修正動議

を上げる必要はなかったと思うんですけども、そこら辺の十分な、予算委員会と今回上げている修正動議、補正予算について、思いは一緒だと思うんですけども、分らなければ聞くだけだと思うんですけども、そこら辺についてどのようにお考えでしょうか。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 私が提出者になっていきますけれども、3人の代弁になっているかどうかちょっと不安な点もありますけれども、正式な案件となった場合には、先ほど来申し上げているように、踏み込まずに、イエスカノーかの判断しかできないわけですが、そうでないやつはそれぞれの所管する常任委員会があって協議会ということがあるわけですから、それから議会全体としてもこのコロナ禍を何とか乗り切っていくということなので対策会議を作ってそこでの検討もしているわけですから、私が言う以前に執行部でその辺を念頭に置いた配慮が必要だったのではないかなと、むしろ思います。

下山准一議長 よろしいですか。（発言あり）

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 続けてどうぞ。

4 番（八鍬長一議員） 補正予算と予算の違いといいますか、そういう踏み込み方をしたくないというのは、それは私ですので、そうでなくて、全体何でもいから明らかにしてくれということで正式な場でやっていくのは私は適当ではないと思っています。あくまでも、そうでない、協議会とかお互いに相談する場の中でそういう話をするのであればいいんですけども、案件の事前審査に該当するようなのは議会としては私は慎むべきではないかなと思っています。

16 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

下山准一議長 佐藤卓也君。

16 番（佐藤卓也議員） なかなか明確な答えがいただけなかったんですけども、もし執行部

が説明不足であれば議運でもしっかりそういうことを執行部に伝えていただいで、私たち議会に上げていただきたいと思います。これはあくまでも議会運営の立場ですので、なかなかそこまでいかないと思うんですけれども、ぜひともそういう審議を十分に尽くしてもらって議会に上げていただきたいと思います。そうすれば修正動議を議運のメンバーの方々が連ねて上げることもないと思いますので、そこら辺は十分に注意していただきたいと思います。

また、予算委員会があるから審議できないではなくて、聞けるものはたくさんあると思います。今回のコロナウイルス対策関係の予算は、困っている市民のために早くやりたいという執行部の意見は分かりました。その手法がおかしいということもありますが、今回債務負担行為自体は手法が間違っているものではございません。ましてや市民の方になるべく早くそれを使っていたいで経済効果を出したいという手法ですので、何ら問題はないと私は思っておりますので、そこら辺をどのように考えるのかお聞きしたいと思います。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 今日には補正の審議でありますから、予算特別委員会で私が発言いたします。

下山准一議長 ほかにありませんか。

15 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15 番（小嶋富弥議員） 修正動議が出されたんですけれども、出された方にお聞きします。

新型コロナウイルス対策としての地域活性化に対するそのものの事業はどうなんでしょうか。反対なんでしょうか、賛成なんでしょうか。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 先ほど冒頭に申し上げ

たと思うんですが、疲弊している経済、それと毎日生活している市民、そこに経済活性化ということで展開していく、それはいろいろな手法があると思うんです。5,000円券の配付ということには、私はいろいろな手法があると、そういう検討、研究もしたんだろうかなと思ってますし、今日の段階ではその範囲にとどめたいと思います。

15 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15 番（小嶋富弥議員） いろいろな手法あるから、私の考えは述べないというんだけど、どんな手法があるかお聞きしたいんです。

私は、この商品券は、今非常に、町の中、市内に行っても困っていますね、飲食業はじめいろいろな旅行業はじめ商店の人たち。これから3月は卒業、次は4月は入学、いろいろな物入りが始まるわけです。それらの消費を喚起するために行政が商品券を作って喚起して経済を何とか頑張ろうという手法は、私はいいと思うんです。八鍬議員はいろいろな手法あるから述べませんと。私はこの手法はいいわけです。

この手法に対して、もう一つ、最小の経費で最大の効果にするのが地方自治だとおっしゃいました。全くそのとおりでと思うんですけれども、この修正動議をかけたのは、方法が気に食わない、やり方がうまくないということでしたような気がしますが、本当に経済、商品券給付が駄目だったら別の方法で提案するということも考えられるかと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） さっきの私の発言と矛盾するようになるのであまり踏み込みたくないんですが、いろいろな手法があるというのはいろいろあると思います。今回のやつは市民一人一人に差別なくということですが、本当に困っ

ているのはどういう層なんだろうとか、5,000円でいいのかとか、一方ではコロナ禍の中で苦しいながらも順調な業種もあるわけですね。そういう分析なんかもした上でいろいろなことを考えていがんなんねがと、そういう意味です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより修正動議に対する討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより修正動議について採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。修正動議に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成5票、反対11票、棄権はゼロです。賛成少数であります。よって、修正案は否決されました。

これより原案について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第2号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第13号)について、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成12票、反対4票、賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

## 日程第25議案第3号令和2年度 新庄市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第4号)

**下山准一議長** 次に、議案第3号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、

議案第3号は原案のとおり可決されました。

## 日程第26議案第4号令和2年度 新庄市介護保険事業特別会計補正 予算（第3号）

**下山准一議長** 議案第4号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

**1番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1番（佐藤悦子議員）** 54ページの8款繰入金2項基金繰入金がマイナス4,284万5,000円となっています。これについて、1つは利用のほうで、介護保険の利用がコロナ禍の中で抑制されたのか。

それから、2つ目は、これで基金が増えると思うんです。そこで、来年度の介護保険料引上げ2%という提案がされていますが、これを充てることによって引上げをしなくてもいいということにならないのか、どうでしょうか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 繰入金の減額でございますが、全体として給付費総じて減額補正しておりますけれども、その理由としまして、一つの理由としましてコロナの影響で5月頃の利用控えということで、一時的に下がったということも一つの給付費の減の理由でございます。

基金につきましては、計画どおり期間中に1億円の取崩しということで、考えに変更はございません。

**1番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1番（佐藤悦子議員）** 利用抑制のために給付費が減額になりということで、利用しにくくなった人たちにとっても苦しい問題だったなと私は思います。そこにまた高齢者の保険料値上げが、利用しなかったにもかかわらず値上げが来るというのはさらに高齢者の苦しみでないかなと思うんですが、これはどうお考えになるか。

また、基金について、基金が増えるのではないのでしょうか。1億円取崩しを考えた背景、そのときの基金の金額が今回の補正でさらに増えたのではないのでしょうか。そうであれば、保険料の値上げを抑えるぐらいこのたび基金が増えたのではないかと思います。どうですか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 確かにコロナ禍で一時的な利用控えがございましたけれども、秋以降は前の水準に、利用サービスの状況に戻ってきております。これを一過性の現象と捉えておまして、長期的には利用サービスというのはどんどん増えていくものでございますし、基金については不確定要素もございますので、計画的に取崩しということで、大事に使っていきたいと考えております。

**下山准一議長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号令和2年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

### 日程第27議案第5号令和2年度 新庄市後期高齢者医療事業特別会 計補正予算(第3号)

**下山准一議長** 議案第5号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号令和2年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時58分 休憩

午後4時08分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第28議案第6号令和2年度 新庄市水道事業会計補正予算(第 3号)

**下山准一議長** 議案第6号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第29議案第7号令和2年度  
新庄市下水道事業会計補正予算  
(第3号)

午後4時11分 散会

下山准一議長 議案第7号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号令和2年度新庄市下水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

散 会

下山准一議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

明日3月4日木曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

## 令和3年3月定例会会議録（第2号）

令和3年3月4日 木曜日 午前10時00分開議  
議長 下山 准一 副議長 新田 道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員事務局 主幹	金谷佳代

選挙管理委員会会長 武田清治

選挙管理委員会会長 小関孝

農業委員会会長 浅沼玲子

選挙管理委員会会長 津藤隆浩

### 事務局出席者職氏名

局長 滝口英憲  
主任 庭崎佳子

総務主任 叶内敏彦  
主任 小田桐まなみ

### 議事日程（第2号）

令和3年3月4日 木曜日 午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1番 奥山省三 議員
- 2番 小嶋富弥 議員
- 3番 小野周一 議員
- 4番 山科正仁 議員
- 5番 高橋富美子 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和3年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	奥 山 省 三	1. 道の駅について 2. 空き家について 3. 手話言語条例について 4. 経済対策について	市 長
2	小 嶋 富 弥	1. コロナウイルス禍について 2. 住みよいまちづくりについて	市 長
3	小 野 周 一	1. 硬直化しつつある財政について 2. 市職員の服務に関して 3. 区長の身分制度について	市 長
4	山 科 正 仁	1. 県と市の連携について 2. コロナワクチン接種について 3. 教育現場における児童への対応とGIGAスクール構想について	市 長 教 育 長
5	高 橋 富美子	1. ゼロカーボンシティ宣言について 2. 子宮頸がんワクチン予防接種について 3. 防犯カメラの設置について 4. 自転車損害賠償責任保険への加入について	市 長

## 開 議

**下山准一議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**下山准一議長** 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は9名であります。

質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は5名であります。

### 奥山省三議員の質問

**下山准一議長** それでは最初に、奥山省三君。

（12番奥山省三議員登壇）

**12番（奥山省三議員）** おはようございます。

令和3年3月定例会一般質問のトップをさせていただきます議席番号12番の絆の会の奥山です。どうかよろしく願いいたします。

昨年発症しましたコロナですけれども、まだ収束の兆しが見えない状況が続いております。やっとワクチンの接種が始まるようです。

今月25日からはオリンピックの聖火リレーも福島から始まるわけですが、果たしてこの現状

では競技が開催できるのでしょうか。疑問です。コロナが早く収まることを願いつつ、通告に従いまして質問に入ります。

まず最初に、道の駅についてです。道の駅についてお聞きします。

現時点では、この道の駅について進展はあるのでしょうか。当市としては、今どのように考えているのでしょうか。たしか13号線と47号線が交差する地点またはまゆの郷の格上げのこの2つの案が前に言われていたような気がしましたが、どうですか。

現在、全国では1,180の道の駅が誕生している状況です。道の駅の登録要件として、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能がありますが、最近では防災道の駅ができており、災害時には国、自治体と連携を取り、地域の復旧、復興の原点となっており、ほかの防災施設と連携しながら安心安全な場所を提供するところも新しく生まれているところもあるようです。当市としての現在の考え方をお聞かせください。

次に、空き家についてです。空き家についてお聞きします。

当市でも増加し続けていると思いますが、現状での状況を伺います。高齢化社会に伴って増加する空き家について、どのように対応されていくのかお聞きします。

今後15年後には、約3戸に1戸の割合で空き家が増加すると予測されています。人口は減少するのに空き家は反対に増加し、倒壊するような危険な家屋も増え続けていくと思われませんが、現状での危険家屋に対する対応についてお聞きします。

現地調査は全てされていると思いますか、以前に策定された空き家計画の中で、管理不全の空き家については解体の支援も検討されたようですが、これに該当するような家屋はどれくらいあるのか、これまで解体実施された数と併せてお伺いします。

次に、手話言語条例についてです。

今回の定例会で障害者差別解消条例を制定されることは、障害者にとっては大きな進歩です。障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とし、障害を原点とする差別の解消に向けて、全ての人が取り組んでいくことを目指すものです。手話言語条例について、これからどのように取組をされていくのかお伺いします。

山形県内でも、手話言語条例については、まだ条例を制定されていない自治体が多いようです。聾者の一層の自立と社会参加のための手話が言語として認められ、聾者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境をつくるよう、手話言語条例を制定することが望まれています。この条例について、改めて当市の考えをお聞かせ下さい。

最後に、経済対策について。

新型コロナの影響による経済の落ち込みは、市民にとっても大変厳しいものと言わざるを得ません。飲食店はもとより農業、商業、工業に至るまで暗い影を落としています。市内でも飲食店の経営をやめた方もいます。これからも出てくるでしょう。

このような状況を以前のように戻すには、並大抵のことではできないと思われれます。元に戻るには3年あるいは5年かかるかもしれません。これからワクチン接種が始まるわけですが、今の状況がすぐによい方向に向かって収束するとは考えづらいと思います。

市としてもコロナ対策をいろいろ行ったわけですが、市民生活の厳しさはあまり変わっていないようです。今後の方策として経済対策をどのように考えているのかお聞きいたします。

以上で質問を終わります。よろしくお願ひします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、道の駅についての御質問であります。道の駅についての進捗状況は先日の全員協議会において説明させていただきましたが、これまでの経過といたしまして、平成27年から頂戴しております道の駅に関する政策提言を受けまして、新庄市道の駅外部検討委員会を設置しながら、平成30年に新庄市道の駅基本構想を策定したところでございます。

この基本構想で選定いたしました3か所の候補地のうち2か所を有力な候補地として今年度の施政方針でも検討を進めることをお示し、その方針に沿って市内での検討や関係機関への相談を行ってまいりました。

これらの検討の結果、既存施設である登録有形文化財の旧蚕糸試験場や周辺の文化財による地域の魅力の体感や情報発信の拠点を補充するために、道の駅に名のりを上げ、整備することを確認したところであります。

また、商工観光課が進めている旧蚕糸試験場の耐震改修工事も3棟の改修を終え、多くの人に活用していただける状態となり、今年度委託しているエコロジーガーデン及び周辺地域の整備活用に関する提案書でも、様々な活用の提案が盛り込まれております。

これらの内容を含めまして国土交通省との事前相談では、示された道の駅の登録要件となる施設内容を満たし、補助金の対象となることを確認いたしました。また、現在のエコロジーガーデンでは、様々な活動において駐車場不足が生じており、駐車場の拡大整備を望む声をいただいております。その整備手法として道の駅を選択し、さらに歴史的まちづくりの一環としても、道の駅登録を目指すこととしたところでございます。

防災道の駅につきましては、災害時の拠点的な活動ができる仕組みづくりについて検討をしていきたいと考えております。

なお、新庄インターチェンジ周辺を候補地とした北のゲートウェイプロジェクト検討会につきましては、今後も県をはじめ最上8市町村による協議を継続してまいりたいと考えております。

次に、空き家の現状についてであります。5年ごとに全国規模で行われます住宅土地統計調査において、直近である平成30年の空き家率は全国平均が13.6%、山形県が12.1%、新庄市が11.5%となっており、新庄市においては、5年前と比べて若干減少しております。また、各区長から御協力をいただきながら行っている市独自の調査では、平成27年に428戸、平成30年は560戸の空き家住宅を確認しております。

新庄市における空き家対策につきましては、平成30年3月に策定した新庄市空き家等対策計画において、空き家の発生予防、空き家の適正管理、空き家の流通促進、管理不全空き家対策の4つを取組方針として掲げ、その空き家を状況に応じて対応しているところであります。

御質問にありますように、適正に管理されていない管理不全空き家については、防火、防犯、衛生、景観など、周辺住民生活に多大な影響を及ぼす可能性があり、今年度の対応状況につきましては、近隣からの情報により現状確認を行った31戸のうち、指導により自ら対応したのが15戸、所有者不明により対応されなかったのが6戸、危険度が少ないなどにより状況を見守るとしたのが6戸、市で応急措置を行ったのが4戸となっております。

また、家屋解体時の支援についてでございますが、基本的に所有者の責任として行われるべきものでありますので、所有者と連絡を取り、情報を共有しながら、適正管理と自主解体を促していくことが重要と考えており、状況に応じ

て助言、指導、勧告、命令などを行っていきたいと考えております。

また、周辺住民などへの危険性が高い場合は、応急措置や、場合によっては代執行なども視野に入れながら、どのような支援が適切か検討し、市民生活の安全安心を確保してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

次に、手話言語条例の制定についての御質問であります。手話聾者が生活を営むために必要不可欠な言語であります。手話が言語として認められてこなかったことや、手話の使用が制約された時代があったことなどから、聾者は必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、多くの不便と不安を抱えながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条例や、平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語に含まれることが明確化されました。しかしながら、依然として聾者への理解や手話の普及は進んでいない状況であります。

山形県も平成29年に手話言語条例を制定しましたが、その条例が広く周知されていると言い難い現状にあります。手話及び聾者に対する理解を含め、手話の普及を促進し、聾者と聾者以外の者とがともに支え合い、手話という言語を使用し、豊かなコミュニケーションができる社会の実現を目指すためには、本市における手話言語条例の制定が必要と考えております。

また、聴覚障害者協会などから要望をいただいていることも踏まえ、施政方針でも述べましたように、令和3年度中の条例制定を目指してまいります。

次に、経済対策についての御質問であります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市の経済対策につきまして、これまでも各種支援策を講じてまいりましたが、現在は12月及び1月の補正予算にて着手した3つの事業を主に実

施しております。

1つ目のやまがたGo To Eat キャンペーン利用事業者応援給付金は、使用された食事券の換金を受けた市内加盟店に対して、市が換金額の25%を給付するもので、2月末日現在で19店舗に対し約211万円を給付しております。

2つ目の事業者コロナ影響経営状況調査業務は、新庄商工会議所へ委託し、得られた経営上の課題やニーズなどの調査結果を今後の事業者支援策に生かしていく考えであります。

3つ目の飲食店等緊急支援給付金は、2月で申請受付を終了し、324件の申請に対し合計4,186万円の給付額でした。

今後の施策につきましては、コロナ禍で沈滞した地域経済の活性化の一助とするため、市内取扱店で買物できる商品券5,000円分を3月1日時点の市民全員に4月下旬の商品券使用開始の予定で送付することを考えておりますので、よろしく願いいたします。

商工会議所へ委託しております得られた経営上の課題等については、第2次の経済対策に盛り込まなければならないと思っています。現在、業務用酒販店の方から要望が来るという状況を鑑みますと、2次、3次にわたって影響を受けている状況を確認し、それらはまた新年度になってから議員の皆さんと協議をしてみたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**12番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**12番（奥山省三議員）** 答弁ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

最初に、空き家問題からお願いします。私は区長をやっていますけれども、私の地区、集落でも45戸あるうちの6戸が空き家になっている状況です。そのうちの2戸ぐらいが地域住民で屋根という、下のほうがくっついているような

状況なので、やっぱり住民で助け合って除雪をしているような状況です。それを私たちは市役所でやってもらえると一番ありがたいんですけど、というのは、みんな言っているんですけども、そこまで市役所も手が回らないからしようがないと、みんなやっているような状況なんですけれども。

先ほどの市長の話ですと、新庄市の空き家率が、以前ですと山形県内ではトップで、国の順位よりも、全国よりも平均で高いという、空き家率が高い状況でしたけれども、この状況を打破するには、人口減少を抑えて過疎にならないようにするには、この空き家の増加を何とかしなければならぬと思います。この原因についてはどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 空き家の増加に関しての原因ということでの御質問をいただいたところです。

議員おっしゃいましたとおり少子高齢化、人口減少に伴いまして、高齢化している単身者もしくは夫婦世帯などの方が施設に入所する、もしくは亡くなってしまふということと、あとは子供たちがうちから出ていってしまうようなところがありまして、空き家となる件数が増加しているということは否めない事実だと思って考えているところです。

現在の空き家の状況におきましても、先ほど申し上げましたとおり、以前よりは全国平均を下回るような状況ということになっておりますが、自分の力で解体される空き家も目に見えて増えてきている状況もございますので、積極的に所有者または管理者の方へ連絡を取りながら、減少に向けて努力していきたいと考えているところです。御理解いただきたいと思います。

以上です。

12番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番（奥山省三議員） この間地震がありました。その地震のときも、私も一応区長だから近くの2軒の空き家、今すぐ倒壊するとはなっていませんけれども、やっぱり雪と屋根等々がくっついていような状況なので、一応夜だけでも見に行ってきました。時間がたてば、やっぱりこれが朽ち果てて、あと何年すると分かりませんが、やっぱり倒壊すると考えられますので、市のほうでも大変だと思いますけれども、区長ばかりに任せないで、できれば区長のところにも話を伺いに来て、その点を何とか、都市整備課だけでなく環境課も関係があると思いますけれども、その辺を連携してやってもらいたいと思いますが、どうですか。

山科雅寛環境課長 議長、山科雅寛。

下山准一議長 環境課長山科雅寛君。

山科雅寛環境課長 空き家の問題ということで、実際に危険な空き家もございます。そちらのほうですが、こちら環境課としましては、そういった相談があった際には、まずは現場のほうに確認に行きましてどのような状況かというのを確認させていただいているところでございます。また、必要に応じて所有者を確認しまして所有者に連絡を入れさせてもらう、助言書を送る、そういった対応をさせていただいています。

また、地区のほうにおいても、近隣の方または区長にそういった状況の説明に上がっている場合もございます。今回の地震の際にも、相談が前からあり把握していた空き家に関しては、夜ではありましたが、環境課または関係課から駆けつけていただいた職員とともに見回りをしたところでございます。

そういったことで、市民の安全安心のためにできることを活動してやってございますので、御理解下さいますようお願いいたします。

12番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番（奥山省三議員） それから、空き家バンクについては現状ではどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 空き家バンクの現状ということでの御質問をいただいたところです。

空き家バンクにつきましては、現在登録に向けての受付をしているところでございますが、なかなか件数が集まってこないという状況も現状としてございます。積極的なPRも含めまして、固定資産税の課税通知のときに折り込みと一緒に添付させていただくなどPRに努めているところではございますが、こちらのほうのPRもなお努めていきたいと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

12番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番（奥山省三議員） それから、固定資産税ですけれども、空き家を更地にすると6倍になると言われていますけれども、これにつきましても老朽化した危険空き家などについては減免措置というか、6倍にならないような、そういう対策を考えてほしいと思いますけれども、こういう点についてはどのように考えているのか、ちょっとお聞きします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 固定資産税の空き家を除却した際の減免措置ということで御質問をいただいたところですが、他自治体におきましても減免措置を行うという事例を取っているところもございます。新庄市におきましてもその方法ができるのか、また有効な方法として活用ができるかどうか、今後研究してまいりたいと思っております。

以上です。

12番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番(奥山省三議員) 空き家については以上で終わります。

次に道の駅についてでございます。

先ほど市長の答弁ですと、まゆの郷というか、エコロジーガーデンを道の駅に登録したいという話でした。エコロジーガーデンですけれども、今産直としてやっているわけですから、そのまま産直としてやっていくのが私は最善のように思いますが、駄目なんでしょうか。産直まゆの郷として約20年ぐらいの歴史があるわけですから、まゆの郷の名前の由来も歴史的価値があるわけですから、これを生かして将来につないでいくのも一つの考え方だと思いますけれども、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 道の駅エコロジーガーデンの設置についての御質問でございます。

現在、産直施設として運営しておりますまゆの郷につきましても、地域における大きな集客の施設として産直の施設としても大変活用されているものでございます。その活用におきましても、全協でも申し上げましたように、新庄市が今後進めていくとしております歴史的なまちづくりの一環として、登録文化財の中で産直施設を活用している事例なども含めて、全国にPRする手段としても道の駅という登録に関しましては大変有効な手段であるということで考えておりますので、相乗効果を狙っても道の駅の登録を行いながら、産直まゆの郷におきましてもさらなる効果を上げていけるものと考えているところでございますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

12番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番(奥山省三議員) 道の駅になったら指定管理者でやるのか、民間に任せるのか、どのような形態でやるのか、これはかなり厳しいというか難しい問題だと思います。これはどういうふうな形態で行うのか、ちょっと考えがありましたらお聞きしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 道の駅の管理運営の形態ということで御質問をいただいたところでございます。

現在考えております、検討しております道の駅の範囲といたしましては、今現在使われておりますエコロジーガーデンに隣接する部分に、駐車場を含める休憩室機能、あとは情報発信機能を、隣接する部分に駐車場とともに整備をするということで考えているところでございます。そちらの管理につきましては、現在のところは直営でも管理できる範囲なのかというところで考えているところでございます。

なお、今後、エコロジーガーデンの管理運営につきましても展開があることも含めまして、その運営の方式につきましても、周辺の活用する方法と併せまして検討を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

12番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番(奥山省三議員) ただいまのお話ですと、経営形態は今の考えでは直営でもやれるかなという感じですが、道の駅というと、全国を見ますと、大体道の駅の年間売上げの平均でございますけれども、大体2億円と言われております。この数字を目指してやるのは、当新庄市ではかなり厳しいのではないかと私は考えますが、県が主導して行う道の駅、いわゆる北のゲートウェイとなっていますけれども、

これは8市町村で話し合いをしても、多分うまくいかないと思います。国道13号線、47号線が全ての8市町村に通っているわけではありませんので、メリットがないと考えれば、この協議会から外れることも考えられると思います。

このインバウンド型のゲートウェイというか、インバウンド型の地域外から活力を呼ぶというゲートウェイよりも、地域センター型といいですか、地域の元気をつくる地域センター型がこの地区の道の駅には合っていると思いますが、その辺どのように考えているのか、ちょっとお願いします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 北のゲートウェイの方向性ということも含めましての御質問をいただいたところです。

北のゲートウェイの検討会につきましては、今年度に入りましても2度検討会が行われているところでございます。現在、県が主体となりまして8市町村が集まっての協議会を進めているところでございますので、そちらにつきましては今後も協議を重ねていくということで考えているところでございます。

また、地域センター型ということで、地域に根差した場所での道の駅ということで、今回エコロジーガーデンを道の駅として考えるという部分につきましても、その場所を目的として来ていただけるような形での整備に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

現在、活用もされております登録文化財を中心とした建物とkitokitoマルシェなどのイベント活動によって知名度を上げております集客性なども含めて活用しながら、道の駅の登録でさらなるPRを行いたいということで、地域に活性化をもたらしたいという思いでの設置に向けての考えですので、御理解いただければと思っていますところですので。

以上です。

**12番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**下山准一議長** 奥山省三君。

**12番（奥山省三議員）** 道の駅の成功例ということで、萩市の萩一まーとが挙げられます。私の以前の会派ですけれども、視察に行ってきました。その駅長のお話ですと、観光客は捨てるというのが基本だそうです。地域に根差した、やっぱり地元の人に愛され、地元の元気をつくる場所でなければならないというのが成功の秘訣のようです。これから経費を最大限に抑えて、地元の人に愛される無駄のない施設、道の駅をつくられること、この件についてはこれで終わります。

次、手話言語条例についてですけれども、今回、障害者差別解消条例を制定していただきましたありがとうございます。2016年4月に障害者差別解消法が国で制定されて、山形県内では6市が制定されております。そのほかにこの地区では、真室川町が平成30年12月に制定されておるようです。

市は、手話言語条例については、青森県、福島県では各9市ずつが制定済みですが、ほかの秋田県、岩手県、宮城県、山形県ではほとんど進んでいない状態です。山形県として2017年3月に県条例として施行されましたが、なぜか国ではまだ手話言語法が制定されていない状態です。2019年12月に手話言語法の法案が野党から提出されました。議論がされないまま継続審議となっている状態です。これはなぜだか不思議に思います。

各自治体でも、住民から要望があるのに条例制定には至っていないのが実情のようです。今年2月末で29道府県、全国合計374自治体が条例制定しているようです。

当市としては、この手話言語条例の制定については、具体的にもう少しどのような手順で進めているのか、再度お聞きいたします。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、  
青山左絵子。

下山准一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山  
左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 差別解  
消条例、それから手話言語条例に関しまして、  
昨年の3月議会で御質問をいただきまして、そ  
のとき手話言語条例についてはいつというふう  
な明確なお答えをできないままでいたんですけ  
れども、今年度、差別解消条例のほうを令和3  
年度中に策定すると決定しております。

差別解消条例を今年度策定してきたところな  
んですけれども、その中でいろいろな当事者の  
方、それから関係者の方からお話を伺った中で、  
差別解消条例とは別に、やはり手話言語条例を  
策定する必要があるという認識に至ったところ  
でございます。

手話言語条例策定の前に、今年1月に市報で  
障害者の特集をさせていただいたんですけれど  
も、その中で障害当事者の方から、聴覚障害者  
の方からお話、インタビューをいただいた中で、  
聾学校の中で手話が禁じられていたという歴史  
的な背景、それから、そういった中で隠れるよ  
うにして手話を学んで、大事にコミュニケーション  
として守ってきたという話をお聞きしたと  
ころです。

手話が言語だということについて、それは当  
事者にとりまして非常に重みのあることだとい  
うことで、私たち健常者の想像を超えるほどの  
重みがあるということで、手話言語条例という  
ものを来年度、令和3年度中に策定の必要を感  
じたということでございます。

手話言語条例の策定の研修会を先月職員が受  
けてまして、全国各地の策定の状況ですとか手法  
といったものを学ぶ機会を得ました。そういつ  
たところの学びを基に、また手話言語条例の体  
制につきましては、当事者からよくお話を伺っ  
た上で令和3年度中の策定を進めてまいりたい

と思います。

12番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

下山准一議長 奥山省三君。

12番（奥山省三議員） 市長の施政方針にもあ  
りましたので、まず令和3年度中に制定される  
ようお願いして、私の質問を終わります。ど  
うもありがとうございました。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたしま  
す。

午前10時39分 休憩

午前10時49分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

## 小嶋富弥議員の質問

下山准一議長 次に、小嶋富弥君。

（15番小嶋富弥議員登壇）

15番（小嶋富弥議員） 断らなくていいから、  
マスク許可、断りませんので、ひとつあしから  
ずお願いいたします。

あと、昨日の予算書の説明で課長が早口でな  
かなか、途中からページをめくれなくなったか  
ら、やっぱり今日はゆっくり一般質問させてい  
ただきますので、よろしく願いいたします。

御苦労さまです。令和3年3月における市議  
会定例議会の一般質問初日2番目の質問者の議  
席番号15番、起新の会の小嶋富弥でございます。  
早速通告に従いまして質問をさせていただきます  
ので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めにお伺いいたしますのは、  
世界的に脅威にさらされておる新型コロナウイルス  
の災いについてであります。テレビ、ラ  
ジオ、新聞等、マスコミ報道は、カラスの鳴く  
日がなくても連日連夜トップニュースで流して

おります。

国内の新型コロナウイルス感染者の確認者数が毎日県単位で発表されており、また、これらによる死者の数も公表されております。報道によりますと、3月3日午後8時現在、国内感染者数43万6,187人、死者数が8,089人であり、全く目に見えない感染力の強い死に至らしめる新型のウイルス問題については、地球全体の大問題でありまして、私たちの日常の生活も経験をしたことのない局面を迎えておりまして、国も感染予防対策に苦慮し、イベント、飲食、トラベル等に関し自粛要請、緊急事態宣言を発し事態の収束を図っておるわけですが、従来の生活レベルには程遠いのであります。

そこで、いよいよ感染症対策の決め手の予防ワクチンの接種が政府の承認によって動き始めたわけでありまして、医療従事者を対象に始まり、4月以降、高齢者から接種が始まる予定ですが、住民接種の主体は各市町村でありまして、大変な実務を負うわけでありまして、前例のないことで課題もあると思っておりますが、これらのために準備体制を確立し、当市民の方々に安全安心接種スケジュールのお知らせが行政の大切な役目だと思っております。

そのような感染対応が不安な折、先般2月24日の山形新聞の4月以降の県内自治体の接種体制、高齢者に対する接種を4月上旬に行うめどの記事がありました。当市と戸沢村と、全く至っていないとの報道がされました。この記事を見た市民は、一体どのように感じたことでしょうか。私は啞然としました。私ばかりでなく、大方の市民の皆さんも不安と行政不信を感じたのではないのでしょうか。これらについて、2月26日の各新聞に、新庄市民の皆様へ、新型コロナウイルスのワクチン接種についてのお知らせのチラシが入りました。また、この日の議員懇談会の席にて、経過のお話がありました。市民の生命を預かる行政として、市の新型コロナワク

チン接種対策室が進めるワクチン接種のスケジュールと対策、対応は本当にどうなっているのか。これらについてお尋ねいたします。

次に、この新型コロナウイルス禍によって、経済が収縮し、経済活動が大変厳しい状況に陥っております。当市でもできる限りの経済対策を図ってまいりました。それらの内訳、内容はどのように展開なされてきたのか。また、関係各位の方々の声はどのようなのでしょうか。お聞きするものであります。

また、それと同時に、地元産物に対し、消費拡大に向けた自治体の支援も必要ではないのでしょうか。オンラインのショップ、ネット販売の支援ができるような後押し、それらをどう活用し、販売できるような仕組みを構築、経済活動の後押しができるような考えがないのか、あるのかお伺いしたいと思います。

それでは、次の発言事項の住みよいまちづくりについて質問をいたします。

行政の全てがまちづくりと思っておりますが、私がお伺いのうち、今般取り上げてお尋ねいたしますのは、市行政の円滑運営に寄与しておる区長制度についてであります。市における区長規則第1条の目的は、市行政の円滑なる運営を図るため、市の各地区長を置くことあり、そして前項の地区は地域社会の自主性を尊重し、特殊の事情を除き、おおむね100世帯を標準とするとあり、第2条には、区長は本市の非常勤特別職の職員とし、その地区に居住する成年者で、その地区の推薦により市長が任命するとあります。

そのように地域の核として地域住民と行政のパイプ役で大変重視されるわけでありまして。行政の情報伝達、事業や調査の協力要望を集約等、御苦労なされておるわけでありまして。

その任を担う方が、各地において高齢化や職務の多様さで区長人選に大変苦慮しておると聞いております。

まちづくりは人づくりからと言われます。住

みよいまちづくりを円滑に進めていかなければなりません。ぜひこれからのまちづくりに向けた制度の見直し、検証をすべきと思いますので、これらについてお尋ねいたします。

以上で、私が通告いたしました質問ですが、一言申し上げたいと思います。

3月は別れの季節でもあります。この3月末をもって市の職員の方が管理職を含め定年で退職なされます。その皆さんには心から御苦労に対し、感謝と御礼を申し上げます。これからもお体自愛なされ、また長年行政職で得た見識を地域に還元していただければ大変ありがたいと思います。

それでは、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、連日マスコミ等において報道されておりますコロナ関連であります。本市におけるワクチン接種についての御質問についてお答えさせていただきます。

1月14日に健康課で新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、現在は医師会や接種会場との調整、接種券の作成や各種システムの改修、接種に必要な物品の確保などの業務に当たっております。

本市における接種方式につきましては、市内の医療機関で接種を受ける個別接種と市民文化会館で接種を受ける集団接種の併用で実施することを予定しております。

また、市が実施主体となる住民接種のスケジュールにつきましては、国のガイドラインに従い、4月以降に65歳以上の高齢者から開始、次に65歳未満の基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の職員とし、最後に7月以降に16歳以上65歳未満の方と予定しております。

現在、実施計画の策定に向け関係機関と協議

を継続しておりますが、ワクチン接種に関する情報は日々変更されておりますので、常に最新の情報を把握し、接種を希望する市民全員が迅速かつ安全に接種を受けることができるよう体制を構築してまいります。

新聞記事につきましては、新聞社のほうから大変申し訳なかったという意見をいただいているところでありますので、よろしくお願い致します。

大蔵村長とお会いしましたとき、3,000人の体制は全て終わっているというようなお話をいただいたところであります。

担当課につきましては、時を得て情報を小まめに出すようにということを示していることありますので、御了承お願いしたいと思います。

次に、経済対策についての質問であります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、今年度実施してきた市の経済対策のうち、主要なものについて御説明いたします。

5月補正予算による事業は3つありまして、1つが、市内事業主が新型コロナウイルスの特例措置に係る国の雇用調整助成金を申請する際、社会保険労務士に依頼した費用を助成する雇用調整助成金申請支援事業で、3月末日までの申請受付で、2月末日現在の申請受理50件、給付額は1,029万円です。

2つ目は、経済的な影響が大きい業種の事業者者に給付金を支給する飲食店等応援給付金で、10月で申請受付を終了し、345件の申請に対し7,094万円を給付しました。

3つ目の事業者持続化給付金は、国の持続化給付金を受けた事業者に市が1割相当額を上乗せするもので、国の申請期限延長に応じて市でも3月末日まで申請期限を延長したところであります。2月末日までの申請受理は1,267件、給付予定額は1億5,177万円であります。

6月補正予算では、事業用資産に係る固定資産税第1期の3分の1相当額を市内事業者に給

付する事業者事業継続支援給付金を実施しました。11月で申請受付を終了し、126件の申請に対して455万円を交付しております。

続いて7月補正予算により新生活様式対応支援事業を実施しました。新生活様式へ対応するための物品購入や設備導入に要した経費を最大10万円補助するものですが、12月で申請受付を終了し、587件の申請に5,010万円を交付しました。

さらに12月及び1月補正予算にして着手しましたやまがたGo To Eat キャンペーン利用事業者応援給付金について、2月末日現在で19店舗に対し、約211万円を給付しております。

飲食店等緊急支援給付金は2月で申請受付を終了し、324件の申請に対し4,186万円を給付したところであります。

このように、市としては最大限の経済対策を実施してきたと認識しておりますが、ご指摘のとおり、歴史のある事業者が廃業に追い込まれる事例があることは承知しております。こういった事業者の実情把握が不十分でありますため、新庄商工会議所との連携により、事業者コロナ影響経営状況調査業務を実施し、商工会議所の会員、非会員の区別なく事業所を訪問し、課題やニーズの把握に努めているところであります。これらによって得られたデータを生かして、新年度以降の事業者支援政策について検討してまいりたいと考えております。

御提案のありました地元産物の消費拡大につきましては、市出身学生生活応援事業といたしまして、高校卒業後に市外に進学した学生に対して市の特産品5,000円相当を直接支給することでの支援を予定しており、特産品のPRと学生の地元回帰につなげる目的の事業で、令和3年度当初予算に事業費を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、オンラインショップネット通販の活用に関しまして、現在のところ市内の小売業者や

飲食店において、SNSを活用した消費者への情報発信や広告宣伝が広く行われております。既にこのような動きがありますので、コロナ禍という状況も踏まえ、オンラインショップ、ネット通販を活用することは事業者の事業継続に資するものと思われまますので、他市の事例も参考しながら、関係機関との意見交換を通じて、事業者支援策の選択としての可能性を探ってまいりたいと思います。

最後に、区長制度の検証についての御質問ですが、日頃より区長の皆様には、市からの行政情報が記載された使送物の配布や地域の実態把握などの業務に御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

人口減少や少子高齢化、価値観の多様化などにより、地域が抱える課題は年々複雑かつ多様化しており、地域住民と行政のパイプ役である区長の皆様には大変多くの業務を担っていただいております。そのような中、議員御指摘のとおり区長の高齢化や担い手不足などの課題があり、今後の円滑なまちづくりを進めていくために、地区の規模や区長報酬などの制度検証については重要であるとの認識をしております。

本市では市政の円滑な運営を図るため、212の行政区に分け、1行政区当たりおおむね100世帯を標準としております。現状としては、規模の大小に偏りがある状態となっており、地区によっては区長にかかる負担が大きい地区や、単体では存続が困難になることが想定される地区もございます。それらに対応するために、複数の地区を統合するなどの方法も考えられますが、以前からの地縁的なつながりや地理的なものなどを考慮しながら慎重に検討する必要があります。

また、区長報酬につきましては、現在均等割として区長1人当たり1万5,000円、世帯割として1世帯につき800円としております。報酬の考え方としましては、均等割は行政とのパイ

プ役として地区の大小に限らず共通する業務に係るものとし、また世帯割は、使送物の配布業務や世帯数の把握などの世帯数に応じた業務に対しての報酬としております。

今後、地域の在り方が変化していく中で、業務内容につきましても、時代に即した柔軟な対応が必要であると考えられますので、他市町村の状況を参考にしながら、今後とも検討していかなければならないと考えております。

今後ともまちづくりを円滑に進めていくために、区長との連携を綿密なものとし、住みよいまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 答弁いただきました。

それでは、区長に関して再質問をさせていただきます。

市長の施政方針の中でも、令和7年、戸沢さんのところの藩祖が入城して400年というようなことで、新庄市は殿様が変わらないで、ずっと戸沢時代から今日まで、終わってから今日まで引き継いできているわけで、区長の役割は大変、その名残です、昔の町名ごとに茶屋町とか、そういったものを引き継いで、区長は地域のパイプ役をやっているわけでありまして、それを考えるといろいろ歴史があるわけです。

その中で、先般、吉川英治文学賞という、吉川英治国民文化振興会が2日に発表になったときに、新庄の観光大使第1号の今村翔吾さんが、「羽州ぼろ鳶組」シリーズで賞をいただいたんです。非常に新庄の情報を発信していただく方がこういうふうになったというようなことで、この何か新庄のまちづくりにも御縁があるのではないかなど。令和7年の400年に関する何かのいいニュースではないかなど思ったわけでありまして、区長のことと併せて一言、余

計かもしれないけれども言いました。

これは2020年4月の施行で地方公務員法及び地方自治法の改正がありまして、特別公務員は専門的な知識に基づく助言、調査などを行うものに限ると、減縮されたと。それで、これを受けて、いろんな自治体にも身分保証というものをどうするかということも取り沙汰されておりますので、新庄市においては、規則においては今の制度だけでも、今後、こういった制度はどのように捉えて、どのように進めるのでしょうか。

**関 宏之総務課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総務課長関 宏之君。

**関 宏之総務課長** 区長の身分ということだと思いますので、総務課のほうでお答えさせていただきますけれども、平成29年に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によって、従来は臨時、非常勤職員に係る制度が大きく変わっております。これに伴いまして、議員おっしゃるとおり、法改正により地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる職として区長があったわけですが、改正により、学校医や産業医などの専門的な知識を持つ方が就く職であるとされ、区長のほうは同号に該当しないとなったことから、昨年、今後どのような身分でいくかということを検討させていただきました。

その中で、他市の事例を見ますと、会計年度任用職員であったり、有償ボランティアであったり、または業務の委託という形で対応した自治体もございますけれども、新庄市の場合は、やはり区長の公的側面が大きいということと、区長業務の最中に何かあった場合の補償は必ず必要だと思いますので、何より区長に納得していただく身分でなければいけないということで、地方公務員法第3条第3項第2号の民生委員でありますとか、児童委員と同じような形で非常勤特別職という身分を継続するという結論に至

ったところであります。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 継続。有償ボランティアではないわけですか。それにしても、やはり報酬を考えなければ駄目ではないんですか。212あるわけですし、その中では、市長答弁の中でもかなり受け持ちの戸数の幅が広いと。100世帯を1つの受け持ちというような考えで進めているんですけれども、なかなか昔からのしきたり、町内の中で、はい、あなたの隣から100戸というふうにはいかないのが現状で、それはやっぱり城下町の名残、それは分かりますけれども。300ぐらい近い区長と50ぐらい未満の区長もいると思うんです。だから、この均等割はおかしいと思うんです。やはりたくさんあるところは配布物で800円は補助してくれるんでしょうけれども、同じではないのではないのですか。その辺も考えながら、ここで結論は出ないと思いますけれども、そういったものも含めて、やはり有償ボランティアではないので、もう少し考える余地があるのか、ないのかなという事だけお聞きします。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** ただいま小嶋議員からありましたように、行政区でやはり世帯数、多いところは300を超えて、上茶屋町なんかは200も超えて、本当に大変なところと、1桁台、2桁台のところが確かにございます。そういった意味で、今御指摘あったようなことはぜひ参考にさせていただいて、今後継続して本当に検討していかなければいけないということだと思っておりますので、これからも今の御意見なんかも参考にさせていただきながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** そういったことで、やはり前向きに、まちづくりを円滑にするには、そういった認識をもう一回考え直していただいて、区長はなかなか報酬を上げろなんて言いにくいけれども、いろいろなお話を聞くと、均等割、配布物を含めて50戸ぐらい受け持ちで、月1万円ぐらい、もし手当としていただければ、そんなに成り手も、厳しいだろうけれども、地域のためというような考えも聞いています。財政もあると思いますけれども、そういう声もひとつ酌んで財政措置をぜひお願いしたいと思ひます。

次、コロナ禍におけるの質問になります。これは市長も新聞のことを言いましたけれども、これは新聞を見たらびっくりするんだ、何回もくどいけれども。ひとつ、何だよ、これ新聞社だってでたらめを書くわけではないと思うんです。事前取材とかいろいろアプローチして、その結果、こういうめどが立った、おおむね立った、立っていない、全く立っていない、回答できない。回答できないのだったらまだしもいいです。でも、26日に新聞折り込みが入っているでしょう。体制ができていっているでしょう。だったら新聞社に対しての受け答え、誰だか分かりませんよ、対策室の誰だか分かりません。そこは問いませんが、その辺課長は、こういう取材があつてこういう答弁をしましたといったようなことがあつたかないか、まず聞きます。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 2月24日の新聞記事の件でございますが、その件につきましては、先ほど小嶋議員から御指摘ありましたとおり、2月26日の全員協議会の冒頭で経緯のほうは御説明、御報告させていただいたところでございます。その際も私どものほうで電話取材があつたところではあります、電話取材の際に、今の市の状況ということで問合せがあつたものですから、

先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、現段階での、電話取材があった段階での市としての回答としましては、個別接種、集団接種の併用で行っていく、個別接種については医師会からの協力により事務局の想定どおりに実施できそうである、県や医師会には医療従事者の確保について市町村と医師会との仲介に入ってもらいたいということを報告したところでございます。

それで、2月24日の新聞を私も拝見したわけですが、我々のほうで答えた内容と全く違うような形での新聞記事がありました。それを見まして、答えた内容が反映されていないとことで驚くとともに、内容について確認したところ、先ほど市長の答弁にありましたけれども、新聞社のほうよりおわびの申出があった経緯でございます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 経過は分かりましたけれども、電話取材を受けた方のこういうことがありましたよということが課長のほうには伝わってきたか、こなかったかと私はお聞きしたんです。私が何を言いたいかということ、終わったことはしょうがないとは、言いたくないけれども、言わざるを得ない。でも、内部の健康課ではなくて、恐らく行政の皆さんの内部の中で、報連相がうまくいっているんですかということをお聞きしたい。やはりいろんなことがあると思うんだけど、新聞を我々が見たとき、全くめどが立っていないというのは、我々議員が、何やっているんだお前たちと、多くの議員の皆さんも感じたと思うんです。そうではなくて、やっぱり議会と我々は、執行部は両輪のごとくというようなこともあるものですから、そういう意味でやはりこの新聞。間違ったと新聞社と言うんだけど、それならば新聞におわびの訂正とか、普通は出ますよね。何も出てきてい

ない。本当におわびしたのかと逆に思うんです。私は信用しています。特に課長は人柄がいいから、言っていることはうそは言わないと信用しているけれども、やっぱり新聞のほうに1行も、どこにもないものだから、果たして今の言葉が本当なのかというようなことを、思わなくていいことをやっぱり思う。やっぱりもう少しコミュニケーションを取って、課長はやっぱりそういう、部下もこういうことがありましたからこういうふうに答弁しましたよというようなことが足りないのではないかなというような、私が危惧しているんです。だから、田宮さんのところばかりではなくて全体でそういう職員と上司とのパイプが、緊張感を持ってやっているか、やっていないかなというようなことまで感じます。この辺、総務課長どうですか。これではなくて、そういった意味で。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 24日の新聞の朝のことで、私が登庁しましたら即健康課長が来まして、こういう内容で、全然実施していないということが新聞に取り上げられてしまったということの連絡が。先ほど課長が申しあげましたように、新聞社には、医師会ともきちっと個人接種、それから集団接種、あと医師会の調整、その他をしていますと、予定どおり行うというようなことは山新に伝えたと、新聞社にと。しかし、結果的にこうなったのでいかがでしょうかというような相談が、朝一番にあったわけでありましてけれども、その新聞取材の前に、2月26日の金曜日の朝にチラシを出すというようなことを前々から想定しておりましたので、それをもって代えていくしかないだろうと、今、即新聞社のところに行って何してもといても、間違いだというふうな、その後申し訳なかったと、後から聞きましたという報告もまた受けたわけでありましてけれども、今回の件については、たまたま24日

の朝であったんですけれども、26日にきめ細かに情報を出すようにというようなことをして、健康課としても26日の朝に折り込みできるように段取りをしていたということで、今回はあえて新聞社のほうには訂正文を出すようにというようなことは指示しなかったということを御理解いただきたいと思います。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** それは、終わったことはあまりぐちぐち言わないけれども、内部がきちっと報連相になっているか、なっていないかとお聞きしたい。総務課長、いかがですか。

**関 宏之総務課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総務課長関 宏之君。

**関 宏之総務課長** やはり課内の報連相というのは基本でありますので、当然課長だけでなく全ての職員がそれを認識して行っていくべきものと考えております。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** ぜひよろしくお願ひします。我々もこういう議員という立場があるものですから、やっぱりこういうところで私たちの役目は議会を監視する、チェック機関をするというような使命で私は言っていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは話を戻しますけれども、体制はできたと。では、ほかの市では円滑にするためにシミュレーション、模擬訓練、流れを確認等やっていますけれども、当市ではそのような流れは、今後ワクチンが国から来て接種いいよといった場合、どうなんでしょうか。

あと、通知はどのような方法でなされるんでしょうか。

あともう一つ、電話案内、コールセンターみたいなものは設置なされているのか、なされていないのか、あわせてひとつお尋ねいたします。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** まず、シミュレーションの実施の部分でございますが、確かに新聞報道等で、他市で行っているということは把握しているところでございます。私どもシミュレーションを行うに当たっては、まず具体的に医療従事者の協力を得まして、その上で看護師と、あと事務職員とを配置してのシミュレーションを実施したいとは考えているんですが、ただいま、先ほどの市長答弁でありましたとおり、医療従事者のほうについては、今最終的な詰めを医師会と行っておるところですので、そちらができ次第シミュレーション、集団接種会場につきましては文化会館を現在予定しておりますが、文化会館でのシミュレーションを行いたいと考えております。

先ほど市長答弁でありましたとおり、4月以降、65歳以上の高齢者から開始するというような形で今現在スケジュールリングしておりますので、その前に当然シミュレーションは行わなければならないという形で考えておりますので、4月以降の部分の高齢者の具体的な接種時期につきましては、ワクチンの供給体制のほうの確認もあるものですから、そちらが担保でき次第、具体的な4月初旬になるのか、4月中旬になるのか、4月下旬になるのかという部分を決定した上で、その1か月前くらいにはシミュレーションを実施したいと、現段階では考えているところでございます。

あと、通知の部分でございますが、市民の皆様への通知ということの部分かと捉えたところでございますが、ワクチンの接種に当たっては、一番初めの作業としましては、市民の皆様へ市のほうから接種券を発送したいという形で考えております。その接種券の発送については、先ほど来から65歳以上の接種については4月以降ということで申し上げますけれども、3週

間あるいは4週間くらい前には接種券を市民の方に発送しまして、受け取った市民の方からは、接種の時期についてそれぞれコールセンターで予約していただければなどという形で考えておるところです。

あと、コールセンターの設置につきましては、基本的に現在民間事業者へ委託したいと考えております。設置につきましては3月下旬をめどに今取組を進めているところです。コールセンターの役目としましては、市民の方にお送りしました接種券によるそれぞれの市民の方の接種の予約と、あと一般的なワクチン接種に関します相談、案内等を担当になっていくというような形で考えておるところでございます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** なかなか大変だと思います。御苦労なされていると思いますけれども、やはり命はみんな心配で、ワクチンを打つことによってひとつ免疫をつかめれば、感染の可能性がなくなるよというようなことだと思うんです。

でも、心配はあるんです。アナフィラキシーなんていうこと、英語で分からないことが出てきて、果たして何やというようなことで、副作用的で急となるようなこともいろいろある、想像がつかないこともあると思うんです。本当に御苦労なされて、だけれども、市民の生命、財産を守るためには、やはり頑張ってもらわなければ困るというのが我々の願いなんです。

それで、65歳は何人、大分いると、人口の3分の1以上いるんでしょうけれども、65歳から例えば100歳までいるといっても、そういった優先順位があるのではないですか。どのように考えて、全部65、66、67、70といくんですか。それとも、ほかの自治体からいけば、70だか75歳を優先的にして、この方々が1回終わったら次は65歳以上の方に案内するとかというような

方法もあるやなしや聞いていますけれども、市のほうではそういった65歳、全部ではなくて優先順位を年齢別に分けて接種の案内、予約券を出すというお考えか、どのようにお考えになっていますか。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** ただいま私どものほうで想定しております65歳以上の方については、市民の方1万2,000人ということで想定しているところでございます。ワクチンの供給のほうは1万2,000人分、100%接種という形にはならないかと思えますけれども、1万2,000回、2回接種とすれば2万4,000回、その部分が確保、確認できれば、画一的に1万2,000の方の一斉に接種券を送付したいと考えておるんですが、ワクチンの供給体制について、現在非常に明示されていないところがございます。現在、私どもが国から聞いているワクチンの今後の供給体制につきましては、4月から順次都道府県を通しまして市町村のほうに配布するというような形でお聞きしております。4月段階での国から都道府県へ配布されます個数、数量につきましては、既に連絡をいただいております。国は人口割で都道府県に配布するという形で考えているようですので、そのような形で県に配布されました数量を山形県内における新庄市の人口割で試算しますと、4月中に届くのは現在1,600回分というような形で見込んでおるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、65歳以上の方が1万2,000人おりますので、1,600しかストックがない段階で1万2,000人に接種券をお送りしますと、やはり混乱が生じることとおもっておりますので、現段階では、在庫の数、ストックの数に合わせた接種券の案内、送付をしていきたいと思っております。1,600回分あれば1,600人、あるいは2回分を確保したいという意味合いもございますので800人。800

人という対象者を1万2,000人の中から絞るに当たっては、それは国のほうから市町村の判断、裁量に任せられるという形で聞いておりますので、先ほど議員がおっしゃったような形で、高齢になればなるほどリスクが高いと捉えておりますので、例えば100歳以上の方、次に90歳以上とかだんだん下に下げてきて、そちらのほうをストック状況に合わせた形での接種券の発送ということも、今検討しているところでございます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 本当に現場としては大変だなと、今お話を聞いて思います、

現状を自治体に任せるということでしょうかから、自治体の知恵比べ、腕比べではないですけども、そういったものがやっぱり大切だなと思いますので、課長、ひとつ頑張ってける、頼む。

あと、市で、コロナ対策、経済対策、いろいろ聞きました。商工課長、市で今まで真水で、市の真水は何ぼだ、お金。分からないですか。

**下山准一議長** 暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** コロナ対策費での市全体での予算の状況というふうなことでございますが、コロナの感染症対策費も含めた額ということになります。総額で4月から47億3,800万円という額でございます。このうち、国の特別給付金が35億2,000万円ほどございますので、さらに、このたび補正のほうに上げさせておりました地方創生臨時交付金が6億2,000万円ほど国のほうから来ておりますので、市の一般財源の

持ち出しとしまして最終的な見込みとしては1億5,300万円ほどを見込んでございます。

以上です。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 本当に大変だなと。でも、一生懸命支援しているなということが分かりました。

それで、新聞を見ますと、2月16日の日経の中で、地元のお菓子屋さんが廃業になったと。みんなはあそこの煎餅屋さんだべというようなことで、あと、昔からあった洋服屋さんが店を畳んだということで、非常に事業継承が大変だなというようなことがあるんです。新庄市だけでなく、それは企業努力とかいろいろあるんでしょうけれども、そういったものがなくなれば、地域の活力が失われるのは誰が言っても当たり前でありまして、この新聞の記事を見ますと、今回、廃業の影響の大きさを実感したと、予備軍は多くあって事前に働きかけができないか商工会議所などを検討するというようなことでした。一生懸命取り組んでいるんだということなんです。中小企業者は高齢化が進んで、これまでの経営者が築いてきた企業価値が次の時代につないでいかれないというような現状なんです。

そこで、自治体もM&Aみたいなものを、行政がやれといっても厳しいと思うんだけど、商工会議所とか銀行あたりは情報を持っているから、そういったものを、会議とかそういうものを立ち上げて事業経営、継承、後継者の問題解決、経営の再建とか、相談しやすいような支援の組織をつくったらいかがでしょうか。できないでしょうかというようなことなんです。何もかにも行政という、これは無理だけれども、そういったものをつくる支援はできるわけでしょう、行政は。いかがなんでしょう。そういう考えがあるかないか、まずお聞きしたいと思い

ます。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** ただいま小嶋議員から経営継続のための支援体制、相談体制の支援はできないのかということでございました。現在も商工会議所、それから県、それからうちのほうと合わせて、連携しながら相談体制の構築に向けてやっているとありますが、どうしても会議所の場合、正会員が主だというようなこともございますので、そちら正会員、非会員の区別なくできるような体制を何とかしていただけないかということで、市のほうと県のほうでもお願いしているところございまして、また、先ほどの補正予算のほうでも、こちらのほうも含めた形で実施していただきたいという申出はしているところでございます。

なお、今後も県、市また商工会議所を含めました体制づくりに注力したいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 時間も押してきましたので。

今、地方分権というようなことを以前からずっと言われました。やはりそういう地方分権が求められるということは、自治体の自治体力が問われるわけでありますので、ぜひ皆さんが新庄市の市役所の皆さんは、私は新庄市のシンクタンクと思って信頼していますので、今後ともひとつ御努力よろしく願いしまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 小野周一議員の質問

**下山准一議長** 次に、小野周一君。

(18番小野周一議員登壇)

**18番(小野周一議員)** それでは御苦勞さまでございます。

令和3年3月定例会、市民・公明クラブの一員として最初に一般質問します小野でございます。よろしくお願いいたします。

50周年を迎えました新庄雪まつりに花を添えてくれました新庄市第1号の観光大使になりました作家の今村翔吾さんが、講演で「新庄市は今まで困難を自分たちで乗り越えてきた町であり、また雪国の強さ、そして諦めない粘り強い強さがある町である」と述べております。まさに我々市民が忘れかけていたことを改めて気づかせてくれた講演でもありました。

それでは、最初の発言事項である硬直化しつつある財政について質問をいたします。

令和3年度の財政調整基金残高は、新聞報道によると前年度比14.5%減の8億8,098万円を見込んでいと記載しておりました。平成15年に5,000万円しかなかった財政調整基金が令和元年度決算では21億3,902万3,000円までに積み立てられ、最優先事項であるコロナ対策や豪雪対策の除排雪費用に活用され、積み立てられてきた基金が活かされてきました。

しかし、かつてマスコミにより経常収支比率が102.6%と最悪であった平成19年当時のあの厳しかった新庄市の財政状況が全国に不本意ながらも報道されてきた時期もありました。当時引き起こした財政難の要因である財政構造が違うとはいえ、令和元年度の決算によると、経常

収支比率は前年度より3.2%悪化し、95.8%と、また、中期財政計画の見通しよりも2.5%高く、県内13市中、下から2番目に高い数値が公表され、財政構造が硬直化している目安とされている90%を大きく超えた本市の財政が心配であります。

中期財政計画の歳出総額に占める義務的経費の割合は年々上昇し、令和5年度には歳出全体の45%を超える見込みであると指摘をされております。最優先事項である収束の見えないコロナウイルス感染症対策や人口減少、少子高齢化に歯止めがかからず、市税等の減収が予想され、令和3年度の当初予算案では、市税は前年度より3.3%の減であります。

財政健全化の取組については、総合計画を中心に行財政改革大綱、中期財政計画、各計画にいろんな課題が指摘されております。指摘された課題が机上の空論にならないよう、確実に推進すべきであると思っております。それには、コロナ禍に伴い、今まで以上のスピード感を持って行財政改革を進めていく必要があると思っておりますが、多様化する市民ニーズの変化に対応できる財政運営を目指す課題の取組については、特に第6次新庄市行財政改革大綱及び第7次の行財政改革大綱の実施計画案に示されている組織の再編及び財産の適正管理と有効活用について、令和3年度に取捨選択をして実施する具体的な事業の優先順位についてお聞きするものであります。

次の発言事項である市職員の服務に関する質問をいたします。

本来、市職員の服務に関しては、内部でいろいろと今まで検討をされてきたことと思っております。しかし、70年前に、我々議会の議決により制定された条例であります。市職員の服務に関する必要な事項は新庄市例規集第1巻第5編の人事第3章に、服務として昭和26年2月に新庄市職員の服務の宣誓に関する条例が定めら

れております。その後平成29年10月に、障害を理由とする差別解消の推進に関する新庄市職員対応要領に至るまで、職員の服務に関し必要な事項が条例、規則、規定、要綱、要領に定められております。

しかし、新庄市以外の県内12市では、職員の服務規定は、訓令により総則、服務の宣誓から成る必要な事項を整理し、定めております。なぜ我が新庄市だけが他市同様に整理をされてこなかったのでしょうか。本市も他市同様に、服務に関しては訓令により服務規定として定め、総則から成る必要な事項を整理すべきであると思っておりますが、市の考えについてお聞きするものであります。

また、県内11市では、職員の記章及び職員の名札、職員証について、職員の服務規定に定めております。しかし、本市においては、記章等については服務等に定められておりません。実態として、市職員の着用はどうでしょうか。我々議員の議員記章については、41年前の昭和55年1月に議会訓令により、規定で着用等について必要な事項が定められております。どうして今まで我々議会と同じ対応を取ることができなかったのでしょうか。

4月1日より新たな行政年度が始まります。当たり前のこととは思いますが、新庄市職員として市民全体の奉仕者としての職責を自覚し、意識改革につながることとなりますので、他市同様に、服務に職員記章等の着用を定めるべきと思っておりますが、市の考えについて伺いたいと思っております。

最後の発言事項である区長制度について質問をいたします。

午前中、先輩議員である小嶋議員も質問されましたが、重複する事項についてはよろしくお願ひしたいと思います。

昨年4月に法が改正され、特別職公務員は専門的な知識、経験に基づく助言、調査などを行

う者に限ると要件が厳格化され、区長は該当しないと報道をされております。

本市の区長の身分は、新庄市区長規則により市の非常勤特別職の職員として市長が委嘱をすると規定をされております。区長の仕事は、市民生活が多様化する社会において、行政と市民の橋渡し役として、多岐にわたり、大変であり苦勞をかけています。

今回の改正法を踏まえて、本市の非常勤特別職の職員と規定に定めている区長の身分について改めて整理をし、見直す必要がないのか伺うものであります。

また、区長手当については、本市の財政が非常に厳しかった平成16年から8年間、区長会が自主的に手当を削減してきた、そして財政再建に協力してくれた経緯があります。しかし、区長手当は、その後平成8年度から25年間据え置きのみであります。今まで内部で検討をなされてきたのでしょうか。この区長手当の見直しについて市の考えをお聞きするものであります。

答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、硬直化しつつある財政についての御質問ですが、確かに令和元年度決算におきまして、本市の経常収支比率が95.8%と非常に高い数値となっております。今後の財政の見通しにつきましても新型コロナウイルス感染症による雇用や経済への影響などにより、歳入面では市税が大幅に減少する見込みであり、また歳出においても、少子高齢化の進展に伴い、社会保障費をはじめとした扶助費が大きく伸びていく見通しであります。さらに、明倫学園建設事業に伴う公債費や市有施設等の老朽化に伴う修繕費なども、今後大きく伸びていくものと推

察しております。

こうした財政状況でありますので、このような現状と課題を踏まえ、持続可能な財政基盤の確立を目指した新たな中期財政計画を現在策定中ではありますが、令和3年度の具体的な財政対策の取組といたしましては、歳入面では市税等徴収金の収納率向上対策や受益者負担の適正化などであります。市税等収納対策につきまして、コンビニ収納やスマートフォン収納を拡充し、コロナ禍における外出自粛の中においても、納付しやすいサービスの拡充により財源の確保に努めてまいります。

また、特定財源の積極的な活用と新たな財源の確保が重要でありますので、新たに歴史的風致維持向上計画を策定することにより、既存の歴史的建造物の修理改修においても、国の補助対象拡大や国比率かさ上げなどの有利な制度を活用していくものであります。

歳出面では、事務事業の見直しや補助金の整理合理化などにより、引き続き支出を抑制する取組を実施してまいります。

また、このほか公共施設の長寿命化及び複合化、集約化による経費の節減など、できることから検討を進めてまいりたいと考えております。

まだまだ新型コロナウイルスの収束のめどが立たない状況であり、コロナウイルスワクチン接種事業や低迷する経済対策などに引き続き多額の財政支出が想定されますが、経常収支比率をはじめ、財政力指数や健全化判断比率などの財政指標を総合的に踏まえ、健全な財政基盤の下に住民福祉のさらなる向上に努めてまいります。

次に、市職員の服務に関しての御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市では昭和26年に地方公務員法の規定に基づき、新庄市職員の服務の宣誓に関する条例を制定し、職員の服務の宣誓

について規定しておりますが、勤務時間や休暇申請をはじめとする服務全般については、地方公務員法を根拠として、新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例など、複数の例規などに個別に定めているほか、服装などについては別に基準を定め対応しているところであります。

他市を見ますと、職員記章やネームの着用、職員証につきましても、服務規程の中で定めているところがございますので、本市におきましても、他市の規定を参考にしながら、職員記章などを含む職員服務規程の制定に向けて具体的な検討に入ってまいりたいと考えております。

次に、区長の身分制度についてのご質問であります。議員御指摘のとおり、平成29年に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、従来の臨時非常勤職員に係る制度が大きく変わりました。これまで区長の身分の根拠としてきた地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる職が、法改正により学校医や産業医などの専門的な知識経験を持つ者が就く職であるとされ、区長は同号に該当しないこととなったことから、令和2年4月の施行に向けて検討を進めてまいりました。

区長の身分については自治体によって対応が分かれており、一般職である会計年度任用職員とした自治体、公務員とせず有償ボランティアとした自治体もございます。

本市の場合は、区長は新庄市区長規則によって定められていること、また、その職務は行政情報の周知やまちづくりに対する地区の意見の集約などといった公的側面が大きいことを考慮して、地方公務員法第3条第3項第2号を根拠とする民生委員や児童委員と同じ規則により設置された委員の構成員であるとの結論に至り、引き続き非常勤特別職とする判断を行ったところでありますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

次に、区長手当についての御質問であります

が、区長手当につきましては、現在均等割として区長1人当たり1万5,000円、世帯割として1世帯月800円としておりますが、議員御指摘のとおり、平成16年度に区長協議会から市の財政再建に対し御理解と御協力をいただき、自主的に均等割を1万円、世帯割を600円に引き下げた経緯がございます。その後、均等割につきましては平成22年度に1万2,000円、平成24年度からは1万5,000円に段階的に引き上げており、世帯割については平成25年度から800円とそれぞれ現在の水準に引き上げております。

人口減少や少子高齢化、価値観の多様化などにより、地域が抱える課題は年々複雑かつ多様化しており、地域住民と行政とのパイプ役を担っていただいている区長への負担が大きくなってきているものと認識しております。今後、地域の在り方が変化していく中で、区長の業務内容につきましても、時代に即した柔軟な対応が必要であると考えられますので、区長手当を含め、他市町村の状況を参考に、当市の現状に照らし合わせながら、今後とも継続して検討していかねばならないものと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** 答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に、硬直化しつつある財政についてなんですけれども、実は本当に、以前102.何%の厳しい時代を乗り越えてきた議員としては、またあの時代を迎えるのではないかという思いがします。しかし、あの当時の、やはりいろんな問題が発生して財政が大変だったわけでございますけれども、しかしながら、先ほど言いましたけれども、令和元年度の決算を見ますと、やはり最上圏内で13市中の下から2番目であるという、やっぱりその思いというのを、

やはり我々もしかし、執行部も危機感を持ってやっていかなければならないだろうという思いで今回質問したわけでございます。

そして、いろんな計画に課題が指摘されております。私が言いたいのは、令和元年度にまず何から歳出を止めていくのか。具体的に言いますと、これは例ですが、山屋の改善センターあります。あれは廃止という項目が計画にのっております。また、普通財産においても廃止状況、譲渡とのっております。内部で誰かがやはり首に鈴をつけないと、ずっと先延ばしになるのではないかという思いで私は質問しているわけなんです。やはり改革するのは大変です。総論賛成で、必ず各論反対が来ますから。しかし、どこかでしていかなければ、またあのような厳しい財政状況に陥ってくるのではないかという思いで質問をしたわけでございます。

そういうわけで、令和3年度、何からまずやるのか、それをお聞きしたいと思います。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 令和3年度における財政対策ということでございますが、やはり議員おっしゃるとおり、令和元年度決算で経常収支比率がかなり上がってきているという状況でございますので、財政の硬直化が進んでいるのではないかと捉えているところでございます。

今後の見込みにつきまして、中期財政計画を後ほど皆様に御説明したいと考えておりますけれども、コロナ禍におきまして、経常経費の支出のほう落ち込んでいるといえますか、下がっている状況にございますので、一旦これを今年度決算では、令和2年度決算においては下がるのではないかなと見込んでいるところでございます。

ただし、これが明倫学園の建設事業債の償還が始まりますので、令和4年度、令和6年度あたりにかけてまして財政の硬直がさらに経常収支

のほうが上がっていくのではないかと考えております。

その対策でございますけれども、やはり様々な計画がある中で、その施設の長寿命化といったもので、施設の修繕費に係る経費を長期的には抑えていくという取組が必要であると考えているところです。基本的な対策としては、やはりこれまでも行ってきておりますけれども、歳入の確保と歳出の抑制というものが基本としては最も大事なのではないかなと考えているところでございます。

以上です。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** 最初に私が言いたいの、新たに中期財政計画が4月からなるやつが、2日後、3日後、我々議会に示されるという話を聞いたんですけども、やはりこの3月議会の初日に出してもらえば、そしてその情報を共有すれば、危機感も、我々と執行部が共有できたのではないかなという思いでおります。やはりそういう、初日に出してもらえば、また違った考え方を各議員も持ったと思います。

ということで、改めて私は言うんですけども、では令和3年度は何から始めるんですかと言うんです、私は。コロナ禍、コロナ禍と言うんですけども、第7次の行財政改革大綱案にも書かれているわけです。それを実施しなければ誰がするんですかというんです。

そしてもう一点あるんですけども、正規の職員数は本当に減っております。私が調べたところによりますと、フラット化を導入した平成15年より、恐らく122人ぐらい減っています。もうそろそろ、この7次の大綱案にも書かれていますけれども、組織の再編というのをすべきではないですか。もう書かれているんですよ、7次の案に。それを令和3年度にしなければ、いつからするんですか、これ。やっぱり先ほど

言いましたけれども、絵に描いた餅になりませんか。誰かが改革するには、やはり首に鈴をつける人がいないと駄目なんです。みんな結局賛成です。しかし、自分の関係あるやつは、各論になると反対なわけなんですから、その辺をやっぱり誰かが改革を押し進めていってほしいなという思いであります。

先ほども施設の統廃合に向けて言ったんですけれども、我々の議会に提示されている各、いろいろな計画にのっているわけなんです。ぜひ明日の新庄を憂うとすれば、やはり確実に実施してほしいなという思いでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、2番目の新庄市の職員の服務に関してですけれども、実は私自身、前から、あれ、おかしいなという思いがありました。しかし、今日もこの議場が放映されていると思ひます。市民から来たんです、小野さん、おかしうありませんかと。議員の皆さん方はバッジをつけるんですけれども、執行部の皆さんはつけていませんよねと。

そして私はいろいろな関係で調べてみました。服務に関しては、本当に13市中12市が訓令により整理をされているんです。全て訓令です、これは。市長命令です、恐らくこれは。そして、何条、何条となっているんです。新庄市の場合、いろいろな項目があります。条例から始まり、規則などと。それもやっぱり職員の方々の服務に関することですから、我々がいちいち言わなくても、やっぱり内部でどうして今まで検討なされてこなかったのかという思いであります。今年に入り、課長方は皆記章をつけております。それが私は当たり前だと思ひます。だから、先ほど言ひましたけれども、この記章でさえ服務に規定されていないんです、新庄市は。皆さんから市職員のことは我々がすると言われればそれまでなんですけれども、しかし70年前に決めたことは、我々議会で議決しているんです、

これは。だから私はあえて70年前の条例を出して、議会で議決案件ですけれどもどうですかと言ひているんです。それを取り払って、やはりほかの12市と同様に、私は訓令にしたほうが本来的に、今後の職員のためにも整理されて定められたほうが私はよいと思ひて質問したわけでございますので、その辺は、先ほど市長答弁でも前向きに、他市を参考にしたいということがありましたので、職員の皆さんもそれにならってやっしてほしいなと思ひます。

とすれば、記章を作れば、やはり市民の奉仕者としての自覚と責任を持つと私は思ひます。だから、どうして我々だって、議会の訓令でもこれをつけることになっているんです、議員章というのは。どうしてやっぱり同じ目線でやってこられなかったかなという思いであります。それだけは、先ほど言ひましたけれども、このように、今日も放映されていると思ひますけれども、市民の方々は見ているんです。おかしうありませんか。議員の皆さんは、皆記章つけているんですよと。しかし、前に座っている課長たちは誰もつけておりませんよねと。そういう意見をもらったから、私も調べて、このような質問をさせてもらったわけでございますので、その点は先ほど市長の答弁もありましたけれども、早急にやっしてほしいなという思いであります。

それから、先ほど小嶋議員も言ひましたけれども、新庄市の職員はシンクタンク、すばらしい才能がある職員がいっぱいいます。私が言ったこういうこと以外にも、見直して整理すべきことが多々あると思ひます。それもどこかでやはり、優秀な職員です、皆さん。やはり1回は例規集なり何かを見直すべきではないかなと私は思ひます。それも時代に合った例規集というのがあると思ひます。優秀な職員の皆様方ですので、その辺もやっぱりよろしく、見直しに対してお願ひしたいなという思いであります。

あと、最後の質問であります、先ほどの先輩議員である小嶋議員とかち合うところはあるんですけども、やはり自治法の何項に代えるというしたげつとも、それでよいと私は思うんです、見直しをするということで。その辺もやはり区長会方のほうに、今までの規則を直して今までと違うんですよと。でも、非常勤特別職公務員としては項を代えてしますからという、そういう条項の身分の見直し、それもやはり総会等で言ってもらえれば、何かあった場合、やっぱり一生懸命頑張っている区長たちの身分が、見直ししますと言えば本当に安心すると思います。

また、手当なんですけれども、私は手当を上げろとは言っていないんです。ただ、あの厳しかったときの新庄市の財政再建に区長会が自ら、少ないか多いかは分からないんですけども、自ら自分たちの報酬を削減して協力してくれたんです。やっぱりその8年間の思いというのを大事にしてほしいという思いで質問するわけです。ございますけれども、それにも他市とかいろいろあるんですけども、いろんなやっぱり、区長の仕事は違うと思います。何ととっても25年間そのままなんです、だから。内部で1回か2回検討されてきててもよかったのではないかなという思いでいるんですけども、それについてちょっと再度、内部で今まで検討なされてきたのか。あとは、本当に財政が逼迫したとき、区長会自らが削減をして財政再建に協力してくれたということを、今もってどう思っているのか。私は何ぼ上げろと、そういうのではないです。区長会の思いをやっぱり大事にしてほしいという思いで質問をさせてもらっているのですから、その2点についてお願いしたいと思います。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 今、小野議員から御質問いただきましたように、私も調べさせていただ

きました。

区長協議会、自ら市の財政再建に御協力いただいて、自主的に均等割、その他手当を引き下げても、市の何とか進むべき道に協力したいということをいただいたということ、改めて確認させていただきまして、これまでは恐らくそれに報いるために、平成22年度に、当時に戻らないにしても一部引き戻し、平成24年度に、そして段階的に現在のところに戻したと。また、平成25年度につきましては、世帯割についても戻すような形で検討はしてきたと思います。

先ほど小嶋議員と同じように、やっぱり区長の思いを酌んでほしいということで、どういう形でできるかは、やっぱり具体的には今ここでは言えませんけれども、今後、先ほど小嶋議員からも、同じ均等割でも世帯、確かに100という中で300を超えている世帯、2桁しかない世帯とかある。そういったことも私も今把握しましたので、それなんかも参考にさせていただきながら検討はしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。また、本当に検討のほうは進めていきたいと思

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** もう一点は、区長会の、これまでの財政再建に協力した思いに関してでしたか。（「ほかに質問」の声あり）まとめたつもりでしたので、すみません。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** では一通り終わりましたので再度戻りますけれども、実は、先ほども言いましたけれども、第7次の行財政改革案、我々に案が配られました。先ほど財政課長からは、新しい中期財政計画も配付していただいていたんですが、いろんな計画が我々に来ているんです。やっぱり一貫性があるんですけれ

ども、では誰がするんですかというんです、これ。新たにまた言うんですけれども、先ほど私はフラット化の、言いましたけれども、あれからもう、室制を取ってから何年になるんですかというんです。そして122人だと思えるんですけれども減っているんです、もう完全に。そして案にはあるんです、再編する、見直しすると。令和3年から実施しますとなっているんです。前もそうなんですけれども、第6次でも。それを実施しないと誰がするんですか。課長も変わりますけれども、いろいろやっぱり、誰がするんですかと。立派なものだけをつくっても、それを実施しないとどうしようもないではないですか。だから令和3年度、まずは何からするんですかと、私が聞くのはそのことです、まず。ここに案が載っているんです、令和3年からやりますというのを。

**関 宏之総務課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総務課長関 宏之君。

**関 宏之総務課長** 行革大綱にあることであると思いますので、私から説明……（「同じこと、全部、皆同じ……」の声あり）基本的に、行財政改革大綱実施計画のほうでは、32項目ほどあるわけなんですけれども、検討については令和3年度から入っていきます。ただ、どの段階でやれるか、実施できるかとなると、そこは検討の後になるかと思います。

また、定員管理計画につきましてもお示ししていると思いますけれども、そちらのほうも既にその形でやっていますと。

フラット制についてもお話あったわけなんですけれども、フラット制を今後どうしていくかというのはかなり難しい問題であると考えております。当時は、あまりにも役職が多くなってしまって現場職員が少なくなってしまうということで、例えば主幹または係長を現場に返すということで敷いたフラット制なんですけれども、やはりフラット制というのがメリットとい

うのがまだ残っております。やはり機動力の高さというところがメリットだと思うんですけれども、このまま以前の係制に戻すとなると、それはそれでまた……（「私が質問しているのを勘違いしている。私はフラット制のそういうことは言っていない」の声あり）そうですか。それでは、フラット制についての回答は控えさせていただきます。

**1 8 番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**1 8 番（小野周一議員）** 総務課長、我々は6次の行革のやつを全部持っているんです。同じ内容なんです。だから、第7次といった場合は令和3年から移行する。その前のやつはという。だから、どこでそれを誰がするんですかと。検討、検討、検討と。大変だと思います。どこかでやっぱり改革をしていかなければ、いつまでたっても私は絵に描いた餅ではないかと思っているんです。本当に立派な言葉が書かれているんです。総合計画をはじめ、行財政改革大綱をはじめ、地域財政計画もしかり。何も返ってこないではないですか、全然。我々だって、昨日今日議員になったのではないです。あなたがたから示されたこの計画があるんです、だってここに。それを基に質問しているんです、私たちだって。だから令和3年度は取捨選択をして、まず何からやりたいという、そういうものを示していないと、財政再建なんかは本当にまた元の木阿弥になりますよ、これ。再度伺います。

**小松 孝副市長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 副市長小松 孝君。

**小松 孝副市長** 今御指摘のありました計画関係でございますけれども、まず大きな計画としましては行財政改革大綱が一つと、あと中期財政計画が大きなのところかと思っております。市全体の調整、指示については、実務的な部分は私が行っております。

具体的には、例えば山屋改善センターの廃止

の部分については、まだ結論は出せない状況ではあるんですけれども、財政課と農林課に指示して例えば補助金の返還額が幾らになるとか、実際に売却が可能かどうかという指示も行ってあります。行政改革の大きな流れとしましては、これまで民間の力の活用とか、保育所の移管とかを進めてきたわけですけれども、今年度新たに来年度からの行革の大綱をつくりましたが、その中で実際にできるものから着手していきたいと考えております。

あとそのほか財政的な部分でありますけれども、予算査定の中で細かい部分になろうかもしれませんけれども、事業を圧縮できないかとか、そういう部分で小さいものを積み上げていきたいと思っておりますし、あと行政の事務事業評価の兼ね合いになりますけれども、個別の事業を評価委員会の課長のメンバーが中心になって事務事業の見直しを一つずつ進めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** やはり今副市長が言ったように、事務事業の見直しはもちろんですけれども、やはり大綱にのせられていたとすれば、それを一つ一つ潰していくのが事務屋さんだと思うんです。我々はそれをやめろとは議会では言えません。執行部から上がってきたものに対して我々が議決するんですけれども、議会には前からこういうすばらしい計画がいろいろ示されていますから、我々だってあの大変だった新庄市の財政難を思えば、やはり誰かが首に鈴をつけていかなければ前に進めないでしょうという思いで今質問したわけでございますので、その点本当に一致団結してやってほしいなという思いであります。それに対しては、我々議会も恐らく市民のためなら協力すべきことは協力すべき、そういう思いでいると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、このたび退職をなされます職員の皆様には、本当に長い間御苦勞さまでございました。長い間、市政に対し培われた経験を辞めてからもさらなる新庄市の発展のために力を貸していただければ、本当に市民の皆様、そして我々もありがたく思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。どうも長い間御苦勞さまでございました。

これで一般質問を終わります。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時58分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 山科正仁議員の質問

**下山准一議長** 次に、山科正仁君。

（10番山科正仁議員登壇）

**10番（山科正仁議員）** 皆さんお疲れさまでございます。市民・公明クラブ議席番号10番の山科正仁です。本日4番目という大変縁起のいい番号で質問させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

辞世の言葉はなしにしまして、一問一答にて通告に沿って質問させていただきます。

まず1番ですが、県と市の連携についてという題目になります。

さきの県知事選挙がございました。現職の圧倒的な得票数で再選となったわけではありますが、その後知事会見にて、自分に不支持であった首長に対しての不快感というのを表明いたしました。当市もその中に含まれております。市民の中には、事業が白紙化になるのではないかと

か、または縮小になるのではないかと、新庄市が疎外されるのではないかと不安感を持っている方もいらっしゃると思います。

経緯を踏まえまして、当市において今後県事業の多くが予定されております。このことは市民の皆様も周知しているところであります。今後控えております県立病院移転、それから専門職大学校、仮称として東北農林専門職大学等に伴う、当市において受け入れるための様々な環境整備、これを早急に行う必要があるかと考えております。

今後当市は、県との協議、今まで以上に綿密になることが必要になると思われまます。そのことを踏まえて、推進をどのように考えているか、市長の考えを伺いたいと思います。お願いします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、県では県立新庄病院につきましては、令和5年秋の開院に向け現在工事を進めております。また、農林専門職大学につきましては、先頃県からの発表がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、開校を当初の令和5年4月から1年遅らせ、令和6年4月の開校に向けて準備を進めると伺っております。

これらの建設に当たっての環境整備として、県立新庄病院につきましては、病院付近の交差点の改良や水道及び下水道施設の移設整備など、国・県と連携しながら計画を進めております。

なお、先日2月28日には、県立新庄病院建設の安全祈願祭があり、郡内を代表して玉串奉奠をさせていただきました。

農林専門職大学につきましては、昨年7月から8市町村と農業関係団体で構成する農林業

専門職大学最上地域連携プロジェクトチームが設置され、隣地実務実習先の取りまとめや、専門職大学と連携した地域振興策などについて検討が進められており、学生の通学手段確保につきましては、既存の民間バス路線と市営バス芦沢線を含めた路線の変更について、今後協議を進めてまいります。

さらに、学生の住宅確保につきましても、県と協議しながら、空き家の活用や民間活用も含め連携を図ってまいりたいと思います。

今後も関係機関にも働きかけ、県との連携を密にし、事業を推進してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** こんなことはないと思うんですけども、先ほど申し上げました知事と良好な関係というものを今後築いていかないと、市としての疎外感も市民の方は持つてしまうということでもあります。いろんな事業に対しては進められているという点をお伺いしましたので安心しましたけれども、例えば、県立専門職大学に関しても、このカリキュラムを拝見したところ、半分以上は実習がメインであると伺いました。実習先の受入れ体制、その協議というのもう進める段階ではないのかなと。仮に1年開校が延びたといっても、1年間延びたからもうちょっとのんびりやっていいんだというような考えではなくて、いろんな意味で、例えばJAとか、あと民間、それから農産生産者との協議というものを進める段階ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** それでは、専門職大学についてでございますので、私から御説明をさせていただきます。

市長答弁にありましたように、昨年7月14

日におきまして、農林専門職大学のほうにプロジェクトチームが設立をされております。その中で、先ほどございましたように、新庄市における実務、実習先を既に決定をしております。そして、県には報告をしているという状況でございます。

また、令和2年11月24日ですけれども、オール山形農林業専門職大学応援プロジェクト会議が設置され、JAをはじめ、おのおのの立場で具体的な支援をオール山形で加速させていくというふうに確認をさせていただいているところでございます。

また、3月15日になりますけれども、専門職大学につきまして、今後の対応等会議が開催される予定となっております。

以上でございます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** ありがとうございます。かなり進んでおられるなというようなことを感じました。

質問を変えまして、県立病院の移転ということで、この前式典に市長も県知事も参加なさっておりました。この跡地に関する協議というのがちょっと空白となってきているのかなと。かなり新庄市内のスポンジ化というような言葉を使いますが、あちこちが大きな空洞ではなくて小さな空洞がいっぱいできてきているというような、空き家も考えて広がってきております。ここにきて大きく、県立病院の跡地が入って、スポンジがドーナツになるというような感じになると思います。その辺の協議というのはどこまでしたのか、お伺いします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** このことについては、積極的に協議をしなさいというようなことは担当の課には言っていないところであります。現在稼働中と

いうか、病院経営が行われているところでありますので、5年の秋に動くその前に協議が、申し込めばしていただけるのかなと。

あの土地だけではなくて、県全体の問題として今考えていただかなければいけないということでもあります。

高校の再編とか、県内で全てが行われているわけであります。そうしたときに、市内においても県立高校の統廃合などということが行われます。それに先行して、それぞれの各地域、置賜地域、村山地域、庄内地域でも統合が行われており、その統廃合が行われた学校の遊休地といえますか、その取扱いについての方向性とかということが示されておられませんので、県の土地、市町村で何かがあればどうのこうのというように申し出ていただきたいというのを、こちらから先に何するんだということはなかなか言いづらい部分もありますので、その辺はちょっと長期的に考える必要があるかと思っております。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** ぜひ、先ほど来言っておりますけれども、イニシアチブをどちらが取るかという点で、早め早めに情報収集をしていただければ、判断もつきやすいと思いますので、よろしく進めていただきたいと思います。

2番目としまして質問させていただきます。

午前中、先輩議員の小嶋議員からも質問がありました。コロナワクチンに関することです。コロナ禍の収束に向けて、第一歩として、国の施策でありますワクチン接種というのがいよいよ始まることになりました。

この接種事業の大きな役割分担としては、国としては必要な財源措置を行うと。そして、厚生労働大臣の指示の下に県は広域観点から調整をします。そして市町村が前面に出て、主体となって接種事務を実施するということになって

おります。

そこで、市として最前線を行う。これは市民の方々の不安、これを最大限抑えて接種体制にすることが最優先と考えます。当市における接種体制というのはどのような点に留意して、現在計画しているか。

これは、先ほど言いました小嶋議員が質問されたことと重複するかと思いますが、よろしくお願いたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** ワクチン接種における市民の不安を抑えた接種体制の計画についての御質問ですが、今回のワクチン接種は、本人の同意があった場合のみ接種する任意接種となっております。接種をためらう大きな理由として、副反応への不安があると思われまので、国からの情報や、先行して実施される医療従事者への接種における副反応の発生情報を、市のホームページや市報、全戸配布のチラシ及び新聞折り込みなどにより、随時提供してまいりたいと考えております。

接種による有効性と副反応によるリスクが比較でき、各自が接種の可否を判断できるようにしてまいりたいと思っております。

なお、基礎疾患のある方や妊娠中の方の接種につきましては、事前にかかりつけ医と御相談いただくようお願いする予定としております。また、安心して接種していただけるよう、集団接種の会場ではアナフィラキシーショックなどの急激なアレルギー症状の発現に備えるため、接種後30分程度の健康観察の時間を設け、被接種者の急変に即時に対応できる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** ありがとうございます。

これからがと始まっていくという事業だと思います。

ちょっと細かい質問をさせていただきますが、午前中に質問が出なかった点を選んでおりますが、集団接種と個別接種という2通りの併用ということ伺いました。これは、例えば個別接種にも対応できない完全な歩行困難者、高齢者の方、自宅から出られないという方もいらっしゃるかと思いますが、その辺に対する訪問接種とかの検討はいかがかという点と、あと、V-SYSによって配分されたワクチン、これを例えばその日のうちに消化できなかった。例えば接種者が少なかったという場合、ワクチンが余ってしまうわけなんです、その辺の保存も考えた使用方法というのはどのように体制を整えているのかというのを、2点、まずお伺いしたいと思います。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** まず、集団接種、個別接種のほうに行けない方への対応ということかと思えます。どちらも御自宅以外のところで接種しますので、御自宅で在宅医療をしている方、あるいは高齢者施設のほうに入所してなかなか私ども、市のほうで接種を予定しております個別医療機関、文化会館の集団接種のほうに伺えない方については、やはり選択肢としては訪問接種するしかないのかなと考えているところです。高齢者施設等につきましては、それぞれの施設で嘱託医、担当する医師をお願いしている施設もございしますので、そういった嘱託医の方がおられる施設につきましては嘱託医の方にワクチン接種をしていただき、施設によっては担当の医師がいないところは、やはり訪問して、医師が接種するしかないかと考えております。

現在、午前中小嶋議員に申し上げた部分で、全体的な接種の調整を医師会で行っているところです。その中で、ただいまお話ししました訪

問接種についても、結果としては医師会にお願いするしかありませんので、そちらも含めて、今調整中というような状況となっております。

ただ、医師会からは全面的に協力するというお話をいただいておりますので、方向性としてはそのような形で、在宅なり施設なり、入所している方で、先ほど申し上げました嘱託医等ない方、あるいは在宅で出られない方については、基本的には訪問接種で接種を行っていきたいと考えております。

あと、2点目。ワクチンの有効的な活用という部分かと思えます。今、私ども国から来ている通知では、1アンプルといいますか、1バイアル5回まで接種可能という形で聞いておるところです。そうしますと、1日当たり5の倍数の方がそれぞれの医療機関、集団接種を予約していただいて、その5の倍数の方が確実に予約どおり来ていただければ一番効率的、効果的な接種ができるのかなと考えておるんですが、やはり状況によっては余ってしまうといいますか、その日使い切れなかったという部分が必ずロスが生じてくるかなと思っておるところです。そのロスが生じないやり方については、これから国のほうでお示するという形ではお聞きしているんですが、まだ現在、そのやり方といいますか、手法といいますか、仮にロスが出た場合の処置なり、ペナルティーまではいかないかと思えますけれども、そこら辺の取扱いについて、まだ国から示されておりませんので、そこところは今後確認していきたいと思っておりますが、先行してある程度もう実施計画を策定している自治体の情報では、自治体ごとによってロスが出ないように、緊急的に予約がない方でも、その招集というか、その日に接種可能な方を急遽集めてロスが出ないようにするという方法を考えている自治体もございましたので、そこら辺のやり方については、国のほうで市町村

の裁量に任せるということであれば、貴重なワクチンでございますので、極力ロスが出ないように、具体的なやり方については今後ちょっと検討、調整していきたいと考えているところでございます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** ありがとうございます。

この前、新聞だったと思うんですが、今おっしゃった残薬というか、余りのワクチンを消化よくするための方法として、複数市町村の共同接種という手法があるということが載っていました。これはどういうことかといいますと、通常、住民票がないとその地域で接種を受けられないという大前提はあるんですが、この複数市町村の共同接種という手法を使って、住民票がなくても、例えば最上町の人が新庄に買物に来た帰りに接種していくということも可能なことできるんだよというような、それに取り組んでいるところもあるよというようなことが書いていました。その辺の取組の検討というのはどのように、考えていければ伺いたいと思えます。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 現段階ではその段階までの検討には至っていないところでございます。基本的に、新庄市以外に住民登録なさっている方の接種につきましては、新庄市にお勤めになっている、例えば高齢者福祉施設にお勤めになっている、あとは高齢者福祉施設に新庄市に住民登録をしていない方が入所しているとか、いろいろなケースがございますので、そういった場合については、基本的には効率的な接種の観点から、新庄市に住民登録がなくても接種することは可能であるという形で、国からも連絡、指示、指導をいただいておりますので、そういった部分では、必ず新庄市に住所がなければできないということではありませんけれども、今議

員がおっしゃった、買物に来たついでにという  
ような形まではちょっとまだそういった考えは、  
今のところまだそこまで至っていないというよ  
うな形でございます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** まだまだ手探りとい  
うか、スタートラインに立って、今入念な準備を  
している段階かなと思いますので、細かいこと  
はあまり言いませんけれども、基本的な質問と  
いうか、現時点でも考えているというか、実行  
しているんでしょうけれども、スタッフ関係の  
人員確保というのは十分足りておりますか。足  
りそうですか。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 準備に当たっての人員と、実  
際の接種が始まった場合の人員と、2通りの人  
員確保という部分があるかと思えますけれども、  
準備に当たりましては、現在、1月14日に接種  
対策室を設置しまして、対策室には10人の職員  
を、併任事例も含めて配置しておりますので、  
その10人で、今4月以降の接種に向けて準備を  
進めているということで、そちらのほうは順調  
にといいますか、円滑に進められるように努力  
しているところでございます。

あと、実際に接種が始まりますと、午前中の  
小嶋議員の質問の際にもお答えした部分はある  
んですけれども、個別に言いますと、コールセ  
ンターは民間事業者に委託しますので、そちら  
の直接的な人員は考えていないところです。あ  
と、個別接種の場合ですと、それぞれの医療機  
関にお願いいたしますので、そちらのほうも医療機  
関で抱えている医師、看護師、事務員の方で対  
応していただければと思っております。

直接的に人員確保が必要となってくるのは、  
集団接種会場における人員ということで捉えて  
おります。集団接種に当たりましては、医師は

医師会のほうにお願いしているところでござい  
ます。その他看護師、受付等の事務、そういつ  
た部分については、これから人員確保しなければ  
ならないかと思っておりますが、受付等々につ  
いては、市の職員の動員体制ということも視野  
に入れておりますのでそちらはクリアできる  
のかなと思っておりますが、集団接種におけ  
ます看護師の確保について、基本的には集団接  
種に協力していただける医師の方が、御自分の  
医療機関から看護師の方の協力をいただいて、  
一緒に集団接種をしていただければいいのかな  
と、ちょっと当初は考えていたんですが、なか  
なかそのところが今ネックとなっております。  
ちょっと看護師を確保しなければならない  
状況になっておるところです。

ただ、県の看護協会とか関係機関にも今御相  
談申し上げておりますので、何とか確保しなけ  
れば集団接種できませんので、確保して、集団  
接種のほうに向かっていきたいと考えていると  
ころでございます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** 分かりました。ぜひ一  
般ボランティアの募集をかけられるのであれば、  
市民の方でも協力したいという方は多々いらっ  
しゃると思いますし、我々議員でもやれと言わ  
れればやりますので、私はやりますので、お声  
がけください。

あと、さっき言ったように手探りの状態です  
のであとは申し上げませんが、一生懸命頑張っ  
ていただいて、よろしくよい方向に向かうよう  
にお願いしたいと思います。

最後になりますが、3番ですが、このコロナ  
禍の中で、教育現場において教職員の方々は非  
常に大きな努力をなさってくださいしています。  
教育カリキュラムの遅れはあまりないと聞いて  
おりますが、これは各行事を削減したり、見直  
したり、学習内容の精査、これを行ってきた結

果であろうと思います。

今、教育現場でクローズアップされてきております、何らかの特異というか、発達障害等がある児童生徒が非常に多いという割合を示していることがあります。これが、教育時間が遅れたり、あと職員の負担になっているということは把握していらっしゃると思いますが、そのことについて、教育現場、教職員との改善に向けた協議の取組、その状況を伺いたいと思います。

あわせて、ICT化です。この推進がいよいよ教育現場にも導入されまして、国政においてもGIGAスクール構想として強力に推し進めております。最終的には全学年、全児童生徒に対して、タブレットの貸与というのが行われて、本格的な運用が始まるんだと思いますが、これがより効果的でより最適な運用方法、これを学校側と現時点でどのような協議を進めていらっしゃるか、それを伺いたいと思います。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** 初めに、発達障害など学校における特別な配慮を要する児童生徒への対応についての御質問にお答えいたします。

市内各校の通常学級や特別支援学級には、障害または疑いがある児童生徒が複数在籍し、一部学習に集中できないなど、本人が困り感を感じている場合があります。特別支援教育の推進は本市においても課題の一つと捉えており、教育長訪問で教室の様子を参観し、支援の在り方などについて話をしております。

学校においては、推進役となる特別支援教育コーディネーターが中心となって、担任や学年所属の職員、管理職、養護教諭などがチームで個に応じた目標や支援計画を立て対応しております。

また、教育委員会では、前項の特別支援教育コーディネーターなどを対象とした研修会を複

数回実施して各校の状況を確認し、効果的な対応について学んでいます。

平成26年度から実施している全校への巡回相談では、特別支援教育の専門家に児童生徒の参観と教職員の指導をしていただいております、教育委員会の職員も同行することで、課題と対策を共有しております。

発達障害などの理由で学習や集団行動において困り感を感じている児童生徒の支援については、早期に保護者と学校がお子さんの状況を共有し、よりよい成長のために一緒に考えていくことが大切です。場合によっては、発達検査を行ったり、医療等専門的な指導を受けたりすることで改善につながることもあり、教育委員会でも必要に応じてケース会、保護者面談、発達検査などの支援を行っております。

今後も一人一人に寄り添いながら、児童生徒を支えてまいります。

次に、GIGAスクール構想における学校でのICT活用についての御質問にお答えします。

児童生徒用のタブレットにつきましては、小学校6年、中学校3年生の納品を優先して進め、一部を除き優先学年も含む全学年の納品が2月中に完了しており、残りについても3月中の納品完了を予定しております。

また、校内LANの増強、更新工事につきましては、小学校4校、中学校3校、義務教育学校1校を対象に行っており、普通教室のほか特別教室、教科教室、多目的教室及び体育館を範囲とし、3月中旬までに完成予定としております。

さらに、このように急速に進む学校ICT化の現状を踏まえ、学校現場における負担軽減のため、人的支援と今後の効果的かつ効果的な活用に向け、国庫補助に市独自の上乗せ分を加えてGIGAスクールサポーターを配置し、端末の動作確認や校内LANとの接続設定、利用マニュアルやセキュリティーポリシーの作成、教

員研修や事業支援などを行っております。

授業での活用については、現在、教科担当や学年担当でどのような使い方が考えられるのか検討しておりますが、今後はICT担当の教職員を中心に校内での研修を進めながら、できるところから授業に導入してまいります。

先日の校長会で、1日1回5分でもいいので、必ず使う場面をつくること、道具として気軽に使っていくことで、児童生徒、教職員に一日も早く慣れさせていきたいとお願いしたところです。

また、教育長訪問で、日常的にICTを活用するための準備について必要なことがあれば、情報を提供してもらおうよう依頼をしました。

今後もICTを使った主体的で対話的な学びや個別指導の在り方、コロナ禍における活用の在り方、万一臨時休業になった場合の学習保障などについて話題にしなが、具体的な運用に向けた準備を進めてまいります。

以上であります。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** 御答弁ありがとうございます。

まずはこの発達障害に関する再質問となりますが、今現在、新庄市では、幼保小ということ、幼児期からの障害が見受けられるというか、多動な子に対するいろんな支援というか、相談を承っているんだと思います。これがうまく、その情報が進学先の小学校までに伝わるという仕組みをうまくつくっていらっしゃるのかと思いますが、いろんな、在籍が変更したり、あと通院がある、何かを服薬しているとか、合理的な配慮が必要だというふうな児童生徒、子供に対する情報を、うまく教育委員会を通して学校に伝わっているのかと。というのは、学校側ではなかなかそれがうまく伝わってなくて、学校に入学して初めて、この子にはちょっとある

のかなということに気づくという例が多々あると聞いておりますが、その点、いかがでしょうか。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** では、幼保小連携と、その後の学校との教育委員会との共有ということでお答えさせていただきます。

幼保小の連携につきましては、大学の専門家の方に全ての幼児教育機関を回らせていただきまして、そこで教育委員会でもそのところに同席しまして共有しております。その中で、就学時検診というのがございまして、小学校入学前ですが、その際に保護者との面談を行ったり、学校に情報提供を全てしております。

また、仮に検査等が必要で、その形で支援が有効であると判断した場合には、教育委員会が全ての保護者の方と面談をいたしまして、大体昨年ですと20名を超える方に検査をしておりますが、全て教育委員会で行っておりますので、その際も、学校のほうには丁寧に情報は提供しているつもりでございます。

ただ、小学校に入ってから、ちょっと人数が変わったり、様々な不適應を見せるお子さんももしかしたらいるのかもしれないので、そういう意味では、小学校に入ってから情報がよく伝わっていないとも思われている方がいらっしゃったとすれば、今後気をつけてまいりたいと思っております。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** ぜひ、この前、ちょっとそういう話をする機会がありまして。発達障害とかがある子供、完治っていうか治させるためには、少しでも早い時期に発見して、少しでも早く、結構薬でも治ると、改善していくというようなことでありまして、例えば高学年になってしまうと、自分の自我が起きてきて、自我

が発達した段階ではなかなか元に戻すのが大変だということで、早い段階での発見というか、気づきがあって、それを親御さんにも納得してもらおうと。一番難しいのは親御さんが認めないと一番難しいんでしょうけれども、その辺もしっかり説明していくという体制が必要だと聞いています。それに応じてK-ABCという、御存じだと思うんですけども、心理学的な検査員というか、そういう資格があるかと思えます。その辺ちょっと詳しく私も存じていないのですが、もしK-ABCに関しての情報がございましたらよろしくお願ひします。

**高橋昭一** 学校教育課長 議長、高橋昭一。

**下山准一** 議長 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一** 学校教育課長 先ほどの質問とも関連いたしまして、早期の対応ということで、幼児期からの面談を行ったり検査をしているケースがございます。その検査の一つとしてK-ABC IIというのがございます。認知能力と、それから学校ですので、今後学校に入った場合に学力の基礎となるその習得度を測定できるものでありますので、そのお子さんの実態が分かる一つの道具ということになります。

実際は検査者といひますか、行う方も資格が必要ですので、なかなかの対象者が多くて今困っているところはあるんですが、できるだけ教育委員会でも協力しながら検査を行っているところがございます。

以上でございます。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一** 議長 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** ありがとうございます。K-ABC IIというのは、今課長がおっしゃったように検査資格なんですけど、先ほど私が言ったように、早めに気づくためにこの資格者というのが必要だと考えております。実際、教育現場においても、この資格を自費で取られている方がいらっしやいますし、やる気のあるという

か、そのような方面にしっかりと自分のスキルを磨きたいという前向きな教員だと思うんですが、そのように自分で自費で受けて自費で取得して、国家資格ではないので、そんなに、お金を払えば取れるかもしれないんですけども、結局自費で払って、交通費をかけて、東京でしかやっていないという資格なものですから、結局宿泊したり、かなりのお金がかかりますよという話でした。

今後、そのような発達障害等がある児童に対応するために、やっぱり個別指導員、個別支援員ですか、その増員というのが一番効果的だと思うんです。プラス、その個別指導員の方にもK-ABC IIという資格を取っていただけるような財政支援というの、教育委員会としていくのが一つの方策ではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**高橋昭一** 学校教育課長 議長、高橋昭一。

**下山准一** 議長 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一** 学校教育課長 K-ABC II等の検査の資格ということで、議員おっしゃるとおり、関東のほうに出向いて講習を受けまして、その際に講習料も実際にかかっているのは承知しております。

実際、新庄市内でも、大体8名ぐらいしか検査ができる方がいないということで、11校でもっとたくさんの検査者が増えるともっと助かるなと思っておりますし、大体検査者も、例えば担任を持っているとなかなか時間もなくておりますので、いろいろな方に資格を取っていただきたいという思いがございます。

先ほどの補助につきましては検討をしてみたいと思ひます。新庄市の職員だけではなくて、学校の異動等もございまして、そういうことも併せまして、個別学習指導員等で、例えば検査の資格を持っている方を雇用するとか、今教育委員会では1人の相談員、検査者を雇用しておりますが、そういう相談員の中で1人検

査者をやっていただいておりますが、いろいろな形で検査者を増やすように検討してまいりたいと思っております。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** 繰り返しになりますが、やっぱり早めに発見して、気づいてあげて、その子供のためにもなるし、学習の進行、それから学校との何というんでしょう、運営の方法にも響いてくることですので、なるべく早急な検討をお願いしたいと思います。

次に、ICT化についてですが、いろんな研修をやりながらいろんな効果を、これからということを目指していかなければならないという事業だと思います。

これは、今学校でのWi-Fiネット環境の整備というのが進んでおりますけれども、どういう方向性が一番いいかというような一番の理想論を言わせてもらいますと、やはり、例えば学校で学習した内容をデータ化して、それでうちに帰って復習ができると。結局、ネット環境が家庭のほうでも整っている、学校でももちろん整っているという条件が一番望ましいのであって、タブレットに関しても、学校でも使って、学校からの持ち出し禁止であれば、自前の家庭のタブレットもしくはパソコンを使ってデータでやり取りして、常に学習に携われるというふうな環境をつくるのが一番理想的だと思うんですが、やはり各家庭の状況によってはネット環境が整っていない、パソコンを持っていないと、もしくは兄弟がいっぱいいるんだけどパソコンが1台しかないという場合は、やはり効率的にできないということになるかと思えます。各家庭におけるネット環境の整備、パソコンに関しては貸してもいいでしょうし、予算がつくのであれば1台ずつ購入費を補助するとか、そういう方向もあると思うんですが、その検討というのは、このGIGAスクール構想と一緒

に並行して練っていかなければならないというふうな事項だと思いますが、どうお考えでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 今、議員がおっしゃった、もしかすると議員独自のタブレットの使い方の発想のかなというふうにも受け取らせていただいたんですが、そのような形で、基本的にはタブレットにつきましては、学校の教材備品となりますので、基本的には学校に置いておくべきものと考えております。そのために、充電をする保管庫なども整備しているような状況でございます。

ただし、先ほど議員がおっしゃったようないろんな使い方があるであろうと。ではその考え方は学校によって、こんな使い方をしてみたいとか、あんな使い方をしてみたいとかといういろんな発想がございます。

例えて言うならば家庭学習、いわゆる宿題を、そのタブレットを家に持っていかせて、そのタブレットを使って宿題をさせるとかといった、学校によってそれぞれのいろんな発想がございます。それぞれの学校の判断で様々な使い方をしていいのかなというふうには私どもは考えております。

それに伴って、各家庭でのネット環境の整備はどうするのかといったお話だったと思うんですが、基本的には各家庭におきますネット環境の整備につきましては、基本的には各家庭にお願いしていくべきものであるのかなと考えています。ただし、昨年春の休校のような、ああいう非常事態の場合には、学校のスタンスとして遠隔授業もしなければならぬといった場合には、その措置ももしかするとしなければならぬのかもしれない。ただ、この件につきまして

は、前にもお話をさせていただいておりますが、もしネット環境がないお子さんについては、学校に直接来ていただいて密にならないような形でそのタブレットを使って遠隔授業を聞いていただくというふうなことで、これまでも考えておりますし、現在もそのようなスタンスでおりますので御理解をいただければと考えております。

以上です。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** 以前もお伺いしましたが、南陽市、他市の取組を紹介しますと、無料でタブレットを貸与していますよというような事例もあります。予算的なものもあるんでしょうけれども。国の「令和の日本型学校教育」の構築を目指してという、これは令和3年1月26日付の答申なんですけど、この中に今回のGIGAスクールに関する予算の方向性というか、これが載っているんです。

これは別に足元をすくうみたいな感じではないんですけども、この内容ですと、時間がないので後で御覧になっていただければいいんですけども、これは文科省のGIGAスクール構想の予算というのは、児童生徒が貸与されたタブレットを自宅に持ち帰って学習に活用することを前提とする予算というふうに答申されているんです。

ということは、これを鑑みて考えれば、きちんと地方自治体においては、国からの予算でもって各家庭でも使えるような環境を整えることが必要だというふうに私は判断したんです。ということは、各家庭でやってくださいという今の御答弁は、若干相違があるのかなと思うんですけどいかがでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也

君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 基本的に、タブレットを自宅に持って帰って、例えば家庭学習とかそういうものをするというところについては、恐らくネット環境は必要になってこないのかなと考えております。ネット環境が必要になってくるのは、それを使ってインターネットを通して何かをする場合。とすると、例えば遠隔授業とかという形になってくると思いますので、そのような想定で私どもは判断しているところでございます。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** ちょっと見解の違いのかなと思いますけれども。ということは、紙ではなくてタブレットで、紙で例えば自分のノートタブレットにしてうちへ持ち帰って勉強しなさいよという考えであって、ネットは関係ないよということかなと今捉えましたが、どっちにしろ今の状況ですと、どんな問題もやはりネットを使ってタブレットを使うというのが常識なはずなんです。今後、GIGAスクール構想ということ自体がそうではないよと言われれば、ただ単にペーパーレスするためだという考えであればいいんですけども、基本的には子供の教育能力を向上させるためにうまくこのタブレットを使って、ネット環境を使って情報をたくさん子供たちに与えて、学習環境を整えてやりましょうねという考えだと思いますので、その辺はやはりそのような方向でいくのが自然かなと思います。

確かに、今おっしゃったように、今現在すぐ、では各家庭全てにネット環境を整えるような補助金を出せとか、そういうようなこともすぐ予算化するなんて言っているわけではなくて、方向性としてそのように持っていつてもらいたいなどは思っておりますのでよろしく願います。

最後になりますけれども、退職なされる各職員の方々、今まで大変お疲れさまでございました。さきの議員の方々もおっしゃっていましたが、今後もいろんな御指導、御鞭撻というのは承りたいと思いますので、よろしくお願いたします。お疲れさまでした。

以上で私の一般質問を終わります。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後2時58分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 高橋富美子議員の質問

**下山准一議長** 次に、高橋富美子さん。

(17番高橋富美子議員登壇)

**17番(高橋富美子議員)** 市民・公明クラブの高橋富美子でございます。

本日最後の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

東日本大震災から間もなく10年を迎えようとしております。先月13日深夜に東北地方を襲った地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

地震から数日後、次のような新聞記事を目にしました。これは県自主防災アドバイザーの方の記事だったと思います。積雪や低温などにより、冬場の災害発生時には、避難や備蓄の面で特有の備えが必要になる。暖の確保や情報収集に役立つものとして挙げるのが車。新型コロナウイルスの感染リスクが低いことも利点の一つだという。コロナ禍の中にあるが、コロナを必要以上に恐れ、避難しないという判断は避けて

ほしい。また、自治体が定期的に行う防災訓練については、冬期を想定したケースの実施も必要だとの提言もありました。自助・共助・公助とありますが、災害対策の基本は自助であり、いつ、どこで、どんな災害に巻き込まれるか分かりません。予期せぬ大災害を常に心を構えていくことが大事であり、地域の避難訓練の在り方、そして不測の事態に備えて避難訓練の継続は大変重要であると認識を深くしたところです。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目に、ゼロカーボンシティ宣言についてお伺いいたします。

環境省は、2050年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素など実質ゼロにすることを目指す旨を、市長自らか、または地方自治体として公表された自治体をゼロカーボンシティとしており、本年2月22日時点では、275の自治体となりました。このゼロカーボンシティが急増した背景には、近年、気象災害が頻発し、今まで経験したことのない記録的な大雨による水害など、地球温暖化の影響による危機意識の共有にあると指摘されております。

また、省エネルギー家電や再生可能エネルギーの普及拡大と、国の脱炭素に向けた自治体を後押しする動きがその成果に現れているとも言われております。SDGsの推進においても、このゼロカーボンシティの脱炭素社会へ向けて資源循環や新たな交通網の整備など、新庄市の将来像に関わる課題と捉えております。

第4次新庄市環境基本計画策定中だと思いますが、住みよい環境を形に新庄市の実現に向けて、ゼロカーボンシティ宣言を行ってはどうかお伺いいたします。

2点目に、子宮頸がんワクチン予防接種についてお伺いいたします。

子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんです。子宮頸がんは若

い世代の女性のがんで多くを占めるがんです。女性にとって命に関わる疾患であり、日本では毎年約1万人が罹患し、約3,000人が亡くなっています。20歳代から増え始め、30代までにながんの治療で子宮を失ってしまう人も、毎年約1,200人いると言われています。

子宮頸がんのほとんどがヒトパピローマウイルスHPVというウイルスの感染で生じます。早期に発見し、手術などの治療を受ければ、多くの場合命を落とさず直すことができる病気です。

子宮頸がんに対して私たちができることは、HPVワクチンの接種と、子宮頸がん検診の2つです。HPVワクチンの定期接種の対象者は、小学校6年生から高校1年生相当の女の子です。対象者には公費により接種を受けることができます。しかし、HPVワクチンの積極的勧奨差し控えから7年が経過し、ワクチンの存在自体を知らない対象者が増えたことから、厚生労働省でも、その周知の必要性が議論されるようになり、昨年10月9日、厚生労働省は、定期接種対象者やその保護者に対して個別に情報提供をよう求める通知を発出し、市町村に定期接種対象者への情報提供に向けた具体的な対応を示しました。

11月下旬になりますが、私も担当課の方に確認をしましたが、本市においては検討中とのことでありました。厚生労働省の通知を受け、全国の多くの自治体で対象者に対する個別通知が実施されました。情報提供に感謝する声や、実際に接種に動く対象者も、これまでになく多かつたとのことでした。また、本年1月にも、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について、再依頼の通知があったようですが、個別通知の実施について本市の今後の取組についてお伺いいたします。

3点目に、防犯カメラの設置についてお伺いいたします。

新庄市防犯カメラ設置及び運用に関する規定の定義に、「防犯カメラ」とは犯罪の防止を目的として、公共施設、道路、公園、駐車場等不特定多数の者が利用する場所を継続的に撮影しているカメラ及び画像記録を行う装置をいうとあります。現在防犯カメラは7台設置されていると伺いましたが、防犯の観点から、また、市民アンケート調査からも、より防犯、治安対策のニーズが高まっていることから、防犯カメラの増設が必要と考えますがいかがでしょうか。

最後になります。4点目に、自転車損害賠償責任保険等への加入についてお伺いいたします。

山形県自転車の安全で適正な利用の推進に関する条例が令和元年12月に制定されたことに基づいて、令和2年7月1日から自転車を利用する方の自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられました。

自転車についての本県の状況ですが、1世帯当たりの平均保有台数は1.53台で全国2位、自転車保有世帯の割合は77.9%で全国3位になっておりますが、それに対して自転車保険への加入率は21.9%で、全国ワースト2位、これは平成30年度の調査ですが、低い状況となっております。

近年、自転車事故による被害や高額賠償事例が多く発生しております。条例とともに、自転車損害賠償責任保険等への加入について、本市としてどのように啓発し、加入促進されるのかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、ゼロカーボンシティ宣言の取組についてであります。近年、世界的に地球温暖化が原因と見られる異常気象による災害が増加し

ております。世界では、地球温暖化解決のための国際会議が開催され、2015年に合意されたパリ協定において、産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えられるよう努力するとの目標が掲げられました。

2018年には、国際的な専門家で組織される政府間パネルによる特別報告書において、この目標を達成するためには2050年までに温室効果ガスの中心となる二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

このような世界的な動きを受け、国では、2019年パリ協定に基づく長期戦略を策定し、2050年度をめどに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、全国の地方自治体に対しても同様の取組を目指すゼロカーボンシティ宣言を呼びかけております。県内自治体においては、昨年1月の東根市による宣言に始まり、山形県も含め、現在10の自治体が宣言を行っております。

本市におけるゼロカーボンについての考え方でございますが、宣言を行うことは、実効性のある取組を担保していく必要があると考えております。本市における地球温暖化に対する取組としては、ごみの減量化、再資源化の推進、また、市の事務事業を対象とする地球温暖化対策実行計画の下、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の把握、省エネに取り組んできているほか、地域の事業者の有識者で構成される地球温暖化対策協議会を設置し、啓発活動を行ってまいりました。

第4次環境基本計画においても、地球温暖化の防止に向けた脱炭素化社会の構築を施策に掲げ、啓発活動の強化や事業所における省エネ診断の推奨などにも新たに取り組むこととしております。まずは、これまで取り組んできた内容を精査し、より丁寧かつ市民や事業者の方々にも見える形で取り組んでいくことで、多くの賛同を得ながらゼロカーボンシティの宣言につい

て検討してまいりたいと考えております。

今、世界的な動きの中で、電気自動車化がしているわけでありますけれども、トヨタ自動車の社長はそこに警鐘を鳴らしていると。電気自動車の電源をどこから取るのかというようなことであります。ヨーロッパでは、フランスが原発を50基ほど持っていますので、ヨーロッパに電気を全部供給できると。日本の場合は、やはり原発から自然エネルギー、あるいは水力、火力といったものに頼らざるを得ないと。

例えば、酒田市においては酒田火力発電所があるということで、それを閉鎖することはできないと。それに代わるエネルギー代替策のめどが立たないときには、なかなか難しいということがございました。

また、新庄市においてもバイオマス発電を行っているわけでありますけれども、バイオマス発電は論理上はゼロカーボンになるという。それは何といても切り倒した木のそれを育成すると、補苗すると。それが成立して初めて、切った分だけそれが植栽され、大きくなって、CO<sub>2</sub>を吸うんだという、その1対1の関係が作り上げられないと、本市においてもバイオマス発電において、現状にしてはまだ補苗制度が行われたばかりということで、それが植栽されて山の中に確認されるということも、大きな宣言の担保として取っていく必要があるだろうというようなことであります。

いずれにしましても、ゼロカーボンシティ宣言はタイミングを見て、啓蒙活動の一つとして図りたいと考えておりますので、ぜひ御理解のほどお願いしたいと思います。

次に、子宮頸がんワクチンの予防接種に関する質問ですが、平成25年度に国において、子宮頸がんワクチンの接種後に、因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、副反応の発生が明らかになり、ワクチンの安全性を確認できるまで定期接種を積極的に勧

奨すべきでないとされております。

これを受けまして、本市におきましても、平成26年度以降は対象者への個別勧奨は実施していません。しかし、令和2年10月及び令和3年1月に、国から、市町村は接種の積極的な勧奨とならないよう留意して対象者への周知を行うとともに、接種の機会を確保するよう勧告が出されましたので、本市におきましても、勧告の内容に従い、来年度から定期接種の対象者全員に対し個別に通知する予定としております。

子宮頸がんワクチンにつきましては、世界的に非常に有効であるというような形で各国で進められておるわけですけれども、日本においては複数の方、2名ほどですか、そういう副作用が出たということで、ゼロにならなければというような日本の体質があったのかなと思っております。議員おっしゃるとおり、1万人が罹患し3,000人も亡くなるというようなことからいきますと、この子宮頸がんワクチンの予防接種は非常に効果が高いと私自身も思っております。

また、ワクチンを打つに際しては全額国庫負担であるということも申し添えて、担当、その対象者に個別通知を、勧奨という形ではなくお知らせという形で通知を出したいと思っております。

次に、防犯カメラの設置についてであります。市で町中に設置しております防犯カメラにつきましては、平成25年度にゆめりあと駅前五差路への設置をはじめ、平成28年度から令和元年度まで、主要な幹線道路へと毎年1基増設し、令和2年度末では7台の設置となっております。

防犯カメラを設置することは、犯罪や事件を未然に防止し、万が一犯罪、事件が発生した場合において速やかに検挙につながるケースが多く、2次被害の防止に寄与しております。

御質問のとおり、市民の皆様の防犯、治安対策への関心が高まっている状況も認識しております。今後の計画としましては、令和3年度に

1基増設することとしており、さらに増設することにつきましても検討を行っており、機種を選定や設置場所の調査などを実施し、庁内協議を行うとともに、防犯の観点から警察署の御意見もいただきながら進めてまいります。

次に、山形県自転車の安全で適正な利用の推進に関する条例に基づく自転車損害賠償責任保険加入義務化についてお答えさせていただきます。

近年、全国的に、自転車による交通事故で加害者となった場合、高額賠償請求が命じられる事例が多く発生しており、賠償責任については、未成年といえども免れることはできないもので、自転車損害賠償責任保険等に加入していなければ解決できない実態があります。

このような自転車事故による被害者保護と損害賠償責任を負った場合の経済的な負担軽減のため、山形県において令和2年7月1日より県条例が施行され、自転車損害賠償責任保険加入が義務化されました。

本市におきましては、チラシの配布、ポスター掲示、ホームページに掲載するなどによる啓発と、本市の交通指導専門員が開催する交通安全教室におきまして、小学生、高齢者の方を中心に直接啓発を行っております。

今後も関係機関と連携し、啓発活動を行いながら、加入義務化について周知してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**17番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番（高橋富美子議員）** 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ゼロカーボンシティについてですが、私が思うには、宣言を表明することで、市民や地域事業所といった市内で行動する方のより一層の意識の向上と実質的な行動の動機づけとな

り得るのではないかという思いから質問をいたしました。

先ほど市長から答弁いただきましたように、いろんな取組をする中でというお話がありましたので、さらなる御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、2点目の子宮頸がんワクチン予防接種についてということで、来年度から個別通知をしていただくというお話を伺ひまして、本当にほっとしました。まだなかなか、幾らそのように発出されても、取組のできていない市町村も多々あります。その中で新庄市がこうやって今後取り組むというお話を受けて、本当にうれしく思ひました。

その中で、ちょっと具体的にもう一度あれですけれども、この10月9日付のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者への周知に関する具体的な対応等についての通知によれば、HPVワクチンに係る情報提供の目的について、先ほどありました公費によって接種できるワクチンの一つとしてヒトパピローマウイルスワクチンがあるということについて知っていただくとともに、この接種について検討、判断するためのワクチンの有効性、安全性に関する情報等や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報等を対象者に届けることを目的とする。市町村は予防接種法施行令第6条の規定により、対象者への周知を行うこと、周知方法については、やむを得ない場合を除き、新リーフレット等の案内を個別通知とすることで、接種をお勧めしますなど個別送付することで、定期接種の積極的な勧奨となるような内容を含まないよう留意すること、対象者ができる限り漏れなく情報に接することができるように、毎年一定の年齢の対象者に情報提供資材を送付する場合には、当市は当該年齢よりも上の対象者にも送付する等の工夫をすることが望ましい。情報提供に当たっては、改定後の新リーフレット

トを用ひ、改定前のリーフレットは使用しないこと等があります。本当に周知徹底されるというお話ですけれども、再度確認ですが、小学校6年生から高校1年生まで全対象者、保護者の方に個別通知をしてくださると捉えてよろしいのでしょうか。お願ひします。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 子宮頸がんワクチンの接種の対象者への周知でございますが、今議員からお話ありました対象となっております12歳から16歳の方、現在600人程度ということで捉えて見込んでおりますけれども、その600人の方とその保護者の方へ、10月9日の国の通知に基づいて毎年情報提供、通知を行っていきたいと考えているところです。

具体的な通知の内容については、今議員が10月9日に国で示したものをおっしゃっていただきましたので、公費で接種できること、接種の検討、判断するための情報提供、接種を希望した場合に留意すべき必要な情報を国のリーフレットを活用しながら情報提供、個別に通知したいと考えておるところですのでよろしくお願ひいたします。

**17番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん。

**17番(高橋富美子議員)** このワクチンについて、私も何人かの方に話を聞くことができたんですが、本当にこの7年間推奨がされなかったということで、定期接種であることも知りませんでしたと。やっぱりそういう情報があるのなら、自分も女子の子供を持っているということで、本当に情報はありがたい。また、あるおばあちゃんでしたけれども、やっぱりお孫さんのことを考えると、数年前に副反応が取り上げられて、テレビの映像がとてもショックで怖かったというふうな声もありました。やはり確かな情報提供は必要であると感じます。

その中で、でも、今課長からも、全ての600名の方にということを聞いて、本当に安心しました。ただ、ほかの市町村によると、通知を毎年何度も出されるということは、勸奨に当たるのではないかとということで注意をされている自治体もありましたので、その辺のところの配慮をお願いしたいと思います。

あと、高校1年生に限っては、本当にこれは6か月の中で3回接種が必要になります。公費で受けられる分についてはいいんですけども、それを過ぎてしまうと1回のワクチンで1万5,000円から1万6,000円ぐらいかかるという記事も載っております。やっぱり、しっかり情報を知っていただくことが大事なのでお願いしたいと思います。

あとは、米沢市の例ですけれども、この個別通知について、小学6年生から高校1年の女子児童生徒を対象に子宮頸がんワクチンの定期接種に関する情報を、昨年8月下旬に370名の方に、案内書と厚生労働省が作成したリーフレットを郵送したところ、市の担当者によりますと、個別通知により児童生徒が家族や友人と子宮頸がんの予防について話し合う機会ができた。今年度は、早い時期に通知を出す考えだということでした。山形市においても、高校1年生相当の女子と保護者へ、国が作成したリーフレットが昨年個別に郵送されました。今年度においても引き続き小学6年生から高校1年生までの女子及び保護者への個別の情報提供に対応していくようです。本当に子供たちが自分の体を大切に思い、健康を守っていく期待を本当に与えていただいたなと思ってうれしく思います。

本日は、国際HPV啓発デーとなっております。本当にこれを機会に、本当に一人一人が自分の体を大切にしていきたいなという思いでいっぱいです。

次に、防犯カメラの設置についてですが、先ほど7台設置をされているというお話を伺いま

した。そのほかに、公共施設の防犯カメラの設置状況と、今後の設置予定等がありましたら伺いしたいと思います。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 公共施設と言われましたけれども、まず社会教育課で所管している部分についての防犯カメラの設置状況について説明させていただければと思います。

今現在、市の体育施設につきましては、防犯カメラ等につきましては設置しておりません。ただ、文化施設または生涯学習施設につきましては、図書館の入り口、また文化会館の入り口、また雪の里情報館、ふるさと歴史センター、図書館につきましては、館内のほうに防犯カメラという形で設置させていただいているところでございます。

近年、防犯の面から、各施設からも防犯カメラの必要性はかなり訴えられてきておりまして、今後計画的に設置を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 学校における状況でございますが、防犯カメラについては、今建設中の明倫学園には設置の予定でございますが、そのほかの学校については2校程度しかございません。これを何とか少しずつつけていきたいと考えておりますが、防犯カメラに限らず、防犯につきましては、優先してつけていかなければならないのが昇降口のオートロック化ではないかなというふうに基本的には考えております。市内学校でございますが、まだ5校でオートロック化ができておりませんので、そのオートロック化を進めながら、校内の防犯カメ

ラのほうも順次つけていければなど考えております。

17番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

下山准一議長 高橋富美子さん。

17番（高橋富美子議員） ありがとうございます。外にはついていないんですが中にはという、ふるさと歴史センターであったり図書館であったりという話がありました。

新庄市には、本当に歴史的建造物というのが数々ございますので、その点もこれからまちづくりの中にもあるようで、しっかりと本当に防犯は大事だと思いますので、計画的に設置の方向でお願いしたいと思います。

また、学校関係についても、今昇降口であれですけれども、全てオートロックにできるように、子供たちの安全のためにお願いしたいと思います。

最後になりますが、自転車損害賠償責任保険の加入について、様々、老人クラブであったりいろんなところで交通指導員の方がこの件に関してはお話をされているということで、これもいろんな方に話を聞きましたけれども、やっぱり自転車を買ったときに加入したり、それから、今いろいろな損害賠償の保険があるので、加入していますという声がほとんどありましたけれども、まだまだ入っていない方も多分いらっしゃると思います。冬場はあれでしたけれども、春になりますと、本当に自転車もどんどん出てきますし、事故も想定されると思います。ともにルールを守るとともに、なお一層の啓発、加入促進をお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

最後になりますが、先ほどからもありましたが、今年度で退職をされる皆様、長い間、大変にお疲れさまでした。人生100年時代と言われております。様々なライフスタイルを描かれていますことと思います。どうぞ体調を崩されませぬよう、くれぐれも御自愛ください。そしてま

た、今後とも御指導、御鞭撻をお願いします。大変ありがとうございました。

散 会

下山准一議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日5日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時32分 散会

## 令和3年3月定例会会議録（第3号）

令和3年3月5日 金曜日 午前10時00分開議  
議長 下山 准一 副議長 新田 道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員事務局 主幹	金谷佳代

選挙管理委員会会長 武田清治

農業委員会会長 浅沼玲子

選挙管理委員会会長 小関孝

選挙事務局局長 津藤隆浩

### 事務局出席者職氏名

局長 滝口英憲  
主任 庭崎佳子

総務主査 叶内敏彦  
主任 小田桐まなみ

### 議事日程（第3号）

令和3年3月5日 金曜日 午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1番 山科春美 議員
- 2番 叶内恵子 議員
- 3番 押切明弘 議員
- 4番 佐藤悦子 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

### 令和3年3月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 科 春 美	1. 行政評価（事務事業評価）について 2. 公民連携について	市 長
2	叶 内 恵 子	1. まちなかの商業振興について 2. 新庄サイクルスポーツセンターについて	市 長 教 育 長
3	押 切 明 弘	1. 都市計画マスタープランと街づくりについて	市 長
4	佐 藤 悦 子	1. 新型コロナ感染症拡大を抑え、市民の命と暮らしを守る ことについて 2. 医療について 3. 市民の福祉充実の為に市の正規職員を増やすこと について	市 長

## 開 議

**下山准一議長** それでは、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**下山准一議長** 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名であります。

なお、質問時間は答弁を含めて1人に50分以内といたします。

これより2日目の一般質問を行います。

### 山科春美議員の質問

**下山准一議長** 最初に、山科春美さん。

（7番山科春美議員登壇）

**7 番（山科春美議員）** おはようございます。

3月定例会2日目の最初に質問をさせていただきます、議員番号7番の起新の会の山科春美でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ちょうど1年前になりましたけれども、感染阻止のために全国の小中学校と高校、特別支援学校に臨時休校を要請する表明が出され、市内の学校も3月2日から一斉休校となりました。あの時は、突然の休業要請にこれからどうなっていくんだろうかと不安に思った子供たち、保

護者の方も多かったのではないかと思います。

そして、長い休みが終わり、5月18日から学校が再開されたわけですが、最初は、登校班で登校する子供たちがみんなマスクをして歩く姿を見て、本来であればマスクなしで元気で明るい笑顔の姿でいれるのに、それができずに、何か切ないなというふうに思っておりました。

でも、あれから1年たった最近の子供たちの姿を見ていると、今ではコロナ禍という時代認識をしっかり受け止めて、その中で毎日登校していく様子を見て、本当にたくましく立派だなと思っております。

子供たちにとっても楽しみにしていた学校行事、部活、大会などが中止や縮小になり、様々な思いがあった特別な1年であったと思っております。

これからもまだコロナ禍は続くかもしれませんが、ちょうど今は卒業、入学、進学、進級の時期でもありますので、どんな逆境にも負けずに、未来への希望を持って前に進んでいってもらいたいものだなというふうに思わせていただいております。

それでは、本題に入りまして、通告に従い、質問をさせていただきます。

初めは、1番目、行政評価についてということで質問させていただきます。

我が国の地方自治体において行政評価の導入は1996年の三重県の事例が始まりとされておりますが、それから既に26年経過し、全国に行政評価の導入が広がっております。

行政評価の目的としては、行政職員の意識改革や事業成果の重視、行財政改革の推進などが上げられますが、最近では特に、説明責任という意味で、国民あるいは住民に対し、知る権利に基づき政府あるいは地方公共団体が説明すべき義務を果たすためにも行政評価は重要であると言われております。

また、昨年7月に国が定めた経済財政運営と改革の基本方針2020においては、新型コロナウ

イルスの感染者の拡大を受けて、感染症拡大による我が国の経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、まさに国難と言うべき局面に直面した。我が国経済は総じて見れば極めて厳しい状況にある。新興国も含めた海外経済全体の減速の影響を受けやすい製造業のみならず、サービス業にも広く感染症拡大に伴う景気下押しの影響が広がり、結果としては国民生活に特に重要な雇用情勢も弱い動きとなっており、感染症の影響を受けて休業者が大幅に急増し企業が懸命に雇用を守っている状況にあるとしており、地方自治体におきましても困難という危機的状況を認識した行財政運営が求められているところであります。

このような状況におきまして、今回、コロナ禍に対して行われているような巨額な赤字国債、単年度で112兆円を超える国債が発行されたのは初めてということですが、それを財源にし、様々な政策では一時的なカンフル政策をするのですけれども、一時的なカンフル剤、効果があったとしても、結果的には後世に増税の負担を押しつけ、民間活力を奪ったり日本の経済は疲弊していったり、国及び地方自治体の財政はさらに危機的な状況を迎えるのは必至だと言っている方もいらっしゃいます。

当市におきましても、現在、人口減少や少子高齢化が進行する中、生産年齢人口の減少に伴う市税収入等の減少、扶助費をはじめとした義務的経費の増加、公共施設の維持管理の効率化など様々な課題に直面しています。

今後の社会情勢の変化による市民ニーズの複雑化、多様化への対応も求められます。しかし、その事業を行う職員が減少傾向にあると言われていて、その中で、事務事業を選択と集中の観点で捉え、あれもこれもではなく、あれかこれかの考えに変えて、歳出の削減に努力されていることと思います。

そのような状況を踏まえて、行政評価につい

てお伺いいたします。

1つ目、本市の行政評価の現状についてということで、本市におきましては平成15年から行政評価が導入されておりますが、これまでの実施状況はどうなっているのでしょうか。また、実施による成果と課題についてお伺いいたします。

2つ目、行政評価をどのように予算化に反映しているのかということ、行政評価を生かしていくためには、予算と決算のPDCAサイクルを繰り返すことによって業務を継続的に改善していくということが大切だと言われております。PDCAサイクルの考え方を含めて、行政評価をどのように予算編成に利用しているのか、実際に予算編成において成果が上がったのか、具体的に事例を挙げて御説明いただけるとありがたいです。

3番目、行政評価のために住民の意見やニーズの把握はどのように行われていますかということで、多くの場合、行政評価はその事務事業を行っている担当部署の職員が行うことが多いと思われ、自らが予算要求を行う事務事業を自己評価することも大切ではありますが、行財政改革の観点で自己評価ではなく客観的な第三者評価も必要と思われ、この点について、本市はどのような評価を行っているのでしょうか。

4点目として、第7次新庄市行財政改革大綱実施計画（案）の行政評価制度の推進では、行政評価の充実により事務事業の選択と集中を図ることを目的としているが、どのように進めていかれますか。

民間企業とは違って行政が行う事務事業の成果は金額の収支だけでは見定めにくく、おのおの事務事業を同一の物差しで評価することは難しいものがあると思われ。

しかし、住民に有効な行政サービスを行っていくためには、やはり何らかの形で事務事業の

チェックを行い評価していくことが必要であると思います。評価に基づき必要な事務事業を予算等に振り分けることも求められていると思いますので、そちらの4点について質問させていただきます。

あと、もう一つ大きな2つ目のところですが、公民連携についてということで質問させていただきます。

公民連携とは、自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みであり、社会経済情勢の変化や住民の暮らし方の変化によってニーズの多様化に対応するために、自治体が民間事業者の知識や技術、資源を活用し、公共サービスを継続的に実施していくための手法であります。

従来は、公共の担い手は官だけということでしたけれども、現在は、公共概念はNPM、ニューパブリックマネジメントと言って、公共の担い手が官と民、企業、NPO、個人とかになってきていると思います。

これまで民営化は、民間にできることは民間にという発想だったのですが、公民連携から見れば、公共でやってきたことも民間にという考えがあるようです。

公民連携でよく取り上げられる事例としては佐賀県の武雄市の武雄図書館などが挙げられます。レンタルビデオのツタヤが指定管理者となって運営している図書館で、年中無休で開いているということです。民間の発想で様々なサービスもあり、図書館の中にはスターバックス、コーヒー屋さんなんですけれども入っているということです。利用者の使い勝手が大事で、自分がしてほしいサービスを行うという民間ならではの発想で、来館者も増えているということです。

また、公民連携でよく取り沙汰されているのは、近くですと岩手県志波町のオガールプロジェクトもあります。ここは現在も行政視察全国

ナンバーワンで、公民連携を推し進めたいと思っている地方自治体の中で注目を浴びているところでもあります。

紫波町は人口3万3,000人の町ですが、補助金に頼らない稼ぐまちづくりをコンセプトに、平成21年度に民間主導の公民連携のプロジェクトを立ち上げました。いろんな図書館とかバレーボール専用体育館、ホテル、いろいろあるのですが、その周りのオガール地区は住宅の分譲も行って、現在、600人ほど人口が増加したというふうにも聞いております。

現在、民間企業等においても、近年社会責任に対する意識が高まるとともに、自社のノウハウを活用した公民連携ビジネスへの期待も増大しています。既存の取組にとらわれず、民間事業者のビジネス活動を市民のためにどう役立てて地域課題の解決につなげるかという大きな視点に立って、さらなる進化を図る必要があることから、公民連携の取組を積極的に推進することが期待されています。全国的に、公民連携にて公と民の互いの強みを最大限に活用していくことを、行財政改革の柱の一つとして積極的に取り組んでいる自治体も多いようです。

そこで、本市の公民連携の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

質問1つ目ということで、本市の公民連携の現状について。

そして、2つ目は、本市の公民連携の課題について。

3つ目が、選ばれるまちを目指して、今後の本市の公民連携についてはどのように考えていますかということで、よろしくお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、行政評価というようなことでございますが、行政に求められる仕事の内容が多角化あるいは透明性が求められるという時代が来たということが上げられるというふうに思います。戦後の、失礼ですが、大変混雑した状況の中では、土地の割り振りであるとかインフラ整備であるとかそういうことに集中する時代があったことであります。経済が豊かになってきて情報が全国一律の状況になってきたときに、自分のまちは、自分の県は、自分の政府はどのようなことになっているんだろうという多くの疑問が国民の中で湧いてきたというようなこと、そうしたことから、消費者第一主義などといわれるように、情報が市民のほうに解放されるべきであるというようなことから大きな流れが始まってきていると思います。

そうした中で、地方分権というような形でそれぞれ地方の課題は地方がそれぞれ解決していくんだという大きな流れの中で、特に行政の中身が見えないということ、毎年、単年度主義という予算編成の下に行われているので、前例がないというようなことが常々言われてきた。そこにどういうふうにしてメスを入れていくかというようなことを自ら考えたときに、1つの手法として行政評価ということが取り上げられてきたというふうに思っております。

新庄市のこの1点目の行政評価の現状ですが、本市では、前年度実施した事務事業の成果や課題を分析し事業改善に要する事務事業評価と、施策における目標を達成するためにその手段である事務事業の優先度や予算の方向性を評価する施策評価を実施しております。

行政評価の成果としては、職員が担当事業を振り返ることにより事業の改善に活用していることであります。また、課題としては、行政評価は総合計画で定めた目標を達成するために事務事業の調整を行う手法でもあり、予算総枠の縮減に向けた効果は限定されております。

2点目の予算編成への反映についてですが、施策評価を用いて各課で事務事業の次年度予算の方向性を拡大、現行、縮小、休止または廃止の4段階で評価を行い、行政評価推進委員会においてその評価内容を精査した後に、次年度予算の方向性を決定いたします。あわせて新規事業の審議も行います。その結果に基づき、各課では次年度に向けた当初予算の要求を行っております。

具体的な事例としては、施策評価において若者世帯住宅取得新事業については定住促進に効果があるとの評価から、1世帯当たりの最大助成額を事業開始時より増額しており、申請件数も増加しております。

3点目の行政評価のための住民の意見やニーズの把握は、外部評価によって行っております。外部評価は、市内の公共団体の役員や有識者などで構成される総合計画審議会において総合戦略事業を対象に評価いただいております。評価の客観性を確保しております。

4点目の事務事業の選択と集中については、施策評価によって行っております。事務事業の選択と集中を行うためには、事務事業レベルではなく事務事業同士の比較など大局的な視点での評価が必要であります。そのため、施策評価において事務事業の貢献度、優先度を評価し、事業の拡大、廃止、縮小といった方向性を検討し、事務事業の選択と集中を行っております。

なお、行政評価は総合計画の進捗管理と運用を担うものであることから、令和3年度の第5次新庄市総合計画の運用開始に併せて行政評価の見直しを行っております。総合計画に定めた将来像を実現するため、施策、事務事業を毎年度評価し、成果指標の達成状況をはかってまいります。

次に、公民連携についての御質問でございますが、これまで公共サービスは行政が主体となり担ってまいりました。本来、行政の在り方といたし

ましては、必要なものは戸籍、税金、この2つが代替としてできないというふうに言われております。これを管理することが基本的に行政の仕組みであると。

そして、管理するための人が要りますので、それを人事として総務を管理すると。そのお金をどこに使うのかというようなことで企画としての人員が必要であると。そして、その企画を実施したときに、その地域の民が食べられるようにするために何をするかということはインフラ整備をしなければいけないと。今最近の事情においては、さらに安全安心というようなこと。そして、道路が完成することによって様々な事故が起きるということで事故を対応したことの環境課等あるいは多くのCO<sub>2</sub>が出ることによる対応、様々な要求、要望に応えなければいけないというのが行政の大きな仕組みになってきております。

また、一人一人が生活し育っていく上でのサポートも必要と。健康である住民がいるということであっては健康課、さらには年を老いてその世話をしていくあるいは施設を造る、そしてそこに誘導するというようなことで成人福祉であるとか、保育においてはまた健康、子育て推進課というような形で各課に分かれていております。また、学校教育においては、子供の次代を担う国民の宝としての教育を進めるということで教育委員会が独立してあるわけであります。

このような行政が行わなければならない仕事は、年々、年々様々な要望が、それぞれのニーズ、様々な人の多様化によって増えてきております。それを行政だけで補うということが、今は不可能に近い状況になってきていると。右に住んでいる方が左に欲しいと、左に住んでいる人は右に欲しいというようなことの調整も進めなければいけないというようなことがあります。

議員おっしゃるとおり、民間でできることは

民間でというような発想はそうした意味で、余りある税金ではありませんので、それなりの税金の中で最大限それを生かすにはそうした民間の力をお借りしながら、そして競争原理もある程度入れながら進めていかなければいけないということが時代の背景として求められ、本市においてもそういうふうな観点から民間との連携を進めているところであります。

そんな中で、社会構造の変化、社会が求めるニーズ、価値観の多様化含めて、これらの要望に十分な対応をしていくことが難しい、重なりますが、状況になってきています。

そのような中で行財政改革における取組としては、平成22年に策定した第5次行財政改革大綱において、神室荘の民営化や運転業務の民間委託などそれまで行政が担っていました公共サービスの提供主体の見直しを進めてまいりました。

また、平成27年に策定した現在の第6次行財政改革大綱では、さらなる民間活用ということで南部保育所の民間移管や学校給食の民間委託などに取り組んでまいりました。

現在、実施している業務として、公共施設などの管理運営においては社会教育施設、児童館、火葬場で指定管理者制度を活用しております。民間委託においては学校給食やマイクロバスの運転業務、水道課の窓口業務など多岐にわたって行っているところであります。

現状の課題としましては、公民連携に関する普及啓発、資産や事業に関する情報提供、異業種との交流や事案検討の機会設定など、行政側からの働きかけと公民連携に対する関係者の意欲を高める必要があるものと考えております。

本市ではこれまでエコロジーガーデン内の建物の一部を産直まゆの郷が利用しておりましたが、昨年度に別棟を耐震化したことによってカフェやオフィスとして活用できるようになり、民間事業者が店舗や事務所として利用しており

ます。

また、エコロジーガーデンの利活用につきましても、市民が参加した実行委員会を組織し、kitokitoマルシェの開催など様々な企画を実施いただいております。

今後におきましても、市民と行政が連携しながら様々な分野においてまちづくりを推進し、本市が選ばれるまちとなるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 答弁いただき、ありがとうございます。

総合計画に基づいて施策評価ということで、その施策がちゃんとなされているか、いろいろされているということで、いろいろ教えていただいております。

外部評価のところだったのですけれども、総合計画審議会というのはいろいろ有識者の方で構成されているということですが、またあと、内部のところでも行政評価推進委員会ということでやっているということですが、結構すごくたくさんの方策があるのですけれども、本当に検討される施策、やはり時間的にも本当に大変だと思うのですが、また外部評価の方もそうですけれども、ちょっとどのように評価の方法をやっているのか教えていただけたらありがたいです。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 今年度に入りまして行政評価の見直しのほうも入っているのですけれども、やはり本当に多岐多様な事業、市長がおっしゃいましたようにありまして、内部のほうで行政評価委員会をつくってありまして、それぞれの中で、市独自でするものもありますし、法定とされている事業もありますけれども、それ

らの事業につきましては各課でまず評価をした上で、評価委員会、内部で組織したもので全部それらをチェックしているところでございます。大変な時間がかかっているということは、今、山科議員がお感じになっておられるとおります。

そうしたことから、外部委員につきましては総合戦略で選んでおる事業につきまして特に評価をいただくというような形で、選択と集中ではないですけれども、全ての事業においては内部、総合戦略に関わる戦略的に攻めていこうというものに対しては外部からの意見をいただいて、それをまた次年度に反映するというような形で進めているところでございます。

なお、行政評価につきましては今年度見直し等も図っているところでございますので、さらにいろいろ研究していきたいと思っております。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。やはり相当本当に大量の施策でありますのでいろいろ大変かと思うのですけれども、ぜひ評価ということで、また選択と集中ということで進めていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、まず行政評価のところは終わりにさせていただきますけれども、本当に市長はじめ職員の方々におかれましては、本年コロナ禍ということもありましていろんな対応もあつて、限られた予算と人員の中で職務の遂行に御尽力されておりますことに本当に敬意を表しますが、本当に明るい未来社会を築いて住民の福祉の増進をしていくために、本当に力を合わせて今後とも頑張りたいと思います。

それでは、次の公民連携のところの再質問に入らせていただきたいと思います。

いろいろ窓口業務とか公用車運転業務とか、

またエコロジーガーデンの今後のいろんな活用についてということでもお話をいただきました。

窓口業務では、ほかの自治体だったと思うのですが、多分市民課の窓口みたいなどころだと思うのですが、どこかの銀行の方にちょっとお願いをしてその窓口業務をやっているというふうな自治体もあったと思います。いろいろそういった税金とか戸籍を管理するという公務員の方でなければできないこともあるのですけれども、それ以外のところはぜひ検討していただけたらなというふうに思います。

今後、公民連携ができる可能性のある事業について何かお考えがありましたらばお伺いさせていただきます。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 公民連携ということでは、上下水道庁舎などでも受付のほうは民間にお願いしたりとかしておりますけれども、市のほうで考えられるのは、先ほど市長のほうからもkitokitoマルシェの状況などもお話ししたのですけれども、これから市のほうではこの新庄藩の歴史を生かしたまちづくりを進めていきたいというような形で、それで、それらの文化財を活用し交流につなげてこの地域の活性化もしようかなというふうなことを計画させていただいておまして、歴史的風致維持向上計画の策定、令和4年度認定を目指してこれから入りたいということで予算を計上させていただいておりますけれども、そうしたまちづくりを推進していく上で、やはり民間の連携ということで文化財を活用した様々なこれから生まれてくる事業、そういったものが私は可能性があるのではないかなと思っております。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。  
今、課長のほうから歴史的風致維持向上計画

をこれから進めていくという方向ということですけれども、ぜひ本当に民間の力、やはりそういう新庄の歴史にすごく思いのある方々もいっぱいいらっしゃると思いますので、皆さんの力を借りてそういった計画も進めていただけたらなと思います。

あと、次の質問ですけれども、公民連携を進めていくために、いろいろな規制があって市民ニーズに合わずに、民間の強み、サービスを与えられないこともあると思います。規制の解除は何かできないものなのかなというふうに、いろいろ市民の皆さんから話を聞くと思うことがあります。

例えば市民プラザにありますぷらっと、ある市内に店を構える飲食店の御主人がコロナ禍で店の売上げが伸び悩む中、ちょっとお客様に分かりやすいようなお店の宣伝のチラシを、A3判で結構大きく作ったので、A3で作って数枚を、パウチ加工というのですか、パウチ加工してもらいたいと思って行ったところ、やはり商業的に使うものはここではできないというふうに言われたということですね。そういったこともどうなのかなというふうに思いました。

あと、先日ですけれども、去年の10月ですが、国登録有形文化財旧農林省積雪地方農村経済調査所保存活用シンポジウム、長くてあれですが、市民プラザで意見交換というのが行われまして、「雪調」と経済活動の連動という何か話題に、その時講師の方で来ていただきました工学院大学の理事長の方からお話がありました。その中で、やはりいろんな楽しい施設を造っていくために、市民の人が楽しめるようなことを仕切っていくことがとても大事なんだという会話があって、そのためにはやはりいろんなそういった「雪調」の雪の里情報館あたりだと思うのですけれども、そういうな喫茶的なものも施設にあったらいいよねみたいな話があって話題になっていたことをちょっと思い出したのですけれど

も、そのときの施設の管理者の方が、「私たちもできたらそうしたいと思っているんですけども、社会教育施設という中での運営をしていかなければならないので」というふうにおっしゃっております。

いろいろな官の規制があって民間が強みとする市民サービスをできないということも多くあると思いますけれども、そのあたりどうなのでしょう、よろしくをお願いします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 先ほどの、まずプラザにおけるパウチの件であります、大変申し訳ないというふうに思っております。生涯学習施設ではありますが、民間の経済活動も全て生涯学習の一環であるというふうな形でもあり、そして、指定管理者ということは行政を離れてそういうふうな規律以外のことに対応するために指定管理者制度をしているのが実態なわけであります。

利用料金制を取り入れたり、住民サービスにできることはできる限りやっていると、公序良俗に反しない限りは協力するという前提でしておりましたので、ちょっと守りに入っているようなことがあるとすれば、今後、訂正してまいりたいというふうに思います。

もう一点の工学院大学の先生の提案、これから産業厚生常任委員会か何かでその冊子が届きましたので、皆さんに説明されるかというふうに思いますが、いかに市民の活躍の場を広げていくかということが大きなテーマとして今回は提案されているような気がいたします。

後藤先生のお話も聞かせていただきましたけれども、様々なアイデアをお持ちの方で、公共だけが全てを担うのではなくて市民の活躍の場をどう広げていくか、そのための最低のインフラでいいんじゃないかと、これからの人口減少社会あるいは経済が小さくなっていく中で、若者がそこで活躍できるそういう場面設定を提案

してきていただいているので、大変ありがたいなというふうに思っているところです。

社会教育施設における民間の導入ということも、そういうふうな報告書からは参考にしながら、今後の市政運営のほうに生かしていければなというふうに思っております。

担当のほうでもそのことについては十二分に承知していると思いますので、今後もう一度内部での調整を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。いろいろ調整してくださるようでありがたいと思います。

そうですね。やはり民間のほうにとっては、いろんなパソコンとかホームページとか読めば分かるのですけれども、もうあそこでやってくれるんどうみたいな感じで行ったところ、やはりちょっとそういうのは駄目ですと、社会教育施設なのでみたいな形で、そういうふうに思っちょって残念に思っている人もいらっしやったので、やはりいろんな規制がありますけれども、そういう規制の解除というのもすごく大事だと思いますので、指定管理に入っている民間の方々の強みを生かしていけるようなほうに持って行っていただけたらと思います。大体お話は聞けたので、ありがとうございます。

本当に、これまで述べました行政評価を積極的に活用し行財政改革を推し進めるとともに、また、これからの時代は行政と民間が協働した形で規制緩和等でもっと民間の活力を最大限に生かすことによって、今現在、本当に大きな政府、大きな行政になっておりますけれども、やはり小さな政府、小さな行政を目指していくべきではないかと思っております。

国家の在り方には小さな政府と大きな政府という2つの選択肢があると言われております。大

勢の人が、これが足りない、こうしてほしいということをそのまま受け入れていると、必ず大きな政府になってきます。こうしてほしいという欲求をどんどん受け入れていくと、予算がたくさん要るようになって多くの税金を集めなくてはいけなくなり、税金を集めていく過程で政府や役所の機能が大きくなってきます。

もう一つ、小さな政府という考え方ですが、これは政府が必要最低限のことだけを行うということです。すなわち、国家や地方公共団体は個人ではできないレベルのことについては税金を使って役割を果たすべきだけれども、制約が取り除かれれば個人や企業が自分たちで道を開き、発展、繁栄していけるものについてはそれをよしとするという考え方です。やはり支援を必要としている人もいらっしゃるので、そういった方にはもちろん必要な支援はしていくことも大事です。これが小さな政府の理論であります。

先ほどのいろんな全国的な事例でもお伝えしましたけれども、新しい公共経営の試みは国よりも地方から実践する傾向が出てきて、公民連携や公会計改革は地方で導入されて成功事例が出始めているということで、本当に改革は地方からというふうな流れがあると思います。

市長の施政方針の中で、令和7年には新庄初代藩主戸沢政盛公が新庄城に入城してから400年を迎えるということで、新庄藩が国替えされなかったということで新庄まつりや城下町文化が残ったとおっしゃってありました。

宝暦5年の大飢饉で飢えや疫病で亡くなった御霊を慰めるため、また人々を元気にし、五穀豊穡の願いを込めて新庄まつりが始まって、今では全国的に知られるお祭りとなっております。新庄は、新庄まつりを通して御上と民と共同で良いまちとするために、本当に汗と涙と情熱で昔からまちづくりを頑張ってきたのだと思います。新庄まつりが長年受け継がれてきた思いを、

現在コロナ禍という大変な時期ではありますが、原点回帰し、共に公民連携で新庄市の発展のために頑張っていけたらと思います。

最後に、今年退職される職員の皆様方、これまで市勢発展のために御尽力されたことに心より感謝いたします。これからもぜひ生涯現役で活躍されますことを祈念させていただきます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 叶内恵子議員の質問

**下山准一議長** 次に、叶内恵子さん。

(3番叶内恵子議員登壇)

**3番(叶内恵子議員)** 議席番号3番、勁草21、叶内恵子です。

通告に従いまして、2点につきまして御質問いたします。

まず初めに、このまちの中の商業振興についてお尋ねをいたします。

昨年の秋以降、100年を超えて経営をしてきたまちの中の老舗の閉店が相次いでいます。この厳しい現実をどう受けとめ、分析をしていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

また、新庄市は最上の中心商業都市として発展をしてまいりました。町なかの商業振興・再生はまちづくりの柱だと思います。今後どう組み立てていくのかお伺いします。

また、本市の年間商品販売額等の推移と町な

かの商店の売上げはどのようになっているのでしょうか。割合はどのようになっているのでしょうか。そして、どのように分析をされているのか伺います。

次に、2点目ですが、新庄サイクルスポーツセンターについて伺いをします。

平成23年3月11日発生した東日本大震災によって、新庄サイクルスポーツセンターの走路の一部が崩落し、はや10年が経過いたしました。地震による被害を受けたことによって、平成23年5月20日と記憶しておりますが、「自転車競技場損壊における修繕についてのお願い」が、さらに平成26年10月9日には、山形県唯一の自転車競技場の存続を求める方々の新庄市民4,024名を含む9,165名もの署名と一緒に「新庄サイクルスポーツセンターの競技場設置・改修を求める要望書」が、山形県自転車競技連盟会長名で市長に提出されております。

これらの受理した「お願い」と「要望書」をどのように処理し、対応を行ったのでしょうか。改めて受理後における市長の対応について、時系列とともに説明をお願いしたいと思います。

そして、昨年9月議会において、一般財団法人新庄市体育協会が、「平成30年度限り廃止し、決算上の有姿除却による減損計上をした」と報告されました。

山形県自転車競技連盟は、平成26年10月に新庄市体育協会に対しても要望書を提出しましたが、新庄市体育協会における処理の経過と結果について、市とどのような協議がなされたのでしょうか。

そして、一般社団法人である体育協会は、サイクルスポーツセンターの施設を廃止としましたが、市の公有財産である土地に事実上、体育協会所有の自転車競技場が存在しております。市当局は、スポーツ振興という行政目的達成のために体育協会との間に使用貸借契約を締結したわけですが、目的達成ができないにもかかわらず

らず使用貸借契約を継続しているという状態は、公有財産の管理及び運用の原則から逸脱しているということが言えるのではないのでしょうか。

そして、現在も日本自転車競技連盟の公式ホームページには、自転車競技場一覧に新庄サイクルスポーツセンターが掲載されています。また、日本自転車競技連盟が発行した印刷物へも掲出されておりますが、この事実に対する市の見解を伺います。

以上、2点について御回答お願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、町なかの商業振興についての御質問でございますが、長い歴史を持つ市内店舗の廃業には大変残念に思っております。コロナ禍により売上げ減少、事業主の高齢化や死亡など理由は様々ですが、今年度中に市内で廃業した事業者18件を把握しております。

こういった事業者の実情把握が不十分でありましたので、新庄商工会議所との連携により、事業者コロナ影響経営状況調査業務を実施し、新庄商工会議所の会員・非会員の区別なく、事業者を訪問して課題やニーズの把握に努めているところであります。

これによって得られたデータを生かして、新年度以降の町なかの商業振興・再生に資する施策について検討していく考えであります。

次に、年間商品販売額等の推移と町なかの商店の売上げ割合の分析についての御質問ですが、町なかに限定した調査はなく、経済センサス活動調査等により市内全体を把握した数値を基にお答えさせていただきます。

市内小売店の商品販売額は、平成9年に約800億円とピークを迎え、その後現在まで減少傾向が続いております。その当時の店舗数は

720店、市の人口は約4万2,179人でありました。そこから19年後、直近の平成28年度調査の数値を見ますと、販売額590億円で約27%の減、店舗数は480店で約33%の減、市の人口は3万6,481人で約13%の減となったところであります。

人口減少の割合よりも販売額と店舗数の減少割合が大きくなっていますが、この間、最上7町村の人口が5万7,179人から4万32人へと約30%減少している影響と考えられ、人口で本市を上回る東根市や寒河江市よりも本市の小売販売額が大きいことから、市内小売店の商圈は最上地域に広く及んでいることが読み取れます。

人口減少傾向は当分の間続く見込みでありますので、今後の商業振興につきましては、交流人口の拡大、中心市街地への人の流れやにぎわいを創出していくことが重要であると考えております。関係機関との情報共有、協力を密にして、市内事業者の支援体制の構築、支援の在り方について検討してまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

次に、新庄サイクルスポーツセンターについてであります。御質問のとおり、東日本大震災によりバンクの一部である第3コーナーの走路が崩落し、使用できない状態となりました。その後、施設の改修に向けて施設の所有者である一般財団法人新庄市体育協会が関係機関の御指導をいただきながら検討を重ねてまいりましたが、最終的には改修費用が高額になることなどから改修は困難と判断し、平成30年度をもって廃止となっております。

初めに、要望書受理後の経過について御説明いたします。

平成26年10月9日付で山形県自転車競技連盟会長ほか4,024名の市民を含む9,165名の方々より、新庄サイクルスポーツセンターの競技場設置・改修を求める要望書を受理しました。その後、復旧の可能性を探るべく、財源確保に向け

て県や日本自転車競技連盟、公益財団法人JKAなどの関係団体に相談や支援要請を行いながら、日本スポーツ振興センターの助成金の活用などについても検討を行ってまいりました。

そのような中、平成28年3月に山形県スポーツ振興基金が創設され、復旧に向けて具体的に動き出したところでしたが、平成28年度に市体育協会が県の補助事業により実施した地質調査の結果、崩落部分は軟弱地盤であることが判明し、復旧工事を行ったとしても再崩落の可能性があり、これを解消するには10億円以上の工事費が見込まれ、周辺地盤も軟弱であった場合にはさらに工事費が膨らむ可能性があるとの結果となりました。

これを受け、平成29年5月の市体育協会理事会において、競技場としての設置場所として不適地と判断し、改修工事を見送ることとし、平成30年11月の同協会の理事会及び平成31年1月の臨時評議会において、平成31年3月31日廃止と減損損失について決定され、平成30年度末をもって廃止したとの報告をいただいております。

次に、用地の使用貸借契約についてですが、昭和63年4月1日付で本市と市体育協会が用地の使用貸借契約を締結しております。契約期間は期日を定めず用途廃止の日までとしておりますが、現地は施設が除却されずに残っており、まだ用地を使用している状態となっております。契約書では、契約期間満了時には原状復帰して返却することになっておりますので、除却されるまでは契約は継続するものと考えております。

市では、今後の方向性について市体育協会に聞き取りを行っていますが、解体費用8,000万ほどかかる見込みであることから、今後も除却に向けた財源確保なども含めて協議を継続してまいりたいと考えております。

日本自転車競技連盟のホームページと印刷物にいまだに掲載されているとの御指摘ですが、市体育協会に確認したところ、同連盟に

対し競技場の廃止について報告はしているものの、いまだ反映されていないとのことでありまして、再度、同連盟に確認し、対応したいとのことであります。

県をはじめ、関係団体の御協力と御支援をいただきながら改修に向けて努力してまいりましたが、廃止せざるを得ない状況であったことを御理解いただきたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 最初に、町なかの商店街について、町なかの商業振興についてですが、今、御答弁いただきました現状把握のための調査ニーズを開始したということですが、これまでの議会前後を含めて正式なところでは調査を始めたとは言っておりますが、発言いただいておりますが、その調査の具体的な項目であったり内容というものはどのような内容でしょうか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** ただいま叶内議員のほうから、その調査の内容についてという御質問をいただきました。

こちらにつきましては、12月補正の予算の中でコロナ影響調査ということで商工会議所のほうに委託をいたしまして、これまでコロナ対応の経済対策を行ってきたわけでありまして、そちらを含めた経済対策がどのような影響があったかということ、それから、どのようなことで困っているのかということ、各給付を配布した事業者のみならず、商工会議所の会員・非会員の区別なく聞き取りを行うということを実施しております。

また、それに加えて、その給付金等の効果検証も含めながら、今後どのような対策が必要なのかということについても聞き取りを行いまして、3月末の委託契約満了まで実施いた

きまして、その後、その結果をこちらに提出していただくというようなことになってございます。それを基に、今後の施策というものに役立てていければというふうなことで考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 聞き取りの内容の具体というのは、例えばGo To Eat キャンペーンで実施した店舗関係、業種に配布した内容と全く違うという理解でよろしいのでしょうか。もう少し具体的に、ただ困り事だけではなくて、全容というか具体が見えないですね。業種関係なく聞き取りということで、その聞き取りの方法も具体的に電話で聞き取りを行っているのかなのか。

今のところ、中間報告ではないですけれども、その業種ごとにどういうふうに集まってきているのか。年度末の3月の末で成果が上がってくるかどうかちょっと存じ上げませんが、それではどうなのでしょう、遅いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 大変失礼しました。具体的な調査の方法でございますが、これまで飲食店等応援給付金を給付してきた事業者はもちろんのこと、その給付金を給付してどのような状況になったのかということ、それから、その給付金だけでは経営の状況がどうなのかということ、それから、そのほかにどういった支援が必要なのかということも含めまして聞き取りを行っているわけですが、こちらのほうは商工会議所のほうに委託をしております、外部の方が直接そのお店のほうに出向いて調査票を基にして聞き取りを行っているというようなことでございます。

特にうちのほうで実施しました経済対策につきましては飲食店等がメインであったわけですが、こちらだけでは不十分であろうということで、他の業種にも広げまして調査をいただくことにしております。

中間報告の件につきましては、その委託内容のほうに中間報告という項目はございませんでしたので、もうしばらく3月末までの委託契約満了までお待ちいただければというふうなことで考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 今回のこの新型コロナウイルス感染症によった災禍というかそういったものは経験がなかったからといっても、前は2008年にリーマン・ショックを経験して、そのときの教訓というものが今回のショックの3分の1でも4分の1でも活用できたのではないかと思います。

ここに来て本当に何店舗も歯が抜けるように老舗がやめていく現状を前にして、ようやくアンケートを取ってみたい聞き取りをしなければいけないという状況では、やはり行政として政策を打っていくには非常に遅いのではないかと。そして、先行きを見ないで政策を行っているのではないかとというふうに、非常に歯がゆい思いしております。

商工会議所に委託をした調査結果というものをまずは待ちたいとは思いますが、それによりまして、今後またより一層というか真剣な議論をしていかなければならないと思っております。

これは市内のある業者、店舗の一例ですが、このコロナもあり、消費税が10%に上がり、お客さんがなかなか売上げを伸ばすことができず、どこに相談したらいいんだろうとなるわけですね。誰に相談してどこに相談してどうやって業態を変えていこうか、この地域にどうやったら

合うのだろうか。それとも、もう新庄を離れて東根や天童や山形に店を替えたほうがいいのか、真剣な悩み、深い悩みになっております。

そして、相談する先が実質上、市内にないという認識なんです。そうしますと、その方たちどうしているかと言いますと、自分で探されて山形のY-bizに相談に行ったり、具体的に言いますと。そこで、山形市の業者だけじゃなく、Y-bizのほうでは県内の困っている方、あとはアイデアが欲しい方、自分の店をどういうふうにして業態変更していったらいいか、そういったことを含めて相談を受け付けてくださり、そして、専門家がアドバイスをしてくださって、その頂いたアドバイスで今回コロナ禍であってもちょっと業態を変えろとあって、融資を受けて事業転換をしているところも頑張っております。

そういった方々を支えていく、やはり制度、仕組みそういったものが行政には必要だと思いますので、ぜひ検討をというか、していただかなければならないと思います。よろず相談しているんだといっても、どこに相談したらいいか分からないのが現状でありますので、課長、そういった取組をぜひやっていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議員からの御指摘もございまして、これまでのやはりそういった取組といますか、行政としての取組というのがちょっと足りなかったのかなということもありますし、また、商工会議所のほうでも会員のみというふうなことが特に多かったものですから、今回お願いしたのは、会員・非会員関係なくということをお願いしているところでございます。

また、よろず相談とかの相談窓口があるということの周知についても今後も徹底していきながら、より親しまれる相談窓口ができるよう努

力していきたいと思っておりますので、今後とも御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 町なかの再生については、今後も本当にしっかりと議論を重ねてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、サイクルスポーツセンターであります。

経過、体育協会の報告書を頂いておりますので、その中でどのようにするのかということについては理解ができます。

お伺いしたいのは、そのお願いや要望書が提出されてから、こういったふうに進めてきましたというか、協議をしてきました、依頼をしてきました、それは今、説明いただいたのですけれども、この平成23年5月に提出されたお願いと平成26年10月に提出された要望書、これに対して、市として住民らの要望に応えるべく、また適切な行政サービスを提供するために自治体の役割を果たそうと努力しているんだというようなことは分かるというか、されていらっしゃるのだろうと理解するのですが、今回、サイクルスポーツセンターの改修については新庄市の施策として選択できないという判断をしたということですが、この選択について、これまで市が行ってきた努力やそして見えないところの努力であったりということ、それを踏まえて住民に対して明確な考えをどのような形で示していらしたのでしょうか。

この市の選択について住民の理解というものが實際上得られていないのではないかと思います。そのため、かつて受理をしたお願いと要望書に対して市は誠実かつ的確に答えるべきであると考えているのですが、まして答弁にもありました、私も申し上げましたが、山形県唯一の自転車競技場の存続を求める方々の新庄市民にあっては4,024名、県内県外含めて9,165名というこ

の署名と一緒に提出されています。この重みというものがあります。この重みを受け止めるのであれば、市が出したこの結果について適切な形で市民らに、住民らに回答すべきだと考えるのですが、どのような形で回答するのかお考えでしょうか、お尋ねいたします。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 新庄サイクルスポーツセンターにつきましては、今の段階、市の体育協会の施設でございます。そのこともありますが、今まで建設当時から市のほうが補助金、JKAという競技団体の上部団体でございますが、そちらのほうの補助金などを活用しながらいろいろな施設の改修などをやってきたところでございます。

そのような中で、平成23年の大震災によって第3コーナーが崩落したということで、その改修に向けて県の方また競技団体の方と話しながらいろいろ改修費の工面をするために動いたところでございますけれども、改修費用が当初見込んでいた部分よりもかなり高額であったと、先ほど市長が申し上げた形で10億かかると。

そのような中で、JKAというところが助成を頂いたとしても新庄市としての負担がかなり大きいものがあるということがあったものですから、やはり市としては市の体育協会のほうに補助金内でそういうふうな改修費用を賄うことは難しいのではないかという返答をしたところでございました。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** これまでの経過を御説明いただきまして、まずありがとうございます。

ただ、私、申し上げているのが、その要望を出しました、署名を書きました、それは重みがありますよね。要望書に署名をした方々、その皆さんに対しても含めてどのような形で、でき

なかった、その選択をしなかった、改修をすることを選択できなかった、選択をしなかったということに対して、きちっと回答をするべきではないかと思います。それをどのようにしてするのでしょいかと申し上げてお聞きしたのです。そのお考えはいかがでしょう。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** これまでも議会の場とかでサイクルスポーツセンターに対する対応についてはお話ししてきた部分はあるかと思えますけれども、正式なお話についてはちょっと仮に遅くなったとすれば、本日、市長が壇上においてこのような判断の下で対応させていただいているということで、ちょっと遅くなってしまったのかもしれませんが、それは市民の方に対する、また要望書を頂いた方に対する市としての回答であるかというふうに思っておりますけれども、よろしく願います。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** どういう形で対応をされようとしているのかとお尋ねしたのですが…。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** 要望書等を頂いて、その後、とにかくまず改修に向けて頑張りたいということで、いろいろと関係機関の御指導いただきながら進めたということは御理解いただきたいと思えます。

そして、そういう経過についても、そういう要望をいただいた方々には、いろいろこんな状況だと、それから、いろいろこの地盤の下を掘って地質調査して、この結果でこのくらいかかるけれどもとてもこの状況で改修できるような状況ではないということは、そういう関係者のほうには、一応体協のほうでもきちっとそこ

にお邪魔しながらお話をしているということは私は聞いております。

そんな流れで、要望については確かに重く受け止めてそのような判断をお伝えしていたところでもありますので、それを市民全体にといいところの広くというところが確かに弱かったと言われればそうかもしれませんが、そのような形で関係者のほうには、要望された方々の各種団体のほうにはそのように、県のほうにもこのような形で諦めざるを得ないということはお話を申し上げたところでもあります。以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 米沢市のべにばな国体に起因した県に1つしかない飛び込み台のプールが、市の計画の中では公共施設除却廃止という決定を昨年度の中でされていたことは教育長もお分かりだと思うのですが。

では、どのような対応に市がその後したかということですね。それについて米沢市のスポーツ団体、スイミング団体、1万5,000ほどを超える署名を市内外、日本全国からの署名を集めて市に提出をしました。その火を消さないでほしい、30年歴史を重ねてようやくここまで育成してきた、そういったことを消さないでほしい。

それに対して、新聞にも出ておりますが、米沢市においては、その署名を受けた担当課の課長が、競技する人に寄り添って決めるよう市長から指示を受けていると、言われておりますという言葉も添えて署名を受け取っておりますね。

その中に、じゃ、どのように、これが2月4日です、2月4日のこの時点から急激に、その前も米沢市に確認しますと、その除却について徹底的に検討を重ねたと。県とも。そして、国の交付金、補助金何があるんだということを徹底的にやって、その中で少しでも市の財政に負担がないようにきちっと県と協議を重ねて、そ

して市民に応えられるように徹底的にやりましたということですね。それが4日に署名を出して、8日には市のプールの除却の廃止を決定しています。

何を言いたいのか。だから、自転車競技場の廃止を決定したということに対して、もう例えば市の中ではそれは後戻りしないことであるだろうと、それは仕方がないかもしれない。ですが、市民のその要望に対して、じゃ、米沢の形、流れを見ますと、きちっと県内外の方がこの取扱いを、私たちの思いの、お願いの重みを行政がどうやって応えたのか、どうやって進めてくれたのか、どう検討してくれたのか、分かる形で、この場合は新聞という媒体を使って逐一分かるように出しているわけじゃないですか。

これを見ることによって、市民は、山形県内の方だけじゃなく外に向けても、自分の自治体はこう考えてこんなに動いてくれたんだけど、やはり駄目だったとか、直しますと言ってくれたとか、それは自治体にとってはなぜなのかと言いますと、最大に住民との信頼を築くというためなんですよ。住民の信頼がなければまちづくりはしていけないという自覚の下に、できるならできる、できないならできないという判断をきちっと示しているんだと思います。

その要望書に対しては地方自治法の中で必ずこうしなければいけないというものが記されていないと思う方もありませんが、日本全国津々浦々を見ますと、裁判判例で出されております。これに基づくと、署名つきの要望書に関する処理方法についてというのは請願と実態が変わらないので、請願法5条に該当すると理解できると。

その中において、じゃ、請願法第5条というのは、官公署においてこれを受理し誠実に処理しなければならない。請願権は国民の政治参加のための重要な権利であり、請願をしたことにより処罰されたり不利益を課されたり、その他

差別を受けることはないとされるべきであり、官公署は請願を受理し、誠実に処理する義務を負う。これは公共団体においても請願を放置することは許されず、これを誠実に処理する必要があるとしています。

要望書だからそのまま答えなくてもいいという理由にはなりません。なので、市内外その重みを受け止めて、この決定した内容をきちっとお示しをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** そのような形であれば、市としてどのような形で要望に対してするかということになりますが、基本的には、新庄市は仲介役であったということを御理解いただきたいというふうに思います。あくまでも持ち物は体育協会であるということで、県も一緒になりながら県に相談しながら一緒にやったということは事実でございます。そして、体育協会の理事会において廃止したということについて、今後の市報等でお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 市長がそのように体育協会の決定の下に廃止することを決定したということをして市報のほうで発表するとおっしゃるのであれば、そのようにされてくださるとよろしいのではないかと思います。もっと早い段階でできたのではないかと思います。体育協会の持ち物だとおっしゃいますが、体育協会は公共団体等です。失礼しました。公共的……

**下山准一議長** すみません。叶内議員。だんだん通告内容から外れていっているような気がする。ので、通告内容に沿った質問に若干修正をしていただけませんか。（「議長、関連します」の声あり）

あなたは黙ってください。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、どこが通告内容とずれておりますか。（不規則発言あり）

**下山准一議長** 要望書等の関係で……（不規則発言あり）静かにしなさい。不規則発言はやめてください。

再度申し上げますが、通告内容から若干ずれてきておりますので、修正をお願いいたします。あなたが作った通告書なので。

**3 番（叶内恵子議員）** はい、議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 私の作った通告書の中でずれていると私は思わないのですが、どの部分であるのか、逆に指摘していただいてよろしいですか。

**下山准一議長** 暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時37分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** では、今、所有者は建物に対しては体育協会ですとおっしゃっておりますが、当然登記を見てもそうですが、この土地につきましては新庄市の土地になっておりますね。普通財産ですね。

この普通財産、この公有財産の管理、この状態、このまま建物があるからそのまま契約は普通契約、普通財産の使用契約は継続するのだというふうにおっしゃっていましたが、では、新庄市はその土地を体育協会に何の目的で貸したのかといいますと、スポーツ振興の目的で貸しました。しかし、目的が達成されていない、もう目的は終わってしまったんですね。そうしますと、同じ契約の状態がいいんでしょうか。これについてお尋ねいたします。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 土地の貸借契約の件ですので、私のほうからお答えしたいと思います。

この普通財産としてお貸ししている用地の部分でございますけれども、普通財産ということで、その目的に関しましては公益的な事業だということでございますけれども、使用貸借上の条件としまして、その建物があるうちはその契約を継続するというふうな内容になってございます。

したがしまして、契約上、その上に建っている施設を解体した後でなければ返却しないというふうな契約条項になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** そうしましたら、その解体をいつするといった、そういった督促されていらっしゃるのでしょうか。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** その解体費用を体育協会のほうで見積もったところ、約8,000万近いお金がかかるという中で、その財源確保に向けて体育協会のほうも今検討しているところでございます。市と協議しながら、そこについては今進めているところでございますので、ただいつという期限を切ったところでのお話はまだ、そこまでは至っていないという状況でございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 貸主が新庄市であっても、借主は民間なわけですね。一般財団法人であります。この普通に使用貸借の契約に、司法上の契約になっていきますので、それに照らし合わせていくなれば、除却を求め、そしてきちっと督促を行い、それが可能でなければどのようにしていくのか、変更契約、契約を変更して

いく、そういったことが必要になってくると思うのですが、そういったことが体育協会だから、新庄市のスポーツ振興を依頼して委託している先だからそれができないという理由であれば、法律は要らなくなってしまうのではないかと思います。例えば私が市の税金が払えない状況になった場合、お金がないので、すみません、払えませんといったときに、市のほうは徴収免除してくれるのでしょうか。それと同じ道理になるのではないかと思います。

これは使用貸借の契約した目的がサイクルスポーツセンター設置、これは法的に理解していくと、スポーツ振興のために契約をしたわけですね。その目的が達成されていない状況になったところで、市としてはこの契約をどういうふうに変更契約をしてきちっと公有財産の原則に従って使用料を頂いていく、そういったことをしなければならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** この建物を維持していくための土地というふうな用途でございますので、その状態が解除されない限り、その解体費用をどうするかというふうな問題、課題はございますけれども、その状態を解除した後でなければ市のほうに返していただくことができないというふうなことでございます。

したがいまして、今後どうするかというのはやはりその関係者の中で協議していく必要があるというふうに考えてございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 監査委員にお尋ねをしたいのですが、この使用貸借契約、確認をされていらっしゃるのでしょうか。そして、この使用貸借契約に基づいた今の状態について、これは住民監査請求などの対象とかにもならないでし

ょうか。住民監査請求の対象となる場合、違法もしくは不当な財産の管理または財産の管理を怠る事実の行為に該当はしないのでしょうか。

これは監査指摘事項とはならないのでしょうか、どうでしょう。

**大場隆司監査委員** 議長、大場隆司。

**下山准一議長** 代表監査委員大場隆司君。

**大場隆司監査委員** このサイクルスポーツセンターですけれども、今の叶内議員が質問されたことについては、監査の際にも同じように聞いております。

それで、土地の契約が使用貸借なものですから、これは使用貸借ということですので賃料は発生していないというふうな形だったと思います。

それで、やはりこの解体の費用ですけれども、体育協会のほうに出せと言われても、現実的にはちょっとこの解体費用8,000万を出すというのは難しいことではないでしょうか。この解体費用8,000万円、体育協会のほうに。この契約の内容として、この建物を壊して新庄市のほうに今の説明ですと返すというふうなことになっておりますので、その解体の費用について体育協会が負担するという形にするのであれば、ちょっと現実的にはお金ないわけですから解体の費用はないと思います。

それで、これは住民監査請求の対象になるかどうかについては少し検討、この場ですぐ答えるということにはちょっとできませんので、実際に住民監査請求があった際に検討していきたいというふうに私は考えております。以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 体育協会にお金がないから、現実的には無理なんでしょうではないでしょうか。私にお金がなくて請求された何かが、債務があって、お金が私、誰が見てもないから無理なんだろうというのと、道理が、理屈

が同じだと思うのですが。

一般財団法人、一般社団・財団法人法によって、その法人が収益事業を行う、公益事業を行う、それは妨げられないじゃないですか。では、どうやってお金を工面するのか。法人であるならば借金もできるわけですよ。様々な方法があると思います。では、経営の体力がないのであれば、一般財団法人の法律に従ってお金を稼ぐというような手段も取れるのではないかと思うのですが。

体育協会がお金ないからできないというその道理は社会一般的には通じていかないのではないかと思うのですが、まずは御答弁ありがとうございました。

**大場隆司監査委員** 議長、大場隆司。

**下山准一議長** 代表監査委員大場隆司君。

**大場隆司監査委員** 体育協会ですけれども、適正な利用料で、そんなに利益を得るために指定管理者としていろんな施設を管理しているわけではありませんので、そういった一般財団ですからやはり収益ということも考えられますけれども、この壊す費用まで体育協会に求めていくというのは、ちょっと私とすれば酷じゃないかなというふうに考えております。

ですから、その建物を壊して新庄市にまた返すというような形にしたいというのであれば、やはり新庄市と体育協会のほうでもいろいろなそういったことについて話し合いをして詰めていくということが必要だというふうに私は考えております。以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 監査委員の所感は分かりました。

ただ、これが例えば法廷の場になったときに通用するのかどうか……（不規則発言あり）はい。その下に物事は考えるべきことでもあると思います。

あと、時間がありませんが……、終わります。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 押切明弘議員の質問

**下山准一議長** 次に、押切明弘君。

（6番押切明弘議員登壇）

**6 番（押切明弘議員）** 御苦労さまでございます。私、議席番号6番、絆の会、押切明弘でございます。

発言通告書に沿って、このたびは1点ということで発言させていただきます。発言事項としましては、都市計画マスタープランとまちづくりという発言事項でございます。

お分かりのように、新庄市都市計画マスタープランは平成8年3月に策定されてから、このたび約20年ぶりに改めて策定されました。

策定の目的としましては、これまでの前計画に沿って用途の見直しや尾花沢新庄道路、新庄北道路、山形新幹線の新庄延伸など、高速交通体系の整備を進めてきました。さらに、県立新庄病院、新庄警察署等の全面移転、改築がそれぞれ決定し、それぞれ開院、移転に向けて準備が進められております。

また、少子高齢化に伴い加速度的に進行する人口減少社会の到来など、本市を取り巻く社会環境は大きく変化しており、こうした変化に的確に対応した都市計画が求められております。

そして、これまで培った都市基盤を土台として、さらにその高い都市機能と快適性、利便性

に絡めた居住空間を確保し、市のにぎわいや文化的な生活、自然の豊かさや雪と共にある暮らしを味わうことを楽しむことができる新庄市を実現するための都市計画の指針として、このたび前計画を見直した新たな都市計画マスタープランを策定したということでもあります。

ただし、特に平成8年3月策定の都市計画マスタープランの人口フレームでは、10年後の平成17年には新庄市の人口4万7,000人、15年後には約5万人、さらに20年後には5万3,000人と設定されておりました。これは住居系用途地域の拡大、特に小桧室地区などは19ヘクタール、宮内地区これも大きく55ヘクタール、鳥越・松本地区においても52ヘクタール、これは住居系用途地域の拡大でございます。

また、新庄インターチェンジ付近では工業用地として約50ヘクタールと用途地域の拡大をし、働き場所を確保することにより定住人口が増える見込みがあるという下に設定されたものだと思います。

このように当時の20年前のマスタープランには夢があった。本当に大きな町になるんだなど、私も本当に夢を持っておった次第でございます。

しかし、現状を見れば、いまだに用途地域内には未利用地が多く残され、整備されていない都市計画道路も数路線あります。今後、市はこのような問題にどのような具体的な計画を持っているのか。

また、社人研の推計だと本市の人口は御存じのように、昭和35年の4万3,550人をピークにそれ以降減少し続け、現在は約3万5,000人、令和22年、つまり20年後2万5,000人となるということでございます。このように少子高齢化に伴う人口減社会が到来しておりますけれども、この人口減少に歯止めをかける具体的な対策、対応はあるのか、次の事項についてお伺いいたします。

①として、数十年も前につくられた都市計画

図は大幅な見直しが必要ではないでしょうか。

②都市計画税を課している地区、この地区には税の公平性の観点からも市が積極的に関与し開発を促すべきではないでしょうか。

また、③として、市税、特に固定資産税であります、固定資産税の増収にはこの未利用地の開発が必要ではないでしょうか。

④宅地開発が進んでいる白地地区、たくさんありますが、用途地域に変更するべきではないでしょうか。

最後に、若者でも取得できる安価な宅地の供給も定住促進に大きく寄与するものではないでしょうか。

以上、私の質問とさせていただきますので、御返答のほどよろしく申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、押切市議の御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、都市計画マスタープラン、当時の平成8年の事例を出していただきました。また、昭和53年に一番多い4万3,000人の人口がいたというようなことで、そのプランでは平成17年、約10年後に4万7,000、15年後には5万、20年後には5万3,000人という事例を出していただきました。

当時、計画を策定するに当たりまして、背景としては人口減少ということが入っていないということがございました。世の中の動きといたしまして、高学歴社会というのが始まりまして、ここ20年ぐらい若者の流出が非常に続いているというようなこと、高卒というふうな時代ではなく専門学校あるいは大学進学、短大進学という時代がどんどんと年を進むごとに進んできました。結果的に若者の流出ということが地元回帰の施策を様々な形でしてきたわけがありますけれども、なかなかそれに追いつかず

若者の減少が続き、親となるべき若者世代が減少しているということが大きな人口減少の元となっていることは、議員も御承知のことと存じます。

昨年度策定いたしました都市計画マスタープランでは、約20年ぶりの見直しとなっております。御指摘の用途地域内の未利用地や長期未着手の都市計画道路につきましては、この見直し作業による検証の中でも課題とされたところがあります。

これらの課題の対策と併せ、全国的な社会問題とされる少子高齢化、人口減少社会についても対応可能な都市づくりの指針といたしまして全体を構成させていただいたところがございます。

初めに、都市計画図の見直しでございますが、現在進めております長期未着手の都市計画道路の見直し作業とその後実施いたします用途地域見直しを踏まえて、図面の変更を実施したいと考えております。

また、都市計画税を課している地区の積極的な開発、誘導についてであります。都市計画税につきましては都市計画区域全体の道路や公園、下水道など都市計画事業の財源に充てるための目的税でございます。個別の課税というよりは市全体としての都市機能向上のため事業に充てるものとして御理解いただきたいと思います。

この間、下水道につきましては市内全域を網羅するような形で計画をしておりましたが、数年前に各地域のアンケートを取りまして、必要だというような町内のパーセンテージによりまして、たしか35%しか要望のないという地域においては下水道路線から外させていただき、新たな下水道の範囲を決定し、小さくというか狭くの範囲内で実効性の高い下水道の配管を目指すということに方向転換したことも御了承願いたいというふうに思います。

続いて、市税の増収のための未利用地の開発が必要ではないかということですが、議員おっしゃるとおり、未利用地の活用は固定資産税の増収に直結する内容であると認識しております。特に、用途地域内の未利用地につきましては、民間企業による活発な経済活動が進められるよう用途地域による土地利用の純化などにより誘導を進めてまいりたいと考えております。

次に、宅地化が進んでいる地域の用途地域への変更という御質問ですが、先ほど御説明いたしましたように、今後検討する用途地域の見直しの中で取り組むことと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

最後に、若者でも取得できる安価な宅地供給についての質問であります。こちらにつきましても定住のきっかけとなる手段の一つであると認識しております。この対応といたしましては、土地開発公社におきまして事業化の検討を始めたところでございます。今後、民間の開発活動に波及できる手法を探りながら宅地供給についても研究、検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 今回の返答で、①に書いた都市計画図の見直しはやると、進めるということでございますけれども、やはりいろいろなことを考えますといつ頃から始めていつ頃までの予定で終わるのか。結局、旧マスタープランもそうでしたけれども、20年間何もやってこないような印象あります。いつ頃から始まりますか、この見直し。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 都市計画図の見直し作業というふうなことでの御質問をいただきました。

見直しの作業といたしましては今年度から着

手しております、現在、長期未着手の都市計画道路の見直し作業について検討、検証を行っているところでございます。

こちらにつきましては、今年度、来年度と2か年の事業の予定で、現在まだ着手されていない都市計画道路の見直しを完了させるという予定で進めているところでございます。

また、用途地域につきましては、その都市計画道路の見直しに併せまして変更が必要となる箇所もございます。また、先ほど議員御質問にありましたように、住宅地、宅地化が進んでいる部分についての用途地域の編入というふうなことも含めまして、用途地域の見直しにつきましては進めていきたいというふうに考えているところです。

この期間につきましては再来年度、令和4年度、5年度で用途地域の見直しを実施して、その段階で検討した内容について図面のほうの修正を行いたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 今の返答ですと、私が思ったよりも少し早いかなという印象でございますので、なるべく早めに作業を進めてもらいたいなというふうに思います。

それで、また再質問させていただきますが、20年前につくったマスタープラン、これ、また掘っくり返すようですけども、小桧室地区約19ヘクタール、そして宮内地区55ヘクタール、松本・鳥越地区52ヘクタールを住宅地にするということをうたっていましたけれども、マスタープランですから、20年たってもほとんど実行されてないとか計画どおり進んでいないというふうに見えますけれども、どうしてですか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 前回の都市計画マスター

プランの計画上で示しておりました住宅地化への想定ということで、各地の未利用地の活用に向けての動きがなかったというふうなことでの御質問をいただいたところでございます。

当然、平成8年度当時、人口減少という社会現象までは想像されていないこともございまして、必要となる住宅地の造成が必要であろうということで想定したものと考えているところでございます。

その後、人口の動態などを鑑みながら都市計画の事業についても進めてきたところでございますが、現実的な部分として、民間の宅地開発も含めましてそこまで広大な住宅地化が進んでいなかったというのが現実ではないかというふうなところで考えているところでございます。

なかなか予定していた計画どおりの人口増加が見込めなかった部分、社会現象等もありますが、それまでならなかったことも御理解いただければと思っているところですので、よろしくお願いたします。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 私、個人的にも、桧町地区19ヘクタール、宮内55ヘクタール、松本・鳥越52ヘクタール、べらぼうな面積が宅地化して一般の住宅が建つなんて、やはりこれはちょっと無理かなと、当時のマスタープランを見たときに思ったというのが正直な感想であります。

しかし、やはり市には土地開発公社というものが有りますから、この20年の中でどこかやった実績ありましたかね。お聞きします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 前回の都市計画マスタープランから土地開発公社が造成を行ってきた実績というふうなことでございます。

これまで土地開発公社におきましても、宅地造成の実績としましては、宮内地区、松本地区、

万場町地区など実際に宅地造成をしてきたところでございます。こちらの造成につきましては、公共用地の代替用地などというふうな部分もございまして造成の実施を行ってきたこともございましたので、その代替用地を含めて代替地以上に開発された部分につきましては一般公募というふうなことで造成もさせていただいたところでございます。

その辺につきましては、公社としましても造成を行ってきたということで御理解いただければと思っております。以上です。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** さっきも言ったとおり、新庄市には土地開発公社という立派な子会社といますか、あるというふうに思います。ただ残念ながら、ここ何年かというよりも、正確な年月は分かりませんが、もう10年ぐらいはほとんど事業をやられていないのじゃないかなというふうに思うわけです。

このたび、先日、新庄市土地開発公社の宅地開発候補地調査報告書というものが示されましたけれども、その中で一番最初に適当だと思われるのは松町地区だということで、これはいつ頃から、改めて確認しますが、いつ頃から着手、そして工事完成して分譲というような工程であるのか教えてください。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 先日前お示しいたしました土地開発公社の造成地の候補地調査報告書ということでお示しさせていただいたところでございますが、その中で選定した場所としまして、小松室地域の宅地造成を現在計画をしたところでございます。

こちらの実施予定、今後のスケジュール感というふうな部分でございまして、ここを選定した理由といたしまして、市が計画をしておりま

す流雪溝整備計画もこの地域において計画されておりますので、流雪溝と併せて宅地造成も完成させられるようなスケジュール感を持って事業を進めていきたいということで検討を進めているところでございます。

実際の事業スケジュールということでございますが、来年度から詳しい部分での実施に向けての実施調査のほうを進めていく予定としておりまして、順次進めながら報告もさせていただければと思っております。

たださきに申し上げましたように、流雪溝の整備と併せて宅地供給を行いたいというふうなことがございますので、流雪溝の整備事業に併せたスケジュール感となってくると考えているところです。こちらのほうの予定としましては、令和9年ほどで暫定的な利用が可能となる見込みを持っておりますので、宅地の供給につきましてはその頃を見越した形で進めていければというふうなことで考えているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 今のお答えですと令和9年、差引き6年後、5年後6年後、最短というふうに私は捉えましたけれども、最短で5年6年、こんなにかかるのかなと。

これは流雪溝の整備と絡むということだという理解はしましたけれども、5年も6年もあるのであれば、3候補あったじゃないですか、松町地区と東谷地田地区、あと泉田小学校跡地が適当な場所だと。松町をやる前に東谷地田地区なり泉田小学校跡地なり、これを先行してやることでできませんか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** ほかの候補地の先行着手というふうなことで御質問をいただいたところ

でございます。

土地開発公社におきましても、理事会の中で今回の宅地造成候補地調査につきましては報告をさせていただきます、理事会の承認を頂いているところでございますので、理事会の協議の中でそう決定をされたものというふうに理解しているところでございます。こちらにつきましては、その方針に沿って進めていければと考えているところですので、御理解いただければと思います。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** せっかく公社が示したこの報告書、結局一番早くて5年後6年後、多分また1年後2年後というわけにいかないでしょうから、この3候補が本当に宅地化になって安い宅地の供給ができるまでは多分十数年かかるのではないですか、今のペースだとですね。

結局、萩野学園、立派な校舎を建てて小中一貫校ということだと思いますけれども、人口が減ればもう教室は余る、これは明倫学校もそうでしょうけれども、もう少しスピード感を持って、若い人たちが周辺に住めるような宅地の供給というものをもっとスピーディーにできないのかなというふうに思っているところなのです。その辺どう思いますか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** もう少しスピーディーな事業展開というふうなことで御質問をいただいたところでございます。

今回、この場所の選定に当たりましては、グレードの高い宅地の供給というふうなことで小桧室地域を選定させていただいたところでございます。

また、萩野学園周辺につきましても、泉田小学校跡地利用というふうなことで検討も行いたいということで候補地として設定したところで

ございました。ただ、そちらのほうにつきましては、理事会の中でも協議させていただいて提案させてもらった内容について御承認いただいたところでございます。

また、中心市街地の部分につきましても、人口の歯止めをかけたいというふうな部分を考えているところでございまして、そちらにつきましては土地開発公社ということではなく都市整備課としての事業展開ということで、空き家の活用、利活用というふうな部分でも今後力を入れていきたいと考えておりますので、そちらのほうも御理解いただければと思っているところです。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 土地開発公社のことに対しての御質問ありがとうございます。

一時期、土地開発公社の塩漬け問題等がございまして、それは解散したらいいのではないかなというようなことの御意見がありましたが、公共用地が必要な場合もあるというふうなことで、この公社を存続してきたわけでありまして、

議員おっしゃるとおり、若者住宅を設置するというふうな大きな目的を我々は持っております。そういう意味で、土地開発公社につきましても今後早急な形で実現できるよう、私も要請してまいりたいというふうに思っております。

また、泉田に関しては、やはり萩野学園、立派な学校ができて、欲しいのは跡継ぎが欲しいわけでありまして、次の入る方々をどういうふうに誘致、入っていただけるかということには安価な宅地だというようなことで、ですから、土地開発公社が全て一から十までやるということがいいのかどうかということの議論も含めて、やはり宅建業界等が進める住宅政策の中で、開発公社がここまですることによって単価が安くできるということで住民の若者の方に提供できるというふうな手法もあるのかなというふうに

思っております。

ただし、開発公社は独立採算制ということでありますので、かけたお金を回収しなくちゃいけないということもありますので、そのときは、先ほど都市整備課長が申しあげましたように、土地整備課のほうの事業として、施策としてそれを補いながら、スピーディーな住宅地の開発というのができないか、早急に検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

**小松 孝副市長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 副市長小松 孝君。

**小松 孝副市長** 土地開発公社の事業の中で、このたび小桧室の宅地の開発の事業化ということで御説明させていただきました。

それで、令和9年度に提供できるのではないかという事業の見通しを立てておりますけれども、何でこのぐらい時間がかかるかという部分であります。一番のネックは最上川からの水利権の問題であります。流雪溝を造って道路を切って供給するというとこれほど時間かからないのですけれども、その整備した流雪溝に水を流すとすると、最上川からの水利権を取得するのに早くて4年とか普通にかかってしまうと。

通常であれば10年程度の基礎調査が必要、必要な基礎資料を集めて申請する形でありますけれども、そこを最短短くしても3年でも非常に厳しいのが現実であります。その水利権を得て流雪溝整備して公社で宅地供給できればというのが、このたびお示ししました宅地開発の報告書であります。

あと、その検討の中で重きを置いた視点というのが、民間業者を圧迫しないような宅地の提供の数という視点と、あと、販売した際にそれが単価としてさばけるのかというような視点も併せて持っていたところでした。

あと、もう一点、泉田の学校跡地ですと、可能性としては泉田保育所を建て替え等する場合に候補地にもなる可能性があるというような視

点もあった中でのこの報告書ということで御理解いただければと思います。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 民業圧迫という言葉も出ましたけれども、これはやはり宅建協会のほうとお話をすれば、いい意味ですみ分けができるのかなと思っています。当然、協会としてもその話には乗ってくるだろうし、密な打合せをして進めていただければ本当にいいまちづくりができるのかなと。

やはり未利用地については非常にもう、具体的にその場所とは申しませんが、現状を見る限り、もう開発ができない、もう原野というよりも山林に近いような場所がもう多々あるのですね。

ですから、私は、もうそういうところは捨てると。そして、なぜそういう場所が開発できないかということ、やはり住居系であれば住みたくないわけですよ。例えば学校が遠いとかスーパーが遠いとか病院が遠いとか、そういう理由もあるわけです。

だから、そういったところが相当の面積あるので、私は、1回色を消して白地にして、その分住みたいなというところに色を染めると。その辺、具体的にはやはり宮内地区などは適当な場所かなと私個人的には思うところです。そうすると、消した分、沿いますから、プラスマイナスゼロぐらいでいいと思います、面積的には。そんな手法は取れませんか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 用途地域の再編というふうなことでの御質問だと思います。

議員おっしゃいますように、用途地域内の未利用地でなかなか活用されない部分につきましても多く存在しているというふうなことは認識しているところでございます。

また、利便性の良い場所で用途地域の着色がされていない場所というのもあるだろうというふうなことでは認識しているところでございますが、今回見直しをしております都市計画道路等の見直しで、改めて道路網の整備の仕方に併せて全体的な用途地域の見直しも考えていかなければならないというふうなところで理解しておりますので、それを含めまして、先ほど市長答弁にもありましたように、今現在宅地化が進んでいる部分の用途編入を含めまして、今後進めていく用途地域の見直しの中で進めていければというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） 見直しについて少し前向きな回答を得たなと思って少し安心はしているのですが、やはり人に住んでもらわないことにはならないわけです。だから、何回も言ったとおり、今、用途地域がなぜ空いているかというと、住みたくないのです、住居系である場所。くどいようすけれども、住みたくないのですよ。

住みたいところをやはり市が、行政側が誘導して、それが公社でやろうと民間を使おうと、これはいろんな手法があるかと思えます。ですから、そのような方法でまず前向きに用途地域に関しては大幅な変更を私は望みます。

次、質問させていただきますけれども、固定資産税についてちょっとお伺いします。

最初の質問で、未利用地、利用されてなかったらやはり固定資産税増収、収入源にならないということは市長答弁でもありましたけれども、残念ながら今年度補正でも市税のうちの固定資産税の減が約3,000万でしたね。来年度当初予算が、3,000万の減で、来年度数字見ますと約6,000万の減。これは市税の中で随分突出してマイナスの数字が大きいなと思っているところ

です。これは何でこんなに減るのですか。

これはいろいろ理由はあるのですが、私個人的には、何で減るのかちょっと分からないのです。というのは、少しでも年間僅かながらとはいえ、私は横ばいもしくはプラスになっているのかなと。当然農地であったり原野であったところが少しでも宅地化になっているわけですから、その分の固定資産税というのは当然入るわけで、少しはプラスになるのかなと思っていましたけれども、マイナスということはなぜですか。教えてください。

森 正一税務課長 議長、森 正一。

下山准一議長 税務課長森 正一君。

森 正一税務課長 固定資産税が連続して、補正も含めて減少しているというようなことでございますが、今回のコロナウイルス関係で徴収猶予という制度がございます。特に企業が持っている固定資産税について徴収猶予の動きがありまして、今年度の歳入3,200万円ほど減で補正させていただいたところです。これは全て徴収猶予に絡むものです。

あと、来年度につきましては、評価替えというようなことで全体的に下落しているというような流れがありますので、その分が減るというようなことでございます。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） 今年度の減と来年度評価替えもあるということでマイナスということは分かりましたけれども、ただマイナス6,000万、来年度ですよ、大きいなと思って見ていたところでした。

だから、私はやはり、何回も言いますけれども、少なくとも用途地域内は固定資産税、要するに市税の中でも一番確実な市税、最も率の高い、四十六、七%あるじゃないですか、市税の中でも、住民税でも高いわけですよ。確実に徴収できる固定資産税をやはり増収得るにはどん

な方法があるかと思いませんか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 固定資産税の増収に絡んだ部分というふうなことでお答えさせていただきます。

先ほど市長答弁にもございましたように、未利用地の活用については固定資産税に直結する内容であるというふうなことで理解しているところでございます。

未利用地の活用の促進というふうなことでお答えさせていただきますと、現在、使われている場所につきましては、土地利用しやすい場所への開発並びに建造物の建築というふうなことで進んできているところではございますが、周辺の環境も含めまして用途地域の純化をさせることで周辺に迷惑はかけずに土地を活用できるというふうなことで、住宅関係については住居系、工業関係もしくは沿道型の土地利用としましては工業系というふうなことで用途地域を設定させていただいているところでございます。

今回の用途地域の見直しにも併せまして、現在の土地利用と見比べながら用途地域の見直しも進めていくというふうなことでございますので、その用途地域に合わせた土地利用を活用していただければ、より活用の方向が進むのではないかというふうなことで考えているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** やはり土地、貴重な限られた土地でありますけれども有効な手段をもって、なおかつ市の税収増に寄与できるような土地の利用の仕方が望ましいわけですから、そのように行政側としても指導、そして誘導もあろうかと思っておりますけれども、やはりそこには支援、そういった文言も必要じゃないのかなと思

っているところです。

だから、公社でやるもよし、民間でやるもよしですけども、やはり宅地を下げないと私は駄目だと思っています。値段を下げないと。買ってくれません。

だから、民間でやる場合は、例えば市が支援、具体的には水道を入れてやるとか下水道を入れてやるとか何かそういった支援があって、その支援した分は宅地の値段を下げてくださいねと、その分懐に入れるのではなく下げてくださいという相談をしながら、その用途地域内の未利用地の利用を進められないのかなと、そういった考えはございませんか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 宅地造成への支援策の創設というふうなことでの御意見かと思います。

今現在、宅地造成に向けての支援というふうなところで市で制度は持っていないところではございますが、事前協議の中で進めていく造成につきましては、その協議の中でできることとできないことなど市との協議をさせていただいているところでございます。

また、先ほどの冒頭の御質問の中でも都市計画税の課税に対する内容というふうなことで答弁もさせていただいたところでございますが、下水道の整備また都市計画道路の整備などについてもこの都市計画税を原資としまして事業展開をしているところでございます。こちらの事業に併せまして、その開発者側への支援というふうなことも含み入れながら協議の中で進めていければというふうに思っているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 私はくどく、くどく今まで言ってきましたけれども、やはり新庄市の人口が20年後には約1万人ぐらい減るとい

本当にこれは大問題だなと。これは私だけではなくて皆さん市民も含めて感じているのではないかなと思うのですよ。

20年後に1万人減ると年間大体500人ぐらい減る。もう目に見えて、これは新庄市じゃなくて、町とか村とかそんな感じに、行政側の予算を含めてなっちゃうのじゃないか。それが心配なんです。先行きが明るくないというか。

だから、20年前のマスタープラン、くどいようですけれども、あれにはね、やはり、言いましたけれども、冒頭、夢があったんですよ。夢があった。でも、このたびのマスタープランには夢がない。夢がないんです。何でも縮小縮小縮小で。将来こうするんだと、こういうふうなまちをつくります、そういった文言が図面にしてもない。そこはちょっとさみしいかなということです。くどいようですけれども。

話はちょっと変わります。新庄小・中学校から卒業式の案内が数日前に届きました。中身を見ますと、出席してくださいという内容ですが、その中に人数、63人とか67人とかそんなオーダーなものだからちょっとびっくりしたというか、本当に驚愕した感じでした。

私が中学生の頃は240人近くおりましたので、4分の1。確かに相当の時間はたっていますけれども、これがこのまま本当に減っていったときの新庄市を考えたときに、いやあ、どうなるんだべと。63人というのは、私は1が抜けていたのかと思った。百六十何人とか。でも、抜けてなかった。六十数人。

この状況では大変だなと、市の運営上も大変だなという感想を持ちながら卒業式、また入学式の案内も来るでしょうけれども、行ってきますけれども、いつまでも新庄市が夢のあるまちづくり、まちになるようにこれからも私も頑張りますけれども、行政側も本当に頑張ってもらって、まち元気なまちにしていきたいなと思って、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

ございました。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後1時58分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 佐藤悦子議員の質問

**下山准一議長** 次に、佐藤悦子さん。

(1番佐藤悦子議員登壇)

**1 番(佐藤悦子議員)** 日本共産党を代表して、一般質問を申し上げます。

日本共産党は、ケアに優しい社会、困った人に優しい政治を目指して頑張っています。そういう意味で質問いたします。

まず1番として、新型コロナウイルス感染症拡大を抑え、市民の命と暮らしを守ることにについて質問します。

①は、2月1日時点で全国の高齢者施設のクラスター発生件数が累計で928件、医療機関も796件へ急増しました。高齢者は新型コロナに感染した場合、重症化や死亡に至る率が非常に高いです。無症状の感染者をいち早く発見することが必要です。県内の大江町の福祉施設では、無症状者が感染を広げたとのこと。高齢者施設と医療機関の職員への定期的なPCR検査、新しい利用者の検査への市独自の支援などが必要ではないでしょうか。

また、市独自で医療機関や高齢者施設への何らかの経営継続の支援が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

②として、市独自で検査費用の援助についてはどう考えているのでしょうか。無症状でPCR

検査を行った方へ支援して感染防止を図ることが必要ではないか思います。

また、陽性者に対しての経済的支援は十分だとお考えでしょうか。

③として、コロナ禍によって地元業者が廃業の危機に見舞われ、若い人の自殺も出ていると聞きました。市による状況の把握はどうだったのででしょうか。市で地元業者も入れた地域振興対策委員会をつくるべきではないでしょうか。

必要な方が必要なときに低利融資を受けられるよう、新庄市の意見書を作って金融機関に出し、支援するべきではないでしょうか。

飲食店も含めた全地元業者の借換えなどができるようにできないでしょうか。

④として、コロナ禍と呼ばれる事態の拡大で生活困窮となる人々に対して、生活保護に対するある種の偏見や誤った認識などにより相談や申請をちゅうちょしてしまう場合があると指摘されています。「生活保護は国民の権利を保障する全ての方の制度です。ためらわずに御相談ください」というふうに広報し、ホームページに保護申請書も載せてメールを使った申請も受け付けてはどうでしょうか。

また、扶養照会が保護申請を避ける理由の一つになっていると言われていますが、国会での答弁でも法的義務はないと大臣は答えています。扶養照会はやめるべきではないでしょうか。

また、高齢加算の削減など生活保護費の引下げと衛生費の支出増加などによって、生活保護受給者の生活が大変苦しくなっているとのこと。保護費の充実を国に求め、市として福祉の充実を進めるべきではないでしょうか。

大きな2つ目は医療についてです。

①は、昨年12月、一定所得以上の75歳以上の医療費窓口負担2割への引上げ方針が閣議決定されました。医療機関への受診が増える75歳以上の後期高齢者の受診控えと健康悪化を招くのではないかと思います。これに対する市の見

解を伺います。

②として、2022年度から国民健康保険の子供の均等割の減免が国の制度として導入される方向です。未就学児の均等割の5割を公費で軽減するとのこと。私たちの主張、また市長をはじめとする関係者の皆さんの要望が国を今動かしています。

就学時以降が子育て費用はかさんでまいります。そこで、18歳まで減免が必要と考えますが、市独自で前倒しでなるべく早く実施できないでしょうか。岩手県宮古市では既に実施済みです。

大きな3つ目の質問は、市民の福祉充実のために市の正規職員を増やすことについてです。

①は、市職員の1人当たりの事務量が10年前と比べてどのぐらい増えたでしょうか。時間外手当はどのぐらい増えたでしょうか。

②として、県内他市との比較で本市の人口当たりの職員数はどうでしょうか。

③として、庁舎内の清掃や除雪を職員にさせているのを目にしておりますが、時間外手当を払っているのでしょうか。

④として、お茶出しを若い職員や女性にさせているように見えますが、それは各自でするようにすべきではないでしょうか。

⑤として、市民の福祉を守るためにも職員、正職員を抜本的に増やすべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、高齢者施設と医療機関の職員への定期的なPCR検査や新しい利用者のPCR検査への市独自の支援についてであります。国では都道府県等に対し、PCR検査の実施に関し、感染拡大地域やクラスター発生地域においては医療機関や高齢者施設などに勤務する方や入院、

入所者全員に対し定期的なPCR検査を実施するよう要請しております。

PCR検査が行政検査の場合は自己負担がなく、自費検査の場合であっても県が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を活用して個人に負担を求めないようにしておりますので、市が独自に支援することは考えておりません。

次に、医療機関や高齢者施設に対する経営継続のため市独自の支援が必要ではないかとの御意見につきましては、現在、国では持続化給付金、県では医療機関に対する令和2年度山形県地域診療体制支援金や令和2年度山形県医療機関・薬局等における感染拡大対策費補助金、高齢者施設に対しては新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金といった様々な支援事業を実施しております。

本市におきましても、引き続き県の市長会を通じて、さらなる財政支援がなされるよう要望してまいります。

次に、無症状でPCR検査を受けた方への補助につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症は第2類感染症相当に位置づけられており、PCR検査をはじめとした感染症対策につきましては、基本的に国や県の責務において実施されるべきものと認識しております。

また、陽性者に対する経済支援につきましては、現在、医療費は全額公費負担となっており、また、国保税の被保険者につきましては国保税の減免や傷病手当金制度の創設により一定程度の支援がなされているものと理解しております。

次に、地元業者の廃業についての御質問でございますが、コロナ禍により売上げ減少、事業主の高齢化や死亡など理由は様々ですが、今年度中に市内で廃業した事業者18件を把握しております。

次に、地域振興対策委員会をつくるべきとの御提案ですが、市内事業者に関しての状況把握につきましては、当面新しい組織の立ち上げで

はなく、現行の枠組みの中で関係機関との情報共有、相談をこれまで以上に密にすることで対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、意見書につきましては、事業者が融資を受ける際、保証協会の保障を別枠で受けられるセーフティネット制度についてのお話かと存じますが、手続については事業者がまず金融機関と相談し、市及び保証協会への書類作成から提出まで金融機関の協力を得ながら実施するのが一般的であります。結果として融資実行までの時間が一番短く済み、事業者の利益になるやり方であると認識しておりますので、融資について市から金融機関に意見書を提出することは考えておりませんので、御理解をお願いします。

そのほかに市の制度融資として、市内事業者の設備資金や運転資金を融資するための小売商業振興資金と地域産業振興資金の2つの制度がございます。市から金融機関に無利息で原資を預託することで事業者に有利な金利で融資を実行する制度ですが、飲食店などこの制度の対象とならない業種がございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の問題も含めて、近年の社会経済情勢が大きく変化している状況がございますので、この2つの制度融資につきましては、令和3年度中に現行制度の課題を整理し、金融機関とも協議を行って検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、生活困窮者への支援に関する御質問でございますが、感染拡大の影響により生活に困窮している方へのセーフティネットとして様々な制度が整備・拡充されてきております。

最後のセーフティネットといわれる生活保護制度につきましては、メールでの申請受付はできませんが、メールや電話で困窮の相談を受け、直接市役所や相談場所に来ることが困難な場合

には、担当者が相談者の自宅に訪問し、相談者のお話を聞きその場で申請を受理するなど、直接こちらから赴く取組も行っております。今後も広く市民へ制度を分かりやすく周知していくとともに、相談しやすい窓口の体制づくりに努め、困っている人を取り残さない取組を進めてまいります。

また、生活保護の申請をためらう理由の一つと考えられる扶養義務調査につきましては、今年2月に扶養照会の適用が一部緩和される動きがございますので、DV等個別の事情に配慮しながら適正に実施してまいります。

生活保護費の支給額につきましては、基準額の検証を5年ごとに政府の諮問機関である社会保障審議会生活保護基準部会で行い、一般世帯の消費水準との均衡を図りながら、社会経済情勢等を総合的に勘案し、保護世帯の家計簿調査などを基に要保護者の実態を把握し、年齢や世帯構成、所在地域別に支給金額が定められているところです。

新型コロナウイルスの影響による衛生費の増加に対応する加算等は今のところございませんが、特別給付金や児童手当などコロナ対応分が給付されておりますので、これらの給付金を有効に使っていただくとともに、国の新たな動きも注視してまいります。

次に、医療に関する御質問ですが、後期高齢者の医療費の一部負担割合に新たに2割の区分を新設することは、少子高齢化が急速に進む中、現役世代の負担上昇を抑えながら全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築するための国の施策です。

国では、負担増が原因で受診が抑制されることのないよう一定期間負担増額に上限を設定する配慮措置を導入する方向で検討しておりますので、市としても注視してまいります。

次に、国民健康保険税にかかる子供の均等割減免ですが、国では未就学児を対象に、国と地

方が費用を負担することで5割を軽減する制度を令和4年度に開始することを検討しています。本市としましても、国や県の動向を見ながら引き続き検討を重ねてまいります。

次に、市民の福祉充実のために市の正規職員を増やすことについての御質問ですが、1点目の市職員の事務量と時間外手当が10年前と比べてどのくらい増えたかとの御質問ですが、昨年6月にお示した第5次新庄市総合計画基本構想では、10年前の平成22年度が407事業に対して令和元年度が446事業、増えた事業数は39事業で、率にして9.6%増加しております。

また、時間外手当につきましては、全国全般的なイベントや事業があったり、豪雨や豪雪などの災害対応のあるなしで大きく変わってきますので一概に比較はできませんが、職員1人当たりの手当支給額は、平成20年度は年額20万9,000円に対し令和元年度は20万7,000円と2,000円ほど減少しております。

2点目の県内他市と比較した場合の本市の人口当たりの職員数でございますが、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市を除く県内9市における人口1,000人当たりの職員数の比較では、令和2年度は普通会計で6.67人で少ないほうから2番目、職員数総合計では7.64人で一番少ない職員数となっております。

人口当たりの職員数は消防署や病院を持つ自治体の数値が高くなるなどの傾向がありますので、これも単純には比較できません。本市におきましては、これまでの行財政改革の取組などによって効率的な組織体制になっているものと考えております。

3点目の庁舎内の清掃や除雪を職員にさせているが時間外手当を払っているのかとの御質問ですが、庁舎の毎日の清掃につきましては、会計年度任用職員2名が清掃に限らず庁舎の環境整備を行っているところです。職員によっては

朝早く来て掃除をしたり当番制で行っている課も一部ございますが、職員が自発的に行っているものであります。

また、除雪につきましては、会計年度任用職員の勤務時間を変更して8時から除雪に従事してもらっています。朝早く重機が入りにくい場所の除雪を手伝ったり、公用車の雪払いをしている職員もいますが、これも職員が自発的に市民の方々を迎え入れる準備、また業務を行うための準備でございますので、御理解いただきたいと思っております。

4点目の若い職員や女性職員にお茶出しをさせているとの御質問ですが、各課に確認しましたところ、会議や来客があった場合などはお茶を出すことがあります。各課においては職員が各自で行っていることを確認しております。

最後に、職員を抜本的に増やすべきではとの御質問であります。増大する行政需要や市民ニーズの多様化に対応するため事務事業数は増えてきておりますが、行政課題に柔軟に対応するための組織体制づくりや事務の効率化を図るとともに、施設の民間移管や指定管理者制度による施設管理、業務の部分委託、さらには職員研修などを充実させることにより職員のレベルアップを図ることで対応してまいりました。

今後もこれまで進めてきた行財政改革の取組を継続して進めていくとともに、市民満足度を向上するまちづくりを進めていくという基本的な考えの下、定員管理計画に基づき適正な職員数を確保してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） では、1番のところから質問いたします。

ワクチンは感染収束への有力な手段ですが、未知の問題を多く抱えています。厚生労働省も

ワクチンによる発症予防効果は臨床実験で確認されたが、感染予防効果については明らかになっていないと言っています。ワクチンの効果が長く続くかどうかも分かっていません。

変異株の中には抗体が効かない逃避変異もあるとの指摘もあります。ワクチン接種が始まって、社会全体での効果が確認されるにはかなりの時間がかかるというのが専門家の一致した指摘です。ですから、感染対策がおろそかになれば大きな失敗に陥ることになります。

クラスターが発生したある高齢者施設で働く職員は、施設でクラスターが発生して濃厚接触者になってPCR検査を受けたが、自宅待機する人員の余裕はない。感染や発症のおそれを感じながらの毎日だったと語っています。

介護施設の職員は、自分が感染し入所者になってしまうのはいけない、施設で感染し家族にうつすのはいけない、家族から感染してもいけない、その板挟みの中で笑顔を絶やさず働いています。

感染してからでは感染拡大を抑制するのは難しいです。介護施設では週に1回程度の定期検査を行政の責任で実施することが必要です。無症状者を含め、早期に陽性者を発見し、保護、隔離しないと、介護施設のクラスターは防げませんが、再度お伺いします。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 ただいま議員おっしゃいました、ワクチン接種の前に感染予防のほうが重要だという御意見、お考えについては私も同感でございます。

これまでも議会での一般質問でもお答えしておりますが、また、先ほどの市長の答弁のほうでも御回答させていただきましたが、今、議員がおっしゃっていただきましたPCR検査の部分も含めて、感染症対策につきましてはやはり基本的に国、保健所を設置する県が主体的に取

り組むべきものと捉えているところでございます。市としましては、国、県と今後も連携、協力しながら感染防止に努めていきたいと考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 全国では自治体独自でやっているということが増えておりますので、そういったところを調べながらやっていただきたいと要望します。

次に、陽性となれば1 か月は仕事ができなくなると言われています。休業手当、傷病手当は本当に支給されるのか。特に国民健康保険加入者本人が陽性となった場合、傷病手当が必要ではないか、どうですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 今、議員のおっしゃっていただきました傷病手当金制度につきましては、昨年度条例化しまして、国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症により仕事を休む場合は所得補償、休業補償を行う制度を既に創設しておりますので、もしそういった状況になった場合は対応できるような形を取っておるところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 被用者がなるということは私も認識しておりますが、事業者本人はどうですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 現在、市で創設しました傷病手当金制度につきましては、国の制度設計に準拠した形で制度を構築しておりますので、今、議員のほうからお話ありました事業者については対象となっていないところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） せっかく国民健康保険税を払っている事業者本人が、1 か月仕事ができなくなるということは大変なことだと思うんです。そういう意味で、事業者本人に傷病手当ができるように改善すべきだと思いますが、どうですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 議員が今おっしゃったことを含めて、昨年来から国のほうで制度設計について検討しているというお話は聞いているところではあるのですが、その後、国のほうから今の段階まで通知が来ておりませんで、新庄市としては昨年構築しました傷病手当金制度を現段階では運用しているような形となっております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 国民健康保険税を払っている事業者本人がいざコロナで陽性になって休まねばならない、そうなったとき、医療費は無料だと先ほどお話を伺いましたけれども、生活費に充てるべきお金がない、これは深刻なことではないでしょうか。その認識はどうですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 議員の質問の趣旨は十分理解するところではありますが、事業主につきましては別の制度、持続化給付金あるいは生活資金の貸与等々ございますので、現段階ではそちらのほうで対応していただくものと理解しているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 今、持続化給付金とありましたけれども、持続化給付金はあと国のほうではやらないというふうに聞いております。

今後、陽性者に事業者本人がなったときに、そういう制度を使えるのがあるのですか。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 今段階で私のほうでは把握しておらないところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） ないのです。ということは、感染して陽性者になっただけで、とてもつらい思いを本人がすることは間違いない中で、生活費が何もないという状況に事業者が陥ることが見えるわけで、それはひどいことで、ぜひ改善すべきではないでしょうか。もう一度伺います。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** あくまでも市としては国の制度に準拠して行っていきたいと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 残念ですが、国のほうに一日も早く改正するように要望するようにお願いしたいと思います。

次に、③についてですが、コロナ禍の中、1の③ですが、地域経済は、先ほどおっしゃったように大変冷え込んでおります。地元業者は銀行の債務が14から14.5%という利子で借りざるを得なくて、完納するまで元金の倍近い支払いとなっております。いつ閉店に追い込まれるか不安で、眠れない日々が続いているとのこと。コロナ禍の情勢は簡単に収束してはいかない見通しです。

新庄市の地域振興資金として銀行に預託している資金の運営状況はどうなっているか、把握しておられたところを報告していただけませんか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** ただいま御質問がありました地域産業振興資金につきましては、現在、12件の融資実績がありまして、7,100万円ほどの融資を実行しております。原資につきましては4,000万円を原資としまして預託しておりますけれども、通常この5倍の融資額ということでなっておりますが、今年度につきましてはコロナ禍ということもありまして、別の無利子融資制度も多かったということもございまして、このような件数になっているところでございます。御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま地域振興資金ということでありましたが、小売商業用の4,000万円、市が銀行に預託しているほうをお聞きしますと、利用はわずか3件、金額にして2,700万円弱の運用だと1月段階での話です。

しかも飲食店を除外しているというのが問題だと思えます。飲食店も含めて全ての地元業者が適用になるように改善すべきではないですか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 先ほどの市長答弁でもございましたけれども、こちらの制度、市で独自に行っております小売商業振興資金、それから地域産業振興資金につきましては、無利息で原資を金融機関に預託しておりまして、有利な金利で融資を受けられるようにしている制度でございますけれども、議員おっしゃるとおり、飲食店等につきましては現在この対象となっていないという状況でございます。

このような状況で今回コロナ禍の状況で経営が大変厳しくなっていると、また社会情勢も変化してございますので、この市の2つの制度融資につきましては、先ほど市長の答弁にもあつ

たとおり、令和3年度中にこの制度の課題を整理しまして、金融機関とも協議を行って検討してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 令和3年度中と言われても、その前に廃業してしまうかもしれないぐらい、今緊急だと思うのです。そういう意味で、令和3年度中の早めにお願ひできますか、お願ひします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。

柏倉敏彦商工観光課長 佐藤議員のほうから早めというふうなことがございましたけれども、なるべく早くこちらとしても検討したいというふうに考えておりますが、いつできるというものは明言は避けたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 経営不振から閉店に追い込まれた方の悩みも気軽に相談できる窓口を設けていただきたいと思いますが、どうでしょうか。この状況の中で親の経済状況でひきこもりになっている子供も出ているとも聞いております。こういったことも含めて相談できる窓口、どうでしょうか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総務課長関 宏之君。

関 宏之総務課長 今現在、そういった総合窓口というのはございませんけれども、基本的には市民相談室のほうに一義的に相談が来るものと思われまふ。その後各担当課に行くわけですが、どういう形の相談窓口がいいのかということは今後検討してまいりたいと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 次に、④についてですが、先日、国の生活保護費の引下げは違法であると裁判で判断されました。市内の生活保護を受けておられる高齢の受給者、毎月のように厳しい厳しいとおっしゃってました。具体的にその方の場合などを聞いてみますと、血液の水分不足を指摘されて、水では駄目だということで経口補水液を購入せざるを得なくて、1か月1万2,000円余り。おかげで水分不足は解消になったものの、紙おむつがさらに必要で月1万円かかっているとのこと。その分どうなっているのかと言いますと、食費を削るしかないということで、ぎりぎりの生活なんだとおっしゃってました。

生活保護費は国に対して拡充を図るよう要請すべきではないでしょうか。また、先ほど扶養照会はやらざるを得ないというような答えがありました。実際今までやってきて支援につながった割合はどのくらいあったのでしょうか。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

下山准一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 初めに、生活保護費の国に対しての要望ということでございますけれども、市長答弁にありましたように、全国的な動向等を調査した上で審議会に諮って決定されるということで、市として意見をする立場にはないというふうに考えております。

2点目の……、すみません。2点目、もう一回質問をいただけますか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 扶養照会のことですが、実際に扶養照会をやって、支援しますという扶養の関係者が割合にするとどのくらいあったかということなど、分かっていたらお願ひします。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、  
青山左絵子。

下山准一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山  
左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 扶養照  
会とは何かということを少し説明したいのです  
けれども、生活保護を開始した方の親族に対し  
て扶養ができるかどうかというふうな文書で照  
会をするものでございます。

内容としましては、金銭的な援助という項目  
もありますけれども、そのほかに精神的な支援  
についてということで、対象者の方について定  
期的に訪問していただいたり電話していただ  
いたり、そういった交流を持っていただけるかど  
うかというふうな項目がございまして、どちら  
かという扶養照会の意義としてはこの精神的  
な支援というほうを求めているものでございま  
す。

実際にこういった照会をかけて、親族の方か  
ら訪問を受けたり交流を持ったりした例とい  
うのはございます。金銭的な援助のほうにつ  
いてはほとんどないというふうに認識してござ  
います。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 本人が生活保護になる  
までは、やはり親族にいろいろ迷惑をかけて、  
特に金銭的に迷惑をかけもう何も抜けられない  
ぐらい迷惑になってしまっていることで、生活  
保護を申請せざるを得ないという方がほとんど  
だと思うのです。そういう意味で、関係も希薄  
になっている状況になる方がたくさんおられま  
す。そういう意味では扶養照会は、無駄とは言  
いませんけれども、やめる方向で考えていただ  
いたほうがいいと思います。

そのために多分、生活保護の申請から2週間  
以内に決定しなきゃいけないと言われていま  
すが、それが遅れがちになるということも聞いて  
おりますし、私はいつそやめてもいいんじゃない

いかなと思いますが、そういうことも国のほう  
で通知も少し変わってきましたし、無理しない  
でなるべく早く受付開始になるようお願いし  
たいと思っております。

次に、医療についてです。

①ですが、2月に入院費の負担が重くて払え  
ないと相談した市民がおられました。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_お金が心配で医療にかかれない、  
医者に行けないと我慢して重症化したりしてい  
いのでしょうか。健康課としてどういう対応が  
必要だったのか。また、2割負担はそういう人  
を増やすことになるのではないかと見解を伺  
います。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 まず、前段の健康課職員の対  
応であります。そういった対応があったとい  
うのは事実かどうか、私が確認してないところ  
ではあるのですが、断じて健康課の職員が  
そのようなことを申し上げることはないとい  
うことだけはお伝えしたいと思います。(不規  
則発言あり)

あと、2割負担の部分でございまして、国に  
おきまして、後期高齢者医療保険制度につ  
いては国のほうで制度設計するものでありま  
すが、今後の社会保険料の増大を見込んでい  
ろいろな様々な議論を経て、最終的には窓  
口2割負担について合意されたというふうな  
形で捉えておりますので、市の見解という部  
分であれば、制度設計は国が行うものであり  
、都道府県の広域連合が運営主体となつて  
後期高齢者医療保険制度は運営する形とな  
っておりますので、市としましては県の広域  
連合の一組織員としての役割、資格や資格  
の得喪や申請書などの業務を適正に実施し  
ていきたいと考えているところでございま  
す。

**下山准一議長** ちょっと待ってください。暫時休憩します。

午後2時41分 休憩

午後2時46分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま佐藤悦子議員より、先ほどの一般質問における発言の訂正並びに発言の取消しの申出がありました。

佐藤悦子議員の発言における訂正箇所については、議長においてこれを許可いたします。

また、発言取消しの申出については、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、佐藤悦子議員からの発言の取消しの申出を許可することに決しました。

佐藤悦子さん。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 「 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_」、この部分を削除させていただきます。取り消していただきます。大変申し訳ありませんでした。

**下山准一議長** 暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時48分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま佐藤悦子議員より、先ほどの一般質問における発言の訂正並びに発言の取消しの申出がありました。

先ほどの佐藤悦子議員の発言における訂正箇所については、議長においてはこれを許可いたします。

また、発言の取消しの申出についてはこれを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、佐藤悦子議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

佐藤悦子さん。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 不穏当な部分がありましたので、その部分を取消しさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**下山准一議長** 引き続き、御質問をどうぞ。佐藤悦子さん。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 2の②についてですが、国による制度導入によって市民の国民健康保険税の負担軽減は総額どのぐらいと予想されるでしょうか。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 国では未就学児の子供の均等割の部分について5割公費負担するというふうな形となっておりますので、御本人というか、お子さんの部分については半分は負担していただくという形になります。

そうしますと、半分公費負担によりまして税金が減収するという形になるのですが、お子さんの部分で見れば、今現在、議案としまして令和3年度からの国民健康保険税の税率引下げをお諮りしているところではありますが、そちらのほうの我々として議案として出している均等割額で試算しますと、お一人につき3万3,100円だった分が1万6,550円になるというような形となりまして、税金としましては180万ほど減額なるという形ではあるのですが、半分公費負担ということで国、県の負担がございまして、そちらのほうの国県負担分で130万ほどございまして、市としましては40万くらいの負担になるというふうな形で試算しているところでございます。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 令和3年度の国民健康保険税税率引下げ10%減、1人当たり1万円の予定です。それでも残る基金、黒字額は幾らあるでしょうか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 令和3年度からの国民健康保険税の税率引下げについて、今、議案ということで提出しているところでありますが、その引下げ幅を検討するに当たっては、新庄市国民健康保険運営協議会のほうにお諮りして協議いただいたところではあるのですが、その際に、今、議案として出してある引下げ率で行った場合、3年後の歳入歳出差引額、翌年度の繰越金となる額については約2億6,000万ほどと試算しておるところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 繰越額2億6,000万、さらに基金もあると思うのです。あわせてお願いします。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 すみませんでした。

歳入歳出差引額、繰越金が2億6,000万、それに加えて財政調整基金が5億円ほどございますので、両方合わせますと7億6,000万というふうな形になります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 7億6,000万円あるということで、18歳未満の均等割をなくす場合、必要費用は2,000万円ですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 仮に18歳以下の均等割全額減免した場合は、これまで約2,000万円というふうな形で御説明させていただきましたが、さら

に精査した結果、現段階では2,000万円の中には既に軽減措置を取られていた方もございますので、そちらの分を除外しますと、全体的な減免額としては1,600万円というふうな形で試算しているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 黒字額が3年後7億6,000万が予想されるわけです。そういう意味では、18歳未満の均等割をなくすという1,600万円ぐらいのお金は出るのじゃないですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 2月17日の全員協議会の際も令和3年度からの税率改定、税率引下げについて御説明させていただきましたが、その際も子供の均等割減免の部分の御説明をさせていただいたかと思いますが、基本的には、今、議員がおっしゃったことも含めて運営協議会の中で協議した結果、子供の均等割減免については引き続き継続的に検討していくべきというふうな形となりましたので、できるのじゃないか、できるのかという部分も含めて運営協議会のほうで答申いただきましたので、今後、私どもとしましては、その部分については今、議員おっしゃった高校生の分も含めて継続的に検討していきたいと考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 3番目の質問をしています。

本市の事務事業数と正職員数を見ると、職員1人当たりの事務事業数はこの10年で1.24倍になっています。本市の定員管理計画では、今後さらに11名削減という計画です。

しかし、現状は、今年度の職員数は人口1人当たり7.64人、県内9市と比較で一番少ない。県内9市の平均は10.24です。3万5,000人の人

口で比較すれば91人も少ないのです。これについてどう思いますか。

**関 宏之総務課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総務課長関 宏之君。

**関 宏之総務課長** 時間になりましたけれども、できる範囲で回答させていただきます。

9市との比較について低いというふうな形の結果が出ておりますけれども、市長答弁にもありましたように、それぞれの業務量が違いますので一概に低いとは言えません。回答にもありましたとおり、市としましては効率的な人員配置を行っているという形でお答えさせていただきますと思います。

**下山准一議長** 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

## 散 会

**下山准一議長** お諮りいたします。

今期定例会の本会議を、明日3月6日から3月16日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を3月6日から3月16日まで休会し、3月17日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時57分 散会

## 令和3年3月定例会会議録（第4号）

令和3年3月17日 水曜日 午前10時00分開議  
議長 下山准一 副議長 新田道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員事務局 主幹	金谷佳代

選挙管理委員会会長 武田清治  
農業委員会会長職務代理 笹行也

選挙管理委員会会長 小関孝  
農事業務局局長 津藤隆浩

### 事務局出席者職氏名

局長 滝口英憲 総務主査 叶内敏彦  
主任 庭崎佳子 主任 小田桐まなみ

### 議事日程（第4号）

令和3年3月17日 水曜日 午前10時00分開議

#### （予算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第9号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第10号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第11号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第12号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第13号令和3年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算

#### （総務文教常任委員長報告）

- 日程第 8 議案第18号鮭川村村営バスの設置及び管理に関する協定の変更に係る協議について
- 日程第 9 請願第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについての請願

#### （産業厚生常任委員長報告）

- 日程第10 議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例について
- 日程第13 議案第22号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第23号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第24号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

## 本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

日程第16 議案第25号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第14号）

日程第17 議会案第1号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第18 閉会中の継続調査申し出について

## 開 議

**下山准一議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。農業委員会会長浅沼玲子さんより欠席願が出ております。代わりに農業委員会職務代理者笹 行也君が出席しておりますので、よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 予算特別委員長報告

**下山准一議長** 日程第1議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算から日程第7議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算までの議案計7件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長佐藤卓也君。

（佐藤卓也予算特別委員長登壇）

**佐藤卓也予算特別委員長** おはようございます。

私から予算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

予算特別委員会に付託されました案件は、議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算から議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算までの計7件であります。予算特別委員会は、3月10日、11日、12日の3日間にわたり活発な議論の下に慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。質疑終了後に、歳出8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費等において修正動議が出され、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成少数で否決されました。その後、原案についての討論に入り、佐藤悦子委員より反対の討論、佐藤文一委員より賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第11号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第12号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第13号令和3年度新庄市水道事業会計予算及び議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算の議案5件につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託されました議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算から議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算までの議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち質疑、討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第8号令和3年度新庄市一般会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** それでは、締め切ります。

投票の結果は、賛成12票、反対2票、棄権2票、賛成多数であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものとした議案第9号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第11号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第12号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第13号令和3年度新庄市水道事業会計予算及び議案第14号令和3年度新庄市下水道事業会計予算の議案5件並びに質疑、討論はなく……、議案5件は……、失礼しました。議案5件並びに質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものとした議案第10号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号及び議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

## 総務文教常任委員長報告

**下山准一議長** 次に、日程第8議案第18号鮭川村村営バスの設置及び管理に関する協定の変更に係る協議についてから、日程第9請願第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについての請願までの議案1件及び請願1件を一括議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁君。

（山科正仁総務文教常任委員長登壇）

**山科正仁総務文教常任委員長** おはようございます。私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、請願1件であります。審査のため、3月8日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第18号鮭川村村営バスの設置及び管理に関する協定の変更に係る協議については、総合政策課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、幼児は無料でよいのかといった質疑があり、総合政策課からは、幼児は無料になるとの説明がありました。

また、別の委員からは、誰がどこから乗っても200円と理解してよろしいかとの質疑があり、総合政策課からは、大人、高校生、中学生利用料金は全て200円となるとの説明がありました。

また、新庄市の年間の負担金はどうかとの質疑があり、総合政策課からは、今年度当初予算は5万だったが今後48万円となる説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号「安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについての請願については、紹介議員及び学校教育課の職員の出席を求め、審査を行いました。

紹介議員からの請願の趣旨説明の後、審査に入り、委員からは、政府のほうでも35人学級にするという話があるが、教員の資質や子供同士の切磋琢磨といったことは実際の教育現場ではどうかといった確認があり、学校教育課からは、教員の資質ということで、35人学級が実現し、教員は1万3,000人ぐらい足りないということ、教員の確保が課題の一つになっているというのは報道もされている。また、教員の質については、教員採用試験もそうだが、いかに育成していくかということもこれからの課題であることは認識している。実際の人数としては、最上地域、新庄市内においては比較的少人数指導の学級が多く、少人数の学校が増えている。そのような意味ではたくましが課題となっている学校や、交流が少なくなり人間関係が固定化することによる課題が出てきている。そのようにならないように学校ではいろいろなたくまさを育てる指導や様々な人と交流できるような活動など対策を練っているとの説明がありました。

また、別の委員から、県が進める教育「さんさん」プランの実態はどうかの確認があり、学校教育課からは、「さんさん」プランについては少人数学級編成や個々に応じた指導など様々な目的があり、またそれにより新庄最上地域においては比較的少人数の学校が多くなっているというのが実情である。小学校、中学校で弾力の加配によりきめ細やかな指導が実現しているとの説明がありました。

また、委員から、30人以下学級にしていた

くのが子供たちにとって力を伸ばすことになる。それが研究成果としても出ている。単学級よりも2学級とか3学級があれば、先生たちも指導しやすくて子供たちもそれを受けられる。1学級の人数をできるだけ早く30人学級にし、良い仕事場だと免許を持った方々が選べるような仕事場にすることで、先生たちの質がぐっと上がる雰囲気ができる。授業の準備もできる。そのようなことが政策として必要だという意見や、国は今のところ40人学級ということで正採用の先生の教員の給料を保障しているが、山形県はそれ以上にやっているために持ち出しがある。国が法律改正して給料を保障する国の責任が出ることにより、山形県の持ち出しが少なくなるといった意見がありました。

また、別の委員から、当新庄最上地域においては果たして30人以下の請願が必要なのか。現実的には30人以下でほぼ行われており、ゆとりはできている。逆に子供が少なくて困っているといった意見がありました。

その他委員間で討議をした結果、採決した結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査経過、その結果についての報告を終わります。以上、よろしくお願ひいたします。

**下山准一議長** ただいまの総務文教常任委員長報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第18号鮭川村村営バスの設置及び管理に関する協定の変更に係る協議について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第18号鮭川村村営バスの設置及び管理に関する協定の変更に係る協議については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについての請願について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** 委員の中の質問の中で、新庄最上地域が少人数に、少子化の傾向で少人数になっている、実態としてはそういう状況になってきているので、この請願についてはどうなのかというような内容であったかと思うのですが、今回のこの請願というのが趣旨を委員会の方たちは目を通していらっしゃると思うのですが、山形県35市町村全てにおいて請願が提出され、そして、そのうち継続審議として判断をした自治体もありますが、最上地域においても7町村全て請願が出されているというふう聞いております。

その中で審査されてきた中で、昨日段階までの報告ではありますが、戸沢村にしても真室川町にしてもこの請願を採択すべきものだと決している。少人数、少子化になっているからという理由ではないかと思うのですが、そういったこの請願の全国的に見た場合、教職者の立場であったり学校全体の問題、課題であったり、

そういった立場から質問をした内容というのは出なかったのでしょうか。

**山科正仁総務文教常任委員長** 議長、山科正仁君。

**下山准一議長** 総務文教常任委員長山科正仁君。

**山科正仁総務文教常任委員長** そのような質疑はありませんでしたが、他市町村、それから全国的に見た流れというのは確かに話の中に出ましたが、他町村は他町村でありまして、我が総務文教常任委員会の中ではそのような結論に達しました。以上です。

**下山准一議長** よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。賛成ですか、反対ですか。(「請願に賛成です」の声あり)

はい、どうぞ。

(1番佐藤悦子議員登壇)

**1 番(佐藤悦子議員)** 私は、「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについての請願に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

新庄市内でもいじめの数の問題について、この本議会でも重要な質疑がされておりました。その話には私は本当に心を痛めました。皆さんもそう思ったと思います。

全国ではいじめの認知件数が61万件、これは2019年度全国小中高校などに対して調べた結果を文部科学省が公表しております。その中で被害重大な問題が過去最高に増えたとのことが言われております。重大事態は前年度より121件増えて723件になっているということでした。

この重大事態の件数が過去最高になった問題について、教育内容の増加や寛容性のない指導、

校則などが子供のストレスを強め、いじめにつながっているとの指摘もあります。競争と管理の教育を改め、少人数学級や教員の多忙化の解消など、いじめ解決に取り組む学校にすることが求められているとのことです。

さらに、小中学校の不登校の数が過去最多の18万人になったとのことも報道されています。7年連続増えたそうです、これも文部科学省の2019年度の調査で明らかになっております。

こうした問題を解決する上で、先生方の少人数学級、一人一人に行き届いた教育ができるようにするためにも、少人数学級を進めていくことが今非常に重要だと考えて、私は感じます。

新庄市内あるいは一部の少人数学級になっているところは確かにあるわけですが、全国的に見て今の現状で40人から35人にすると言っていますが、35人の内容も何年もかかることになるし、このコロナが何年続くかと考えますと、この過密状態は簡単には解決なりません。本当は今すぐにでもコロナ対策を考えたら30人学級に踏み出し、できれば早く20人以下学級になるようにしていくことが私は求められていると思います。

それは、この請願の内容にもありますように、多くの教育関係者が求めていることでありました。全国都市教育長協議会は、答申で1学級30人以下など少人数学級を明記するようにと要望を出しております。全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、日本PTA全国協議会も同様の認識を示しております。

人件費や教室整備のための財政措置を国にみんなで、皆さんが求めている切実な問題だと思います。私は、子供が少なくなっている今こそ一人一人を大切にしたい教育を行い、その子を持っている力を、人格を最大限引っ張っていい方向に持っていく、それが私たちは、日本の国づくりにつながる、またこの地域づくりにつながることだと思うのです。

これを単に大人数のまま、過密のまま子供に教育をさせている状況では、子供を本当に大切にしているとは言えないと思うのです。子供の一人一人を伸ばしてこそ、これからの日本をつくっていく土台になるという視点に立って、教育予算を抜本的に増やす。そのことがこの請願で求められていることだと私は思います。

以上です。

**下山准一議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第1号「安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについての請願について、委員長報告は不採択であります。請願第1号については原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは、締め切ります。

投票の結果は、賛成2票、反対14票、賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

## 産業厚生常任委員長報告

**下山准一議長** 次に、日程第10議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例についてから日程第15議案第24号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案6件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長今田浩徳君。

(今田浩徳産業厚生常任委員長登壇)

**今田浩徳産業厚生常任委員長** それでは、私から産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案6件です。審査のため、3月9日午前10時より議員協議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、成人福祉課職員及び税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、紙おむつの支給に関して必要な事項を市長が別に定めるとあるが、どういう要件の下にこの事業を取り扱っているのかとの質疑がありました。成人福祉課からは、現在の支給内容だが、支給対象を本人または世帯の主たる生計維持者の所得税が非課税という方の中で介護度3以上の方、要介護3は上限を6,000円、要介護4、要介護5は上限9,000円としており、その範囲内での枚数を希望された方の御自宅に配送している。市としては今の配布の状況を維持していきたいので、市町村特別給付を利用して今の水準を維持したままという形で考えている。一旦は介護保

険料から賄うことになるが、財源として国の交付金を充てていくとの説明がありました。

そのほか、介護保険料の減免措置について、介護保険料の多段階化についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第19号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、成人福祉課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、介護従事者について新庄市の場合は不足していると理解しているが、需要と供給の関係についてはどう把握しているのかとの質疑がありました。成人福祉課からは、数に関しては不足していると思う。高齢化が問題になっており、若い人がなかなか入っていかないという話も聞いている。新庄市では有料老人ホームが非常に多いが、特養レベル並みに専門職を置かれていることもあり、施設の多さに対して追いついていないようなところもある。有資格者、専門職を獲得するために育成ということを考えていかなければならない。市でも来年度の事業として、初任者研修よりもさらに軽い入門的な研修を実施したいと考えているとの説明がありました。

そのほか、居宅介護の該当者の人数についてなど質疑がありましたが、採決の結果、議案第20号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例については、成人福祉課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、障がいという言葉の漢字、平仮名の扱いについて、新庄市の意思として平仮名を使うべきではないかと思うがど

うかとの質疑がありました。成人福祉課からは、山形県の様々な法令を見ても平仮名にしているものもあるが、法令の用語に関しては全て漢字を使っており、参考にさせていただいた。今後、例えばいろいろな申請書や表に出るパンフレットなど、たとえ法令の用語であっても表に出る書類に関しては、事務に支障がない限り平仮名を使うようにしたいと思い、現在検討しているところであるとの説明がありました。

また、別の委員からは、内容的に市独自のものはあるかとの質疑がありました。成人福祉課からは、国や県と同じ部分が多いが、国と違うところとしては、第2条の障がいのある人の中に市では難病を原因とする障がいを追加して含めた。発達障がいについても、国や県では精神障がい（発達障がいを含む）という書き方だが、ここは別にして並べて書いている。第5条第2項の障がいのある人が意思表示をできない場合、後見人の方でも代わりに意思表示ができるということを、県の条例にはないが市では入れさせていただいた。第6条と第7条の差別の禁止に関しては国とほぼ同じだが、県の条例には書いていない部分で市ではあえて載せているとの説明がありました。

そのほか、条例のタイトルについて、虐待についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第21号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例については、子育て推進課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、今まで沼田小学校と新庄小学校の子供たちが1つの場所に行っていたが、このたび明倫学園の開校に併せて別れてしまう。説明は十分にされているのかとの質疑がありました。子育て推進課からは、令和元年度から工事に入る予定だということで、PT

Aの総会等で先生を通して説明をさせていただいた。明倫学園についても工期が延びるということで、中央学童保育所に北辰小学校と沼田小学校の子供たちに通ってもらうことになったが、募集の時期に通知文書を出している。また、4月1日から始まるに当たっては、改めて案内する予定であるとの説明がありました。

また、別の委員からは、新庄放課後児童クラブについて、安全面で内側からベランダに出入りや体育館のギャラリーの出入りというのは、扉は通常閉鎖という形のやり方でよろしいかとの質疑がありました。子育て推進課からは、防火扉は先生方が鍵を保管し、通常は鍵をかけている状態になる。外階段に通じる内側の鍵は、消防法上すぐに逃げられるように手の届くところに置かなければならないことになっており、子供たちがいたずらをして開けないよう、先生方によく見ていただくことになると思うとの説明がありました。

そのほか、公有財産の今後の取扱いについてなど質疑がありましたが、採決の結果、議案第22号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、健康課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、自主財源である住民税などが減ってくるのは明らかで、多分コロナの景気が完全に回復するまでは例年どおり国保税が課税できるかできないかというところになる。しっかり新庄市の社会情勢を反映した税率を常に考えていただければと思うがどうかとの質疑がありました。健康課からは、コロナの影響で所得が少なくなり、その分が税額に跳ね返ってくることは十分認識した上で見通しを立てている。そのほか、歳入は低めに歳出は多めにということ、税率引下げの幅を決定するに

当たってはかなり余裕を見て、セーフティネットをかけている形で試算しているとの説明がありました。

その他、減免の特例措置の内容についてなど質疑がありましたが、採決の結果、議案第23号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第24号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、商工観光課職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、文化交流施設の名称について、今後、歴史まちづくり計画を進めていこうとする中で、条例の中に文化交流という言葉を入れなければならなかったのかとの質疑がありました。商工観光課からは、そのような制限はない。この名称をつけた理由は、第4期利用計画の中で、文化に関わるような活用をしていくということで、大枠の使い方として利用計画の中に示されたものを踏まえての名称ということで、文化交流とつけさせていただいた状況であるとの説明がありました。

また、別の委員からは、使用料については市外の方や他地域の方々という区別はないように思えるが、事前にそういった話はあったのかとの質疑がありました。商工観光課からは、特にそういった話はなかった。現状、既に貸出しをしている幾つかの施設があるが、そちらも同様であるので同じように設定したとの説明がありました。

そのほか、貸出しする団体の制限に関する考え方などの質疑がありましたが、採決の結果、議案第24号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

**下山准一議長** 初めに、議案第19号新庄市介護保

険条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 委員長の報告では、19号について、介護保険料の引上げが行われる問題について全員異議なしという話になったように受け取りましたけれども、高齢者の皆さんの介護保険料の負担の重さ、こういった話あるいは引下げを求める市民の声があるという話などはなかったのでしょうか。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 当委員会の中ではそういうお話はありませんでした。

**下山准一議長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第19号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは、締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第20号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、議案第23号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第24号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時01分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日 程 の 追 加

**下山准一議長** 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

**石川正志議会運営委員長** それでは、私から議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前10時50分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第25号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第14号)、議会案第1号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則について及び閉会中の継続調査申出についてを本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいいただきますよ

うお願い申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました補正予算1件、議会案1件及び閉会中の継続調査申出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、補正予算1件、議会案1件及び閉会中の継続調査申出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時12分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

#### 日程第16議案第25号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第14号)

**下山准一議長** それでは、追加日程に入ります。

日程第16議案第25号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第14号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第25号令和2年度一般会計補正予算(第14号)について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第25号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億288万8,000円を追加し、補正後の予算総額を

271億9,421万6,000円とするものであります。

このたびの補正につきましては、豪雪対策に要する道路の除排雪経費の追加補正に加えまして、国の3次補正予算に伴うもの、その他必要な補正を行うものであります。

また、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、繰越明許費補正を追加で御提案するものであります。

4ページ、第2表繰越明許費補正についてありますが、6款農林水産業費の産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、国の3次補正によるものであります。また、8款土木費の日の出町地区側溝整備事業及び11款災害復旧費の農地災害復旧事業につきましては、関係機関との協議に時間を要したことや、このたびの豪雪などによりまして年度内の完成が見込めないことから、繰越しとするものでございます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては財政課長に説明させますので、御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

(平向真也財政課長登壇)

**平向真也財政課長** それでは、議案第25号一般会計補正予算(第14号)につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億288万8,000円を追加し、補正後の総額は271億9,421万6,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございますが、記載しております3事業を追加するものでございま

す。

初めに、6款農林水産業費の産地生産基盤パワーアップ事業につきましても、国の3次補正予算によるものでございまして、歳入歳出予算に追加補正を行うとともに、全額繰越しとするものでございます。

8款土木費の日の出町地区側溝整備事業につきましては、関係機関との協議に時間を要したことにより、また、11款災害復旧費の農地災害復旧事業につきましては、このたびの豪雪によりまして作業に不測の日数を要したことなどにより年度内の完成が見込めないことから繰越しとするものでございます。

続きまして、5ページの第3表地方債補正について御説明申し上げます。

初めに、公共土木事業負担債につきましては、さきに御可決いただきました3月補正予算において、交付税措置のない起債ということから廃止したところでございましたが、国の3次補正予算に伴う負担金が発生したことによりまして、これを歳出予算に計上するとともに、交付税措置のある有利な補正予算債を活用するため、新たに追加補正するものでございます。

また、農地災害復旧事業債につきましては、国の補助金が90%を超える高い補助率となったことから、市債を活用しないこととするため廃止するものでございます。

次に、8ページをお開きください。

歳入でございますが、15款国庫支出金のうち1項国庫負担金の公立学校施設整備費負担金及び2項国庫補助金の学校施設環境改善交付金、さらに国庫支出金の両方に計上しておりますが、子ども子育て支援整備交付金につきましては、全て明倫学園及び明倫学園併設放課後児童クラブ建設事業に係る補助金でございまして、今年度の交付決定額に合わせて増額補正するものでございます。

中段の雪寒指定路線除雪事業社会資本整備総

合交付金につきましても同様に、交付決定額9,034万4,000円に合わせて増額補正するものでございます。

また、16款県支出金のうち産地生産基盤パワーアップ事業費補助金につきましても、先ほど御説明いたしましたが、国の3次補正予算によるものでございます。

続きまして、10ページからの歳出について御説明いたします。

初めに、2款総務費でございますが、1項4目財政管理費におきまして、このたびの補正予算の財源といたしまして、財政調整基金への積立て予定額を9,000万円減額することにより対応するものでございます。

3款2項1目の児童福祉総務費に計上しております国庫返還金につきましては、令和元年度の国庫負担金等の精算に伴うものでございますが、初日の補正予算の審議に間に合わなかったことから、追加で補正するものでございます。

続きまして、6款1項3目の農業振興費でございますが、初めに、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、全額国の3次補正予算によるものでございまして、ライスセンター建設事業に対して補助を行うものとなっております。

その次でございます持続的生産強化対策事業推進費補助金につきましても、全額国費となりますものでありますが、内容といたしましては、このたびの大雪によりまして倒壊または破損等の被害を受けましたパイプハウス等につきましてその資材の購入費等に対する補助事業となっております。

8款土木費2項3目公共土木事業負担金につきましては、先ほど地方債補正のところでも御説明いたしましたが、国の3次補正予算による県事業負担金となっております。

11ページの道路の除排雪業務費につきましては、2月臨時会において追加補正を行ったとこ

ろでございますが、今なお雪戻し分等で不足する見込みでございまして、増額補正を行うものでございます。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第25号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第14号）は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより議案第25号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第14号）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** 10ページ、6款1項3目の18節ですが、先ほど説明いただきましたが、今年の大雪による農業被害ということで、相当のパイプハウスがやられているのを私も大変目撃しております。そういう点では速やかな対応をしていただいたなというふうに評価しているのですが、この金額のうち数量はどの程度の数を把握しているのか。それから、この補助については1件当たりどのぐらいの金額になるのかお尋ねします。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** お答えいたします。

このたびの大雪、暴風雪によりまして大変な被害を受けておりますパイプハウスの資材の購入費の2分の1補助ということでございまして、例えば総数で言いますと、まず、件数では39件、

J Aもがみ管内では21件、すみません。J A新庄関係では21件、もがみでは14件、系統出荷で4件ということで、全てで39件となっております。

それから、どういうふうな作物かと言いますと、ネギが2戸、ホウレンソウが1戸、花卉については10戸、水稲につきまして24戸、あとはウルイ、オウトウというふうな形で、55棟に被害が出ているところでございます。

その被害面積につきましては約1.2ヘクタールということでございまして、補助対象経費が2,544万8,870円、2分の1補助ということで1,053万5,000円というふうな形で対応させていただいているところでございます。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 10ページの農業、農林水産……、たしかその補助金、ライスセンターと聞いたのだけれども、内容、どういうふうな詳しく聞きたいんですが。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** 農業振興費の中の産地生産基盤パワーアップ事業について御説明をさせていただきます。

国庫補助事業ということでございまして、令和2年10月に既に要望書を提出しておりました。令和3年度の当初予算として計上させていただいておりましたけれども、国の令和2年度3次補正予算におきまして前倒しをした事前協議が可能になったということから、承認されれば3月末までに交付決定し、翌年度繰越しで事業を執行することができるのではないかなということ協を進めてまいりました。その結果、今般、承認を受けるということができましたので、予算の計上をさせていただいているところでございます。

事業主体ですけれども、法人化を予定しております絆ファームという方々でございます。代表者、小月野、月岡地区9名で構成されている生産法人、すみません、法人を目的とした方々で、東部防除組合ということで水稻の空中散布等を一手に引き受けていただいている方々でございます。

その品目につきましては水稻ということで、事業内容につきましては、ライスセンターを新築工事、また、フレコンスケール等乾燥調整施設を一式という形でございます。総事業費が1億1,366万円。事業費の税を抜きました補助率2分の1ということで、補助額が5,166万3,000円というふうになっているところでございます。以上です。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** そういう意欲的な農家の方々に補助金を出すのは大変いい政策けれども、このほかにそういう希望する法人とか、そういうのがあるような考えじゃなく、そういう希望する農家あるものですか。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** 同じような形で規模の拡大と法人組織をつくるということで相談は受けているところでございますけれども、実際にどうだというのは今のところお示しすることはできません。今後も地道に相談活動を続けまして、結果を残していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。（「分かりました」の声あり）

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3番（叶内恵子議員）** 繰越明許で土木費の都市計画費で、日の出町地区側溝整備事業が当年度で、令和2年度で工事が終わらず翌年度に繰

り越すということですが、今、財政課長の説明では、関係機関との協議が何だか難航したというか、ということであったかと思うのですが、まず、どういった内容が主に協議が調わなかったのかということと、それに伴って、繰り越すわけですから来年度で工事を完了させることになるかと思うのですが、工期のほうはどのように見ていらっしゃるのか、完了はいつになるのか伺っておきます。

**荒澤精也上下水道課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 上下水道課長荒澤精也君。

**荒澤精也上下水道課長** 日の出町地区の側溝整備工事の繰越明許ということでございますけれども、実際に契約自体が11月12日に契約して、その後取っかかったわけでございますけれども、その間、その施工敷地内のほうに第三者の土地及び構造物、いわゆるうちのほうの側溝の部分については法定外水路というふうな形で、その部分の雨水の側溝整備工事ということで入っているわけですが、その中に、現地に確認の部分で入ったときに、第三者の土地及び構造物が確認されたということで、その計画を変更し施工する必要があると。その中で、第三者とのいわゆる協議等の時間に要する部分が出てきたと。

あと、加えまして、今年度豪雪というふうなことがありまして、雪の排雪の部分でまだまだかかるという部分がありまして、それをもって繰越したいというふうに考えてございます。

実際の完成の年月日については、8月ぐらいまで、上旬ぐらいまでかかるのかなというふうに思っております。以上でございます。

**3番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3番（叶内恵子議員）** 今の工事を進めていく中で第三者の構造物ですか、とか土地があったというような理解だと思うのですが、これは工事を進める前にそういった内容というのは、当

然専門家がかかってあれば分かり得ることだと思うのですが、なぜ分からなかったのかなというのと、この地区を進めていって取水の関係ですね、完了してから流雪溝として活用していた、供用開始になった場合に、その水の量であったり水の流すルールであったり、そういったものも全てきちっと整理されているのかどうか、またそこも併せて伺っておきます。

**荒澤精也上下水道課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 上下水道課長荒澤精也君。

**荒澤精也上下水道課長** 当該水路につきましては、令和元年度の年に日の出町地区のほうから、区長と市長のまちづくり会議において、その辺の一角が悪臭であったり害虫の発生とか、あとは冬季間の水上がり等の被害があるというふうなことで、日の出町地区から懸案事項としてうちのほうに上がってきていたというふうな形になってございます。

実際にこの発注の際には、当然そのうちのほうの法定外水路の部分で工事するという話になっておたわけですけれども、図面上では当然そうなおるわけですけれども、実際の水の流れが現地にあつては、ヤマザワの裏手になるのですけれども、ヤマザワの裏の駐車場の一部として使用されておたりとか、あと、現地流れている部分で民地の方の土地を横断するような形で入っていたというのを事実確認が取れまして、その後、実際の協議という形で進めなきゃならないという部分で、今現在、どういった手法を取るかも含めて、付け替えするのか、その辺どうするのかという部分も協議としなきゃならないと。その部分を整理させていただいた上で、実際に工事をさせていただくというふうな形になってございます。

あとは、先ほど申し上げましたとおり豪雪だということで、今現在、除排雪の部分も含めてそれを取り除いた形で、実際に全部現地底出した上で、いま一度確認させていただくという

作業がございまして、ちょっとしばらく時間を要するというふうな、8月ぐらいまで、8月の頭ぐらいまでには完成と。

ただ、この部分については流雪溝というものとまた違っていて、いわゆる排水、雨水の排水路という形ということでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** すみません。流雪溝というのはちょっと誤解でした。すみません。

やはり工事を進めていく上で、工事を決定して契約をとるというふうに進めていく上で、非常に現場の調査であったりとても行政として甘いのではないかと、それは課長もよく理解されているのかなと今の発言で思ったのですが、今後、では、お話を聞くと調整であったり、もしかすると真っすぐ進もうと思っているところができずに道路を横断しなければいけなかったりとかそういったことがあった場合、協議を含めた中で、繰越明許で300万今回していますが、補正として追加というようなこともあるということなんでしょうか。

**荒澤精也上下水道課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 上下水道課長荒澤精也君。

**荒澤精也上下水道課長** 今の入っている民地の問題の部分が、そこについては付け替えというふうな形で、面積の交換分合という形が発生するのかなと。その部分については、登記関係で若干出るかは分かりませんが、今のところこの300万の予算の中で可能なかなというふうに思っております。大規模な補正、さらに追加というふうな部分についてはないのではないかとこのように思っております。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ  
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討  
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第25号令和2年度新庄市一般会計補正予  
算(第14号)は、原案のとおり決することに御  
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議案第25号は原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第1号新庄市議 会会議規則の一部を改正する規則 について

**下山准一議長** 日程第17議案第1号新庄市議  
会会議規則の一部を改正する規則についてを議題  
といたします。

提出者の説明を求めます。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

(14番石川正志議員登壇)

**14番(石川正志議員)** それでは、私のほうか  
ら御説明申し上げます。

議案第1号新庄市議会会議規則の一部を改  
正する規則について、会議規則第14条第2項の  
規定により御提出申し上げます。

お手元の議案第1号を1枚開いていただけ  
れば幸いです。

提出者は、私、議会運営委員会委員長石川正  
志でございます。

改正の理由でございますが、議会……、失礼  
しました。議案末尾に記載してありますとおり、  
女性をはじめとする多様な人材の市議会への参  
画を促進する環境整備を図るため、また、行政  
手続等において原則として押印を廃止する動向  
を踏まえ、改正するものであります。

施行月日につきましては、公布の日とするも  
のであります。

以上、御審議いただき御決定くださいますよ  
うよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。ただいま説明  
のありました議案第1号新庄市議会会議規則  
の一部を改正する規則については、会議規則第  
37条第2項の規定により委員会への付託を省略  
したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議案第1号は委員会への付託を省略するこ  
とに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、  
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ  
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討  
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号新庄市議会会議規則の一部を改  
正する規則については、原案のとおり決するこ  
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議案第1号は原案のとおり可決されました。

## 日程第18閉会中の継続調査申し出について

**下山准一議長** 日程第18閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の活動について各委員長より閉会中の継続調査の申出がありますので、申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については各委員長の申出のとおり決しました。

## 閉 会

**下山准一議長** ここで市長より御挨拶があります。市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** コロナ禍の中での3月、1年を予測する予算審議に関わる3月議会、慎重審議、誠にありがとうございました。

商品券あるいは道の駅等につきましては動議も出ていることでもあります。このことについては真摯に受け止めながら今後の振興、また行政運営につきましては丁寧に進めてまいりたいというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いたします。

施政方針の中で、成長の昭和、成熟の平成、そして新たな創造文化の令和の時代に入っているというふうなことを申してまいりました。文化の創造がこうしたパンデミックで本当に急な形で行われるということは予想以上に、予想外

のことであり、デジタル化というようなことが一層全国に広がりを見せるだろうというふうに思っております。

そんな中で、第5次総合計画の中でもありましたが、新庄市のプロモーション、新たな情報発信をいかにしていくかということ、このことについては職員にも先々と勉強しながら新たな手法を取り入れながらシティプロモーションとして情報発信を隅々まで行き届くように、最終的には市民がそこで満足できる情報をいかに提供するかということを常々に協議してまいりたいというふうに思っております。

また、コロナのワクチン接種については、日々変更がございまして、確実な形で示すことがなかなかできないということ、私自身も本当に焦るところはありますが、担当のほうが一一つ確認しながら進めていることもぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

先日は1,600本程度入ると、1,600回接種の可能性があるというふうなことでお示し、高齢者からというような判断をしてまいりましたが、次なる情報においては約2,000回の接種が可能であるというふうな情報が入りましたので、担当課と関係者と協議しながら施設を中心にまずクラスターを除くと、クラスターの対象となる施設を除くということで、施設から接種してはどうかというふうなことで今検討を始めているところであります。

3月末に、もう間もなくであります。接種券の配布できる状況ではありますけれども、コロナのワクチンの入り方によって接種の対象者に配布していきたいというふうなことを考えているところであります。

医師会の全面的な協力もいただいておりますので、接種開始後は柔軟な体制で、市も全員協力体制の下に市民の不安を取り除いてまいりたいと思っております。

また、令和3年に、令和7年に迎える新庄城

400年開城記念に向かひまして、新たに実行委員会、市民の皆様を交えた実行委員会をつくり、この新庄の歴史の検証と、将来に向けたいい意味での新たな検証の時期に入ってきているというふうに思っております。令和3年に実行委員会を立てて、令和7年の開城400年に向けた新庄らしさをぜひ皆さんと追求してまいりたいというふうに思っております。

また、さらにはそれと並行いたしまして、令和4年度を目指して歴史的風致維持向上計画もぜひ国から採用できるように、令和3年度にきっちり詰めてまいりたいというふうに思います。

大きな文化創造の時代、また新庄市にとっては400年が間もなく近づいてくるという大きな節目に一日一日と近づいているわけですが、第5次総合計画により住みよさを形に、新庄市の実現に向けて皆様方に今後とも御指導、御協力をお願いいたしまして、3月議会の御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

**下山准一議長** 以上をもちまして、令和3年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時46分 閉会

新庄市議会議長 下山准一

会議録署名議員 佐藤文一

〃 〃 山科正仁